

水俣市議会会議録

平成31年3月第1回定例会（2月20日招集）

水俣市議会事務局

平成31年3月第1回定例会（2月20日招集）会期日程表

（会期 2月20日から3月14日まで23日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月20日	水	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 平成30年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	21日	木		休 会	議案調査（予算説明）
3	22日	金			議案調査（予算説明）
4	23日	土			市の休日
5	24日	日			市の休日
6	25日	月			議案調査
7	26日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
8	27日	水			議案調査
9	28日	木			議案調査
10	3月1日	金			議案調査 * 高校卒業式
11	2日	土			市の休日
12	3日	日			市の休日
13	4日	月			議案調査
14	5日	火			午前9時30分
15	6日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（小路貴紀君・野中重男君）
16	7日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
17	8日	金	————	委員会	委員会
18	9日	土		休 会	市の休日
19	10日	日			市の休日 * 中学校卒業式
20	11日	月	————	委員会	委員会
21	12日	火		休 会	議事整理日
22	13日	水			議事整理日
23	14日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

※ 5日の本会議において、7日を休会とし、議案質疑を6日に行った。

平成31年3月第1回水俣市議会定例会会議録目次

平成31年2月20日（水） ——— 1日目 ———

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
議案上程	5
日程第3 議第1号 旧山野線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第4 議第2号 水俣市健康づくり条例の制定について	7
日程第5 議第3号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	10
日程第6 議第4号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について	10
日程第7 議第5号 水俣市森林経営管理基金条例の制定について	11
日程第8 議第6号 水俣市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	11
日程第9 議第7号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	21
日程第10 議第8号 水俣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21
日程第11 議第9号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22
日程第12 議第10号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	22
日程第13 議第11号 平成31年度水俣市一般会計予算	23
日程第14 議第12号 平成31年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	28

日程第15	議第13号	平成31年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	1 - 29
日程第16	議第14号	平成31年度水俣市介護保険特別会計予算	30
日程第17	議第15号	平成31年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	32
日程第18	議第16号	平成31年度病院事業会計予算	33
日程第19	議第17号	平成31年度水道事業会計予算	36
日程第20	議第18号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	37
日程第21	議第19号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	41
日程第22	議第20号	平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	42
日程第23	議第21号	平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）	43
日程第24	議第22号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	43
日程第25	議第23号	平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）	45
日程第26	議第24号	第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定について	45
日程第27	議第25号	指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）	45
日程第28	議第26号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）	46
日程第29	議第27号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	46
日程第30	議第28号	指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）	46
日程第31	議第29号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	47
日程第32	議第30号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	47
日程第33	議第31号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）	48
日程第34	議第32号	指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））	48
日程第35	議第33号	市道の路線認定について	48
日程第36	議第34号	水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	49
		市長の所信表明並びに提案理由説明	49
		休憩・開議	62
		市長の所信表明並びに提案理由説明（続）	62
		議会運営委員長の提案理由説明	68
		先議案件に対する質疑	68
		委員会付託	69
		休憩・開議	69
		○総務産業委員長の報告	70
		○厚生文教委員長の報告	72
		委員会審査報告書	73

委員長報告に対する質疑	1 - 74
討 論	74
採 決	74
散 会	75

平成31年 3 月 5 日（火） —— 2 日 目 ——

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第 2 号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第 1 一般質問	3
○谷口明弘君の質問	3
1 平成31年度施政方針について	3
2 企業誘致について	3
3 観光施策について	3
4 教育、子育て環境について	3
5 市制施行70周年事業について	4
6 医療センターについて	4
7 SDGs 未来都市について	4
8 庁舎建て替えについて	4
市長の答弁	4
○谷口明弘君の再質問	5
市長の答弁	6
産業建設部長の答弁	6
○谷口明弘君の発言	7
副市長の答弁	7
○谷口明弘君の再質問	8
副市長の答弁	9
○谷口明弘君の発言	9

市長の答弁	2 - 10
教育長の答弁	10
○谷口明弘君の発言	12
総合政策部長の答弁	13
○谷口明弘君の発言	13
病院事業管理者の答弁	14
○谷口明弘君の再質問	14
病院事業管理者の答弁	15
○谷口明弘君の発言	15
副市長の答弁	15
○谷口明弘君の再質問	16
副市長の答弁	17
総合政策部長の答弁	17
○谷口明弘君の再質問	17
総合政策部長の答弁	18
総務部長の答弁	18
○谷口明弘君の発言	18
休憩・開議	18
○藤本壽子君の質問	19
1 水俣市長崎地区太陽光発電所設置計画について	19
2 水俣川河口臨海部振興構想計画による環境への影響について	19
3 写真家ユージン・スミスを題材とした映画「MINAMATA」について	20
市長の答弁	20
産業建設部長の答弁	20
○藤本壽子君の再質問	21
産業建設部長の答弁	22
○藤本壽子君の再々質問	23
産業建設部長の答弁	24
市長の答弁	24
産業建設部長の答弁	24
○藤本壽子君の再質問	25
休憩・開議	26

産業建設部長の答弁	2 - 27
休憩・開議	27
産業建設部長の答弁	27
○藤本壽子君の再々質問	28
休憩・開議	29
産業建設部長の答弁	29
市長の答弁	30
○藤本壽子君の再質問	30
市長の答弁	32
○藤本壽子君の再々質問	33
市長の答弁	33
休憩・開議	34
○高岡朱美君の質問	34
1 放射線治療を必要とする患者の負担軽減について	35
2 子どもの健康づくりについて	35
3 「水銀に関する水俣条約」と本市の課題について	35
市長の答弁	35
総合医療センター院長の答弁	36
○高岡朱美君の再質問	37
総合医療センター院長の答弁	38
○高岡朱美君の再々質問	38
総合医療センター院長の答弁	39
福祉環境部長の答弁	39
○高岡朱美君の再質問	40
福祉環境部長の答弁	41
○高岡朱美君の再々質問	42
福祉環境部長の答弁	43
市長の答弁	43
○高岡朱美君の再質問	45
市長の答弁	47
○高岡朱美君の再々質問	47
休憩・開議	48

市長の答弁	2 - 48
休憩・開議	49
市長の答弁	49
日程第2 休会について	49
採 決	49
散 会	49

平成31年3月6日（水） —— 3日目 ——

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	4
○小路貴紀君の質問	4
1 ONE PIECE熊本復興プロジェクトについて	4
2 平成31年度予算と施政方針について	4
3 第6次水俣市総合計画について	5
市長の答弁	5
総務部長の答弁	5
○小路貴紀君の発言	6
市長の答弁	7
○小路貴紀君の再質問	8
市長の答弁	9
○小路貴紀君の再々質問	10
市長の答弁	11
総合政策部長の答弁	12
○小路貴紀君の再質問	12
総合政策部長の答弁	12
○小路貴紀君の発言	13

休憩・開議	3 - 14
○野中重男君の質問	14
1 水俣病について	14
2 水俣川河口臨海部振興構想について	15
3 文化会館空調設備更新工事について	15
市長の答弁	15
○野中重男君の再質問	17
市長の答弁	18
○野中重男君の発言	19
休憩・開議	19
市長の答弁	19
○野中重男君の再々質問	19
休憩・開議	20
市長の答弁	20
産業建設部長の答弁	20
○野中重男君の再質問	22
休憩・開議	23
産業建設部長の答弁	23
市長の答弁	24
○野中重男君の再々質問	24
市長の答弁	26
総務部長の答弁	26
○野中重男君の再質問	28
休憩・開議	30
総務部長の答弁	30
市長の答弁	30
○野中重男君の再々質問	31
市長の答弁	32
休憩・開議	33
質 疑	33
日程第2 議第1号 旧山野線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33

日程第3	議第2号	水俣市健康づくり条例の制定について……………	3 - 34
日程第4	議第3号	水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定 について……………	34
日程第5	議第4号	水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について……………	34
日程第6	議第5号	水俣市森林経営管理基金条例の制定について……………	34
日程第7	議第6号	水俣市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定に ついて……………	35
日程第8	議第7号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………	35
日程第9	議第8号	水俣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技 術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	35
日程第10	議第9号	水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	35
日程第11	議第10号	水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を 改正する条例の制定について……………	36
日程第12	議第11号	平成31年度水俣市一般会計予算……………	36
日程第13	議第12号	平成31年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……………	38
日程第14	議第13号	平成31年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	38
日程第15	議第14号	平成31年度水俣市介護保険特別会計予算……………	38
日程第16	議第15号	平成31年度水俣市公共下水道事業特別会計予算……………	38
日程第17	議第16号	平成31年度水俣市病院事業会計予算……………	38
日程第18	議第17号	平成31年度水俣市水道事業会計予算……………	39
日程第19	議第24号	第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定について…	39
日程第20	議第25号	指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）……………	39
日程第21	議第26号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）……………	39
日程第22	議第27号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）……………	39
日程第23	議第28号	指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）……………	39
日程第24	議第29号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）……………	39
日程第25	議第30号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）……………	39
日程第26	議第31号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）……………	39
日程第27	議第32号	指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））……………	39
日程第28	議第33号	市道の路線認定について……………	39

議案上程	3 - 40
日程第29 議第35号 水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	40
日程第30 議第36号 工事請負契約の締結について	42
市長の提案理由説明	43
休憩・開議	43
質 疑	43
委員会付託	44
散 会	44

平成31年 3月14日（水） —— 4 日 目 ——

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第 4 号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第 1 議第 1 号旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第31 陳第 4 号所得税法第56条の廃止を求め る意見書提出を求める陳情についてまで、31件に関する委員会の審査報告	4
○総務産業委員長の報告	5
○厚生文教委員長の報告	10
委員会審査報告書	13
委員長報告に対する質疑	15
討 論	15
○藤本壽子君の反対討論（議第11号）	15
○桑原一知君の賛成討論（議第11号）	16
○野中重男君の賛成討論（議第11号）	17
○高岡朱美君の反対討論（議第24号）	18
○高岡朱美君の賛成討論（陳第 4 号）	19
○小路貴紀君の賛成討論（議第24号）	20
○塩崎達朗君の賛成討論（議第24号）	23

○谷口眞次君の賛成討論（陳第1号）	4 - 24
採 決	25
日程第32 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	27
採 決	27
閉会中継続審査・調査申出書	28
議案上程	28
日程第33 議第37号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	29
議会運営委員長の提案理由説明	30
質 疑	30
討 論	30
採 決	30
退職議員並びに市長のあいさつ	31
○野中重男君のあいさつ	31
○谷口眞次君のあいさつ	32
○福田 斉君のあいさつ	32
市長のあいさつ	33
閉 会	34

平成31年 2月20日

平成31年 3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明並びに
先議案件（平成30年度補正予算等）の表決

平成31年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成31年2月20日水俣市長第1回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成31年2月20日午前10時0分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成31年3月14日午前11時39分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成31年2月20日（水曜日）

午前10時0分 開会

午後5時27分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（松 尾 裕 二 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総 合 政 策 部 長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福 祉 環 境 部 長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総 合 政 策 部 次 長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総 合 医 療 セ ン タ ー 事 務 部 次 長（松 木 幸 蔵 君）
総 合 政 策 部 政 策 推 進 課 長（設 楽 聡 君）	総 務 部 財 政 課 長（梅 下 俊 克 君）

○議事日程 第1号

平成31年2月20日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第1号 旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議第2号 水俣市健康づくり条例の制定について

第5 議第3号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第4号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第5号 水俣市森林経営管理基金条例の制定について

第8 議第6号 水俣市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

第9 議第7号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第8号 水俣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議11 議第9号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第10号 水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第11号 平成31年度水俣市一般会計予算

第14 議第12号 平成31年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

第15 議第13号 平成31年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

第16 議第14号 平成31年度水俣市介護保険特別会計予算

第17 議第15号 平成31年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

第18 議第16号 平成31年度病院事業会計予算

第19 議第17号 平成31年度水道事業会計予算

第20 議第18号 平成30年度水俣市一般会計補正予算(第8号) (各委)

第21 議第19号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) (厚生文教)

第22 議第20号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) (厚生文教)

第23 議第21号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第5号) (厚生文教)

第24 議第22号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) (総務産業)

- 第25 議第23号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）（総務産業）
- 第26 議第24号 第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定について
- 第27 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 第28 議第26号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第29 議第27号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第30 議第28号 指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）
- 第31 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第32 議第30号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第33 議第31号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第34 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））
- 第35 議第33号 市道の路線認定について
- 第36 議第34号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（福田 斉君） ただいまから平成31年第1回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（福田 斉君） これから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、議会運営委員会発議の条例案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成30年度の定期監査並びに平成30年11月分、12月分の一般会計、特別会計等及び平成30年10月分、11月分、12月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告の提出があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、帆足総合政策部長、関総務部長、深江福祉環境部長、城山産業建設部長、本田総合政策部次長、坂本総務部次長、田中産業建設部次長、設楽政策推進課長、梅下財政課長、小島教育長、松木総合医療センター事務部次長、岩井水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福田 斉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において田口憲雄議員、藤本壽子議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成31年3月第1回定例会（2月20日招集）会期日程表

（会期 2月20日から3月14日まで23日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月20日	水	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 平成30年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	21日	木		休 会	議案調査（予算説明）
3	22日	金			議案調査（予算説明）
4	23日	土			市の休日
5	24日	日			市の休日
6	25日	月			議案調査
7	26日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
8	27日	水			議案調査
9	28日	木			議案調査
10	3月1日	金			議案調査 * 高校卒業式
11	2日	土			市の休日
12	3日	日			市の休日
13	4日	月			議案調査
14	5日	火			午前9時30分
15	6日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
16	7日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
17	8日	金	————	委員会	委員会
18	9日	土		休 会	市の休日
19	10日	日			市の休日 * 中学校卒業式

20	11日	月	————	委員会	委員会
21	12日	火		休 会	議事整理日
22	13日	水			議事整理日
23	14日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（福田 斉君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月14日までの23日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、23日間と決定しました。

日程第3 議第1号 旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第4 議第2号 水俣市健康づくり条例の制定について

日程第5 議第3号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正
する条例の制定について

日程第6 議第4号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第5号 水俣市森林経営管理基金条例の制定について

日程第8 議第6号 水俣市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

日程第9 議第7号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第8号 水俣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理
者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第9号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

日程第12 議第10号 水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正す
る条例の制定について

日程第13 議第11号 平成31年度水俣市一般会計予算

日程第14 議第12号 平成31年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

日程第15 議第13号 平成31年度後期高齢者医療特別会計予算

日程第16 議第14号 平成31年度水俣市介護保険特別会計予算

日程第17 議第15号 平成31年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

- 日程第18 議第16号 平成31年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第19 議第17号 平成31年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第20 議第18号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第21 議第19号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議第20号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議第21号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議第22号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第25 議第23号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議第24号 第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定について
- 日程第27 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 日程第28 議第26号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第29 議第27号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第30 議第28号 指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）
- 日程第31 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第32 議第30号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第33 議第31号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 日程第34 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））
- 日程第35 議第33号 市道の路線認定について
- 日程第36 議第34号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 齊君） 日程第3、議第1号旧山野線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第36、議第34号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてまで、34件を一括して議題とします。

議第1号

旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡 利治

旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

交通基金の設置、管理及び処分に関する条例

第1条中「水俣市代替バス通学生交通費助成条例（平成10年条例第1号）」を「水俣市高等学校等通学生交通用具助成要綱」に改め、「旧山野線の」及び「旧山野線沿線」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正前の旧山野線沿線交通基金に属していた現金は、この条例の改正後の交通基金に属する現金とする。

（提案理由）

水俣市代替バス通学生交通費助成条例が平成31年3月31日をもって失効することから、水俣市高等学校等通学生交通用具助成要綱を制定し、新たな助成措置を実施するとともに、基金の名称を変更するため、本案のように制定しようとするものである。

議第2号

水俣市健康づくり条例の制定について

水俣市健康づくり条例を次のように制定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市健康づくり条例

（目的）

第1条 この条例は、本市の健康づくりの基本理念を定め、市の責務及び市民、地域コミュニティ等の役割を明らかにするとともに、市の施策の推進のための基本となる事項を定めることにより、市民の健康づくりと養生に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、市民が生涯にわたり健やかで明るく心豊かに、いきいきと暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 市民が生涯にわたり健やかでいきいきとした生活を送るため、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙並びに歯及び口腔の健康の保持などの生活習慣を改善し、心や身体の状態をより良くしようとすることをいう。
- (2) 養生 自身の健康状態や生活習慣を的確に判断して、現在の状況より更に健康に過ごすためにはどうすべきかを見出すための考え方をいう。
- (3) 運動 スポーツだけでなく、散歩やストレッチングなど、それぞれの年齢、性別、健康状態等に応じ、体力の維持及び向上を目的として意識的に行う身体活動をいう。
- (4) 地域コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その総意及び協力により住み良い地域社会を作ることを目的として構成された団体をいう。
- (5) 保健医療福祉関係者 市内における保健医療福祉サービスを提供する法人その他の団体及び個人をいう。
- (6) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設をいう。
- (7) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

（基本理念）

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民一人ひとりが養生の考え方や健康への意識を高め、健康の維持、増進を管理する能力の向上を図り、

いきいきと心豊かな生涯を送るための健康づくりを主体的に行うこと。

- (2) 市民、市、地域コミュニティ、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者は、相互に連携を図りながら、協働して健康づくりを推進し、「いきいきとした健康なまち」を目指すこと。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、健康づくりに対する関心と理解を深め、健康診査、歯科検診その他健康診断（以下「健康診断等」という。）を適切に受けることにより、自らの健康状態を把握し、個人の状況に応じた健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、市民の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、市民、地域コミュニティ、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、第1項に規定する施策を含む計画を策定するときは、この条例の基本理念を踏まえたものとなるようにしなければならない。

(地域コミュニティの役割)

第6条 地域コミュニティは、地域住民の健康づくりを推進するため、地域の特色を生かした運動その他の健康づくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 地域コミュニティは、市、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者が実施する健康づくりを推進する取組に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第7条 保健医療福祉関係者は、健康づくりの推進のために、保有する資源等（保健医療福祉関係者が保有し、又はその管理に属する施設、設備及び人材をいう。）の提供を求められた場合、協力するよう努めるものとする。

- 2 保健医療福祉関係者は、健康づくりの推進に当たっては、保健指導、健康診断等その他の保健医療福祉サービスを市民が適切に受けることができるように配慮するとともに、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。
- 3 保健医療福祉関係者は、市、地域コミュニティ、学校等及び事業者が実施する健康づくりを推進する取組に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、健康づくりの推進のために、保有する資源等（学校等が保有し、又はその管理に属する施設、設備及び人材をいう。）の提供を求められた場合、協力するよう努めるものとする。

- 2 学校等は、様々な健康づくりに資する活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、幼児、児童、生徒及び学生の健康づくりの推進に努めるものとする。
- 3 学校等は、市、地域コミュニティ、保健医療福祉関係者及び事業者が実施する健康づくりを推進する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、当該事業者の行う事業に従事する者の健康診断等の受診の促進、休暇の取得の促進その他の心身の健康に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、市、地域コミュニティ、保健医療福祉関係者及び学校等が実施する健康づくりを推進する取組に協力するよう努めるものとする。

(受動喫煙の防止)

第10条 市は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

- 2 市並びに多数の者が利用する施設を管理する者及びその他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、

受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

- 3 市民は、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

(健康増進計画の策定)

第11条 市長は、第5条第1項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するため、主に次に掲げる事項に配慮し、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定により、健康づくりの推進に関する施策についての計画(以下「健康増進計画」という。)を策定するものとする。

- (1) 健全な食生活の知識の普及に関すること。
- (2) 運動習慣の知識の普及及び運動のための環境の整備に関すること。
- (3) 心の状態をより良く保つための知識の普及及び支援の充実に関すること。
- (4) 喫煙による健康被害の知識の普及及び禁煙支援並びに受動喫煙の防止に関すること。
- (5) 歯・口腔の健康づくりの知識の普及及び保健サービスの実施に関すること。
- (6) 健康診断等の受診率及びそれに基づく保健指導の実施率の向上に関すること。

2 健康増進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 健康づくりの推進に関する基本方針
- (2) 健康づくりの施策における目標数値
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的にかつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、健康増進計画を定めるときは、第17条に規定する水俣市健康づくり推進協議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、健康増進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、健康増進計画の変更について準用する。

(人材の育成及び活用)

第12条 市は、市民、地域コミュニティ、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者と協働して健康づくりを推進するため、健康ボランティアの育成及び活用を図るとともに、健康づくりに関して意見を交換する機会を設けるものとする。

(地域コミュニティ、学校等及び事業者等に対する支援)

第13条 市は、健康づくりを推進するために必要があると認めるときは、地域コミュニティ、保健医療福祉関係者、学校等(市以外のものが設置するものに限る。)及び事業者その他健康づくりに係る団体に対し、財政的支援その他の必要な支援を行うことができる。

(活動の公表)

第14条 市は、市民、地域コミュニティ、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者その他健康づくりに係る団体が行う健康づくりの推進に関する活動で有益かつ先駆的な役割を果たすと認めるものについて、これを公表し、顕彰することができる。

(いきいき健康づくり月間)

第15条 市は、健康づくりについて市民の理解と関心を深めるため、11月を「いきいき健康づくり月間」と定め、その主旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(いきいき健康食育の日)

第16条 市は、健康づくりについて市民の理解と関心を深めるため、毎月19日を「いきいき健康食育の日」と定め、市民が食について関心を持ち、食について考えるきっかけとするよう啓発に努めなければならない。

(健康づくり推進協議会及び食育推進検討会)

第17条 市民の健康づくりの推進を図るため、水俣市健康づくり推進協議会及び水俣市食育推進検討会を設置する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている水俣市健康増進計画は、第11条第1項の規定により策定された健康増進計画とみなす。

3 この条例の施行の際、現に設置されている水俣市健康づくり推進協議会及び水俣市食育推進検討会は、それぞれ第17条の規定により設置された水俣市健康づくり推進協議会及び水俣市食育推進検討会とみなし、その運営は、別に定める「水俣市健康づくり推進協議会設置要綱」及び「水俣市食育推進検討会設置要綱」に基づくものとする。

(提案理由)

本市の健康づくりの基本理念を定め、市民、行政、地域コミュニティ等が協働し、市民が生涯にわたり心身ともにいきいきと健康で暮らすことができる地域社会を目指すために、本案のように制定しようとするものである。

議第3号

水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

水俣市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「満15歳」を「満18歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の水俣市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以降の診療に係る医療費について適用し、施行日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

(提案理由)

助成対象者の年齢を引き上げるため、本案のように制定しようとするものである。

議第4号

水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市企業立地条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市企業立地条例の一部を改正する条例

水俣市企業立地条例（平成14年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、雇用促進奨励金については、水俣市産業支援サービス業等立地促進補助金交付要綱（平成31年告示第3号）に基づく補助金と重複して交付しないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水俣市産業支援サービス業等立地促進補助金の創設に伴い、本条例における雇用促進奨励金を重複して交付しないものとするため、本案のように制定しようとするものである。

議第5号

水俣市森林経営管理基金条例の制定について

水俣市森林経営管理基金条例を次のように制定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市森林経営管理基金条例

（設置）

第1条 森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づき、林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進を図るため、水俣市森林経営管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、水俣市一般会計歳入歳出予算において定めた額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間、利率及び必要な事項を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生じる収益は、水俣市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（運用益の処分）

第6条 市長は、第1条に定める経費の財源に充てる場合は、予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

森林経営管理法が平成31年4月1日から施行されることに伴い、森林経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進を図ることを目的として、水俣市森林経営管理基金を設置し、基金の管理及び運営等を円滑かつ効率的に行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第6号

水俣市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
水俣市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を次のように制定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 堤防（第3条—第18条）
- 第3章 床止め（第19条—第22条）
- 第4章 堰（第23条—第32条）
- 第5章 水門及び樋門（第33条—第40条）
- 第6章 揚水機場、排水機場及び取水塔（第41条—第47条）
- 第7章 橋（第48条—第55条）
- 第8章 伏せ越し（第56条—第60条）
- 第9章 雑則（第61条—第64条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づき、市が管理する準用河川の河川管理施設又は法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）で使用する用語の例による。

第2章 堤防

（適用の範囲）

第3条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。

（構造の原則）

第4条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

（材質及び構造）

第5条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。

（高さ）

第6条 堤防（計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。）の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に次の表の右欄に掲げる値を加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

項	計画高水流量 (単位 1秒間につき立方メートル)	計画高水位に加える値 (単位 メートル)
---	-----------------------------	-------------------------

1	200未満	0.6
2	200以上	0.8

2 前項の堤防のうち計画高水流量を定める湖沼又は高潮区間の堤防の高さは、同項の規定によるほか、湖沼の堤防にあっては計画高水位に、高潮区間の堤防にあっては計画高潮位に、それぞれ波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとするものとする。

3 計画高水流量を定めない湖沼の堤防の高さは、計画高水位（高潮区間にあっては、計画高潮位。次項において同じ。）に波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。

4 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

（天端幅）

第7条 堤防（計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。）の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、3メートル以上とするものとする。

2 計画高水流量を定めない湖沼の堤防の天端幅は、堤防の高さ及び構造並びに背後地の状況を考慮して、3メートル以上の適切な値とするものとする。

（盛土による堤防の法勾配等）

第8条 盛土による堤防（胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の法面は、芝等によって覆うものとする。

（小段）

第9条 堤防の安定を図るため必要がある場合においては、その中腹に小段を設けるものとする。

2 堤防の小段の幅は、3メートル以上とするものとする。

（側帯）

第10条 堤防の安定を図るため必要がある場合又は非常用の土砂等を備蓄し、若しくは環境を保全するため特に必要がある場合においては、堤防の裏側の脚部に側帯を設けるものとする。

（護岸）

第11条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面又は表小段に護岸を設けるものとする。

（水制）

第12条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制を設けるものとする。

（管理用通路）

第13条 堤防には、規則で定めるところにより、河川の管理のための通路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。

（波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置）

第14条 湖沼、高潮区間又は2以上の河川の合流する箇所の堤防その他の堤防で波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 表法面又は表小段に護岸又は護岸及び波返工を設けること。

(2) 前面に消波工を設けること。

2 前項の堤防で越波のおそれがあるものには、同項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 天端、裏法面及び裏小段をコンクリートその他これに類するもので覆うこと。

(2) 裏法尻に沿って排水路を設けること。

（背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例）

第15条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第6条第1項から第3項までの規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さ（甲河川が水保市が管理する準用河川以外の場合にあっては、甲河川の管理者が定める堤防の計

画高)を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあつては、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さ乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第6条第1項の表の右欄に掲げる値を加えた高さと一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間(湖沼である河川の区間を除く。以下「背水区間」という。)の堤防の天端幅は、第7条第1項又は第2項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

(湖沼又は高潮区間の堤防の天端幅の特例)

第16条 計画高水流量を定める湖沼又は高潮区間の堤防に第14条第1項第1号に掲げる措置を講ずる場合においては、当該堤防の天端幅は、第7条第1項及び前条第2項の規定にかかわらず、第14条の規定により講ずる措置の内容及び当該堤防に接続する堤防(計画横断形が定められている場合にあつては、計画堤防)の天端幅を考慮して、3メートル以上の適切な値とすることができる。

(天端幅の規定の適用除外等)

第17条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第7条、第15条第2項及び前条の規定は、適用しない。

- 2 胸壁を有する堤防に関する第7条、第15条第2項及び前条の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

(連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例)

第18条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位(高潮区間にあつては、計画高潮位。以下この条及び次条第1項において同じ。)から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章(第15条及び前条を除く。)の規定を準用する。

第3章 床止め

(構造の原則)

第19条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護床工及び高水敷保護工)

第20条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。

(護岸)

第21条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、規則で定めるところにより、護岸を設けるものとする。

(魚道)

第22条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、規則で定めるところにより、魚道を設けるものとする。

第4章 堰

(構造の原則)

第23条 堰は、計画高水位(高潮区間にあつては、計画高潮位)以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(流下断面との関係)

第24条 可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条及び第26条において同じ。）以外の部分（堰柱を除く。）及び固定堰は、流下断面（計画横断形が定められている場合にあっては、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条、第45条第1項及び第49条第1項において同じ。）内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

（可動堰の可動部の径間長）

第25条 可動堰の可動部の径間長（隣り合う堰柱の中心線間の距離をいう。以下この章において同じ。）は、15メートル以上（可動部の全長（両端の堰柱の中心線間の距離をいう。以下同じ。）が15メートル未満である場合にあっては、その全長の値）とするものとする。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 可動堰の可動部の全長が30メートル未満であるときは、前項の規定にかかわらず、可動部の径間長を12.5メートル以上とすることができる。

（可動堰の可動部の径間長の特例）

第26条 可動堰の可動部の一部を土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねるものとする場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、当該部分の径間長は、12.5メートル以上とすることができる。この場合においては、可動部の径間長の平均値は、同条第2項に該当する可動堰の可動部を除き、15メートル以上でなければならない。

2 前項の規定によれば可動堰の可動部のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分以外の部分（以下「兼用部分以外の部分」という。）の径間長が著しく大となり、当該部分のゲートの構造上適当でなく、かつ、治水上の支障がないと認められる場合においては、可動部の径間長を同項後段の規定によらないものとすることができる。この場合における可動部の径間長は、兼用部分以外の部分の径間長が25メートルを超えることとなる場合又はゲートの縦の長さとの比の値が15分の1以下となる場合においては、当該径間長を15メートル以上（兼用部分以外の部分の可動部の全長が30メートル未満である場合にあっては、12.5メートル以上）とすることができる。

（可動堰の可動部のゲートの構造）

第27条 可動堰の可動部のゲート（バルブを含む。以下この章において同じ。）は、確実に開閉し、かつ、必要な水密性及び耐久性を有する構造とするものとする。

2 可動堰の可動部のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実にを行うことができる構造とするものとする。

3 可動堰の可動部のゲートは、予想される荷重に対して安全な構造とするものとする。

4 可動堰の可動部のゲートに作用する荷重としては、ゲートの自重、貯留水による静水圧の力、貯水池内に堆積する泥土による力、貯留水の氷結時における力、地震時におけるゲートの慣性力、地震時における貯留水による動水圧の力及びゲートの開閉によって生ずる力を採用するものとする。

5 前各項に規定するもののほか、可動堰の可動部のゲートの構造の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（可動堰の可動部のゲートの高さ）

第28条 可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に第6条第1項の表の右欄に掲げる値を加えた値以上で、高潮区間においては計画高潮位を下回らず、その他の区間においては当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときにあっては、計画堤防。）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとする。

2 可動堰の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰の基礎部（床版を含む。）の高さ以下とするものとする。

（可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例）

第29条 背水区間に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支

障がないと認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

(1) 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第6条第1項の表の右欄に掲げる値を加えた高さ

(2) 計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）

2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第1項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

（管理施設）

第30条 可動堰には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

（護床工等）

第31条 第20条から第22条までの規定は、堰を設ける場合並びに堰の設置に伴い必要となる護岸及び魚道を設ける場合について準用する。この場合において、これらの規定中「床止め」とあるのは、「堰」と読み替えるものとする。

（洪水を分流させる堰に関する特例）

第32条 第24条及び第28条の規定は、洪水を分流させる堰については、適用しない。

第5章 水門及び樋門

（構造の原則）

第33条 水門及び樋門は、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（構造）

第34条 水門及び樋門（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

（断面形）

第35条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量（舟の通行の用に供する水門にあつては、計画高水流量及び通行すべき舟の規模）を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

（河川を横断して設ける水門の径間長等）

第36条 第24条から第26条までの規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、第24条中「可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条及び第26条において同じ。）以外の部分（堰柱を除く。）及び固定堰」とあるのは「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と、第25条及び第26条中「可動堰の可動部」とあり、及び「可動部」とあるのは「水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分」と、第25条第1項中「堰柱」とあるのは「門柱」と読み替えるものとする。

2 河川を横断して設ける樋門で2門以上のゲートを有するものの内法幅は、5メートル以上とするものとする。ただし、内法幅が内法高の2倍以上となるときは、この限りでない。

（ゲート等の構造）

第37条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第38条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、高潮区間において水門の背後地の状況その他の特別の事情により治水上支障がないと認められるときは、水門の構造、波高等を考慮して、計画高潮位以上の適切な高さとする事ができる。

2 第28条第1項の規定は河川を横断して設ける水門（流水を分流させる水門を除く。）のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第29条の規定は河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。

(管理施設等)

第39条 第30条の規定は、水門及び樋門について準用する。

2 水門は、規則で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

(護床工等)

第40条 第20条及び第21条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について準用する。

第6章 揚水機場、排水機場及び取水塔

(揚水機場及び排水機場の構造の原則)

第41条 揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

2 揚水機場及び排水機場のポンプ室（ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限る。）、吸水槽及び吐出水槽その他の調圧部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

(排水機場の吐出水槽等)

第42条 樋門を有する排水機場には、吐出水槽その他の調圧部を設けるものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防（非常用の土砂等を備蓄し、又は環境を保全するために設けられる側帯を除く。）の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 吐出水槽その他の調圧部の上端の高さは、排水機場の樋門が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときにあっては、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

(流下物排除施設)

第43条 揚水機場及び排水機場には、土砂、竹木その他の流下物を排除するため、沈砂池、スクリーンその他の適当な流下物排除施設を設けるものとする。ただし、河川管理上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

(樋門)

第44条 揚水機場及び排水機場の樋門と樋門以外の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防（非常用の土砂等を備蓄し、又は環境を保全するために設けられる側帯を除く。）の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第36条第2項の規定は、揚水機場又は排水機場の樋門でポンプによる揚水又は排水のみの用に供されるものについては、適用しない。

(取水塔の構造)

第45条 取水塔（流下断面内に設けるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに取水塔に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

2 取水塔は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 取水塔の河床下の部分には、直接取水する取水口を設けてはならない。ただし、取水口の規模及び深さ等を

考慮して治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

(護床工等)

第46条 第20条及び第21条の規定は、取水塔を設ける場合について準用する。

(取水塔の設置に伴い必要となる護岸)

第47条 取水塔の設置に伴い必要となる護岸は、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合を除き、取水塔の上流端及び下流端から上流及び下流にそれぞれ取水塔と河岸又は堤防との距離の2分の1(第57条第1項の規定による基準径間長の2分の1を超えることとなる場合にあっては基準径間長の2分の1、10メートル未満となる場合にあっては10メートル)の距離の地点を結ぶ区間以上の区間に設けるものとし、その高さについては、第22条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは、「取水塔」と読み替えるものとする。

第7章 橋

(河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則)

第48条 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位(高潮区間にあっては、計画高潮位)以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋台)

第49条 河岸又は川幅が50メートル以上の河川、背水区間若しくは高潮区間に係る堤防(計画横断形が定められている場合にあっては、計画堤防。以下この条において同じ。)に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 堤防に設ける橋台(前項の橋台に該当するものを除く。)は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

3 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。

4 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

(橋脚)

第50条 河道内に設ける橋脚(基礎部(底版を含む。次項において同じ。)その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ。)の水平断面は、できるだけ細長い楕円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径(これに相当するものを含む。)の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であって橋脚の構造上やむを得ないと認められるとき、又は洪水が流下する方向が一定でない箇所には設けるときは、橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとするができる。

2 河道内に設ける橋脚の基礎部は、低水路(計画横断形が定められている場合にあっては、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この項において同じ。)及び低水路の河岸の法肩から20メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から深さ2メートル以上の部分に、その他の高水敷においては高水敷(計画横断形が定められている場合にあっては、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この項において同じ。)の表面から深さ1メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は高水敷の表面より下の部分に設けることができる。

(径間長)

第51条 橋脚を河道内に設ける場合においては、当該箇所において洪水が流下する方向と直角の方向に河川を横断する垂直な平面に投影した場合における隣り合う河道内の橋脚の中心線間の距離(河岸又は堤防(計画横断形が定められている場合にあっては、計画堤防。以下この条において同じ。)に橋台を設ける場合においては

橋台の胸壁の表側の面から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸又は堤防に橋台を設けない場合においては当該平面上の流下断面（計画横断形が定められている場合にあっては、当該計画横断形に係る流下断面）の上部の角から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含む。以下この章において「径間長」という。）は、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる場合を除き、次の式によって得られる値（その値が50メートルを超える場合にあっては、50メートル）以上とするものとする。ただし、径間長を次の式によって得られる値（以下この章において「基準径間長」という。）以上とすればその平均値を基準径間長に5メートルを加えた値を超えるものとしなければならないときは、径間長は、基準径間長から5メートルを減じた値（30メートル未満となる場合にあっては、30メートル）以上とすることができる。

$$L = 20 + 0.005Q$$

この式において、L及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L 径間長（単位 メートル）

Q 計画高水流量（単位 1秒間につき立方メートル）

- 2 河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合における橋の径間長は、前項の規定にかかわらず、川幅が30メートル未満の河川に設ける橋にあっては12.5メートル以上、川幅が30メートル以上の河川に設ける橋にあっては15メートル以上とすることができる。
- 3 河道内に橋脚が設けられている橋、堰その他の河川を横断して設けられている施設に近接して設ける橋の径間長については、これらの施設の相互の関係を考慮して治水上必要と認められる範囲において定めることができる。

（桁下高等）

第52条 第28条第1項及び第29条の規定は、橋の桁下高について準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

- 2 橋面（路面、地覆その他流水又は波浪が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた橋の部分という。）の高さは、背水区間又は高潮区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときにあっては、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

（護岸等）

第53条 第20条及び第21条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

- 2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防（非常用の土砂等を備蓄し、又は環境を保全するために設けられる側帯を除く。以下この項において同じ。）を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

（管理用通路の構造の保全）

第54条 橋（取付部を含む。）は、規則で定めるところにより、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

（適用除外）

第55条 第49条第1項から第3項まで及び第50条から第52条までの規定は、湖沼、遊水地その他これらに類するものの区域（橋の設置地点を含む一連区間における計画高水位の勾配、川幅その他河川の状況等により治水上の支障があると認められる区域を除く。）内に設ける橋並びに治水上の影響が著しく小さい高水敷に設ける橋で小規模なもの及び低水路に設ける橋で可動式とする等の特別の措置を講じたものについては、適用しない。

- 2 この章（第52条及び前条を除く。）の規定は、堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門又は取水塔に附属して設けられる橋については、適用しない。

第8章 伏せ越し

（適用の範囲）

第56条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

(構造の原則)

第57条 伏せ越しは、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(構造)

第58条 堤防（非常用の土砂等を備蓄し、又は環境を保全するために設けられる側帯を除き、計画横断形が定められている場合にあつては計画堤防を含む。以下この項及び第60条において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあつては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第34条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

(ゲート等)

第59条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 第27条第2項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第30条の規定は伏せ越しについて準用する。

(深さ)

第60条 伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合にあつては、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）及び低水路の河岸の法肩から2メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から、その他の高水敷においては高水敷（計画横断形が定められている場合にあつては、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この条において同じ。）の表面から、堤防の下部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面、高水敷の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第9章 雑則

(適用除外)

第61条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

- (1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等
- (2) 臨時に設けられる河川管理施設等
- (3) 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等
- (4) 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第2章から前章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

(計画高水流量等の決定又は変更があつた場合の適用の特例)

第62条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあつては、法第26条の許可。以下同じ。）があつた後における計画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高潮位（以下「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなつた場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかつたものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

(小河川の特例)

第63条 計画高水流量が1秒間につき100立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、河川管理上の支障があると認められる場合を除き、規則に定めるところによることができる。

(委任)

第64条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律のうち河川法の改正に伴い、準用河川の管理上必要とされる技術的基準を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

議第7号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

牧ノ内団地	昭和36年度 平成27年度～29年度	水俣市牧ノ内95番1	簡易耐火平屋 低層耐火2階	52	を
-------	-----------------------	------------	------------------	----	---

」

「

牧ノ内団地	昭和36年度 平成27年度～30年度	水俣市牧ノ内95番1 水俣市牧ノ内69番1	簡易耐火平屋 低層耐火2階	54	に、
-------	-----------------------	--------------------------	------------------	----	----

」

「

丸島団地	昭和25年度～26年度	水俣市丸島町1丁目 131番地	木造平屋	10	を
------	-------------	--------------------	------	----	---

」

「

丸島団地	昭和25年度～26年度	水俣市丸島町1丁目 131番地	木造平屋	8	に
------	-------------	--------------------	------	---	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

牧ノ内団地5号棟の建設による住宅の供用開始及び牧ノ内団地、丸島団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第8号

水俣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に

関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

水俣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第6号中「学校教育法による」を「学校教育法に基づく」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、「にしたもの」を削り、同条第4号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同条第3号に規定する学校の卒業生」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

学校教育法の一部を改正する法律等の施行及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う条文の整備等を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第9号

水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

労働基準法の改正による時間外労働の上限規制に対応するため、本案のように制定しようとするものである。

議第10号

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「						
	スポーツ推進委員		〃	21,400円		を
						」
「						
	スポーツ推進委員		〃	30,000円		に、
						」
「						
	特別支援教育支援員		〃	4,500円		を
	外国語活動支援員		〃	4,500円		
						」
「						
	特別支援教育支援員		〃	5,400円		に
	外国語活動支援員		〃	5,000円		
						」

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

県内他自治体の同職種の報酬額の状況を踏まえて報酬額を改定するため、本案のように制定しようとするものである。

議第11号

平成31年度水俣市一般会計予算

平成31年度水俣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,379,819千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 市税		2,858,832
	1 市民税	1,029,688
	2 固定資産税	1,577,727
	3 軽自動車税	86,032
	4 たばこ税	160,034
2 地方譲与税		119,000
	1 地方揮発油譲与税	30,000
	2 自動車重量譲与税	73,000
	3 特別とん譲与税	4,000
	4 森林環境譲与税	12,000
3 利子割交付金		3,000
	1 利子割交付金	3,000
4 配当割交付金		9,000
	1 配当割交付金	9,000
5 株式等譲渡所得割交付金		9,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	9,000
6 地方消費税交付金		500,000
	1 地方消費税交付金	500,000
7 自動車取得税交付金		11,000
	1 自動車取得税交付金	11,000
8 環境性能割交付金		7,000
	1 環境性能割交付金	7,000
9 地方特例交付金		7,000
	1 地方特例交付金	7,000
10 地方交付税		5,088,000
	1 地方交付税	5,088,000
11 交通安全対策特別交付金		3,211
	1 交通安全対策特別交付金	3,211
12 分担金及び負担金		109,855

	1 分担金	9,402
	2 負担金	100,453
13 使用料及び手数料		189,023
	1 使用料	172,122
	2 手数料	16,901
14 国庫支出金		2,219,350
	1 国庫負担金	1,712,150
	2 国庫補助金	501,675
	3 委託金	5,525
15 県支出金		1,384,816
	1 県負担金	730,946
	2 県補助金	567,922
	3 委託金	85,948
16 財産収入		56,927
	1 財産運用収入	8,940
	2 財産売払収入	47,987
17 寄附金		55,002
	1 寄附金	55,002
18 繰入金		989,477
	1 基金繰入金	970,859
	2 特別会計繰入金	18,618
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		487,425
	1 延滞金加算金及び過料	7,560
	2 市預金利子	2
	3 貸付金元利収入	91,570
	4 雑入	381,151
	5 受託事業収入	7,142
21 市債		2,272,900
	1 市債	2,272,900
	歳 入 合 計	16,379,819

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		158,092
	1 議会費	158,092
2 総務費		2,140,425
	1 総務管理費	1,747,742
	2 徴税费	194,404
	3 戸籍住民基本台帳費	82,569
	4 選挙費	68,619
	5 統計調査費	15,495
	6 監査委員費	31,596

3	民生費		5,549,213
	1	社会福祉費	3,115,901
	2	児童福祉費	1,901,687
	3	生活保護費	531,625
4	衛生費		2,076,800
	1	保健衛生費	356,757
	2	清掃費	833,502
	3	簡易水道設置費	7,399
	4	環境対策費	175,642
	5	病院費	580,000
	6	上水道費	123,500
5	農林水産業費		484,240
	1	農業費	232,156
	2	林業費	160,192
	3	水産業費	91,892
6	商工費		783,044
	1	商工費	343,615
	2	総合経済対策費	439,429
7	土木費		1,543,412
	1	土木管理費	15,813
	2	道路橋りょう費	617,339
	3	河川費	36,699
	4	港湾費	4,095
	5	都市計画費	589,348
	6	住宅費	280,118
8	消防費		570,617
	1	消防費	570,617
9	教育費		1,461,601
	1	教育総務費	781,819
	2	小学校費	126,621
	3	中学校費	79,362
	4	社会教育費	200,787
	5	保健体育費	273,012
10	災害復旧費		42
	1	農林水産施設災害復旧費	1
	2	公共土木施設災害復旧費	41
11	公債費		1,602,333
	1	公債費	1,602,333
12	予備費		10,000
	1	予備費	10,000
		歳 出 合 計	16,379,819

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
-----	-----	-------

複写機・プリンター複合機借上料 (総務課)	自 平成32年度 至 平成33年度	千円 1,159
複写機・プリンター複合機保守委託料 (総務課)	自 平成32年度 至 平成33年度	コピー・印刷枚数 に基づく委託料
内部情報システム使用料 (総務課)	自 平成31年度 至 平成36年度	47,515
課税支援システムハードリース料 (税務課)	自 平成32年度 至 平成36年度	5,102
家屋評価システム借上料 (税務課)	自 平成32年度 至 平成36年度	12,110
家屋評価システム保守委託料 (税務課)	自 平成32年度 至 平成36年度	5,193
戸籍電算システム保守委託料 (市民課)	自 平成32年度 至 平成36年度	14,838
戸籍電算システム借上料 (市民課)	自 平成32年度 至 平成36年度	10,967
戸籍ソフト利用料 (市民課)	自 平成32年度 至 平成36年度	14,995
複写機・プリンター複合機使用料 (市民課)	自 平成32年度 至 平成36年度	コピー・印刷枚数 に基づく使用料
住民基本台帳ネットワークシステム保守委託料 (市民課)	自 平成32年度 至 平成36年度	8,876
住民基本台帳ネットワークシステム借上料 (市民課)	自 平成32年度 至 平成36年度	11,326
特別小口資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 平成32年度 至 平成35年度	融資に対する利子 補給額に同じ
中小企業経営安定資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 平成32年度 至 平成35年度	融資に対する利子 補給額に同じ
創業資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 平成32年度 至 平成37年度	融資に対する利子 補給額に同じ
松本眞一同朋奨学金 (教育総務課)	自 平成31年度 至 平成37年度	5,760

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 100,200	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
災害復旧事業	277,300			
一般単独(一般)事業	88,500			
自然災害防止事業	34,500			
地方道路等整備事業	50,500			
緊急防災・減災事業	22,900			
公共施設等適正管理推進事業	42,600			
過疎対策事業	1,206,900			
水道事業	123,500			
臨時財政対策債	326,000			
計	2,272,900			

議第12号

平成31年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度水俣市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,153,424千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		320,444
	1 国民健康保険税	320,444
2 使用料及び手数料		300
	1 手数料	300
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		3,418,236
	1 県補助金	3,418,236
5 財産収入		461
	1 財産運用収入	461
6 繰入金		405,054
	1 他会計繰入金	251,467
	2 基金繰入金	153,587
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		8,927
	1 延滞金加算金及び過料	7,450
	2 市預金利子	1
	3 雑入	1,476
歳入合計		4,153,424

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		71,447
	1 総務管理費	32,512
	2 徴税費	32,654
	3 運営協議会費	174
2 保険給付費		3,096,526
	1 療養諸費	2,730,748
	2 高額医療費	358,916
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	5,880
3 国民健康保険事業費納付金		893,050
	1 医療給付費分	734,137
	2 後期高齢者支援金等分	140,411
	3 介護納付金分	18,502
4 共同事業拠出金		3
	1 共同事業拠出金	3
5 保健事業費		35,579
	1 保健事業費	7,937
6 基金積立金		461
	1 基金積立金	461
7 公債費		137
	1 公債費	137
8 諸支出金		16,221
	1 償還金及び還付加算金	2,140
9 予備費		40,000
	1 予備費	40,000
歳 出 合 計		4,153,424

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特定保健指導業務委託料	自 平成32年度 至 平成32年度	千円 971

議第13号

平成31年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

平成31年度水俣市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ413,031千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		261,574
	1 後期高齢者医療保険料	261,574
2 使用料及び手数料		41
	1 手数料	41
3 繰入金		150,754
	1 一般会計繰入金	150,754
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		660
	1 延滞金加算金及び過料	40
	2 償還金及び還付加算金	619
	3 預金利子	1
歳入合計		413,031

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		412,412
	1 総務管理費	22,438
	2 徴収費	8,886
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	381,088
2 諸支出金		619
	1 償還金及び還付加算金	619
歳出合計		413,031

議第14号

平成31年度水俣市介護保険特別会計予算

平成31年度水俣市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,625,266千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		659,767
	1 介護保険料	659,767
2 分担金及び負担金		432
	1 負担金	432
3 使用料及び手数料		43
	1 手数料	43
4 国庫支出金		965,459
	1 国庫負担金	592,192
	2 国庫補助金	373,267
5 支払基金交付金		933,724
	1 支払基金交付金	933,724
6 県支出金		522,756
	1 県負担金	492,677
	2 県補助金	30,079
7 繰入金		537,187
	1 一般会計繰入金	537,187
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		5,897
	1 延滞金、加算金及び過料	112
	2 預金利子	1
	3 雑入	5,784
歳入合計		3,625,266

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		79,790
	1 総務管理費	39,017
	2 徴収費	10,266
	3 介護認定審査会費	30,303
	4 趣旨普及費	24
	5 運営協議会費	180
2 保険給付費		3,338,059

	1 介護サービス等諸費	2,969,793
	2 介護予防サービス等諸費	149,976
	3 その他諸費	3,290
	4 高額介護サービス等費	69,309
	5 高額医療合算介護サービス等費	5,000
	6 特定入所者介護サービス等費	140,691
3 地域支援事業		204,593
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	81,780
	2 一般介護予防事業費	38,504
	3 包括的支援事業・任意事業	83,986
	4 その他諸費	323
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		822
	1 償還金及び還付加算金	822
7 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合 計		3,625,266

議第15号

平成31年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

平成31年度水俣市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ983,689千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		445
	1 負担金	445
2 使用料及び手数料		278,269
	1 使用料	277,919

	2 手数料	350
3 国庫支出金		5,000
	1 国庫補助金	5,000
4 繰入金		515,736
	1 繰入金	515,736
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,938
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	1,936
7 市債		182,300
	1 市債	182,300
歳 入 合 計		983,689

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公共下水道事業費		329,180
	1 公共下水道事業費	329,180
2 公債費		653,509
	1 公債費	653,509
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		983,689

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償	自 平成31年度 至 平成37年度	千円 未償還元金利子、延滞金利子に 対する損失補償額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する利子補給	自 平成31年度 至 平成37年度	償還利子に対する利子補給額

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 168,600	証書借入又 は証券発行	4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入れる政府 資金等について、利率の見直し を行った後においては、当該見直し 後の利率。)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定 するものによる。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は、 繰上償還若しくは低利に借換 えすることができる。
過疎対策事業	12,200			
災害復旧事業	1,500			
計	182,300			

議第16号

平成31年度水俣市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	総合医療センター	361床 (一般357床、感染4床)	
(2) 年間患者数			
ア 入院	総合医療センター		103,578人
イ 外来	総合医療センター		190,390人
	久木野診療所		693人
		外来合計	191,083人
(3) 一日平均患者数			
ア 入院	総合医療センター		283人
イ 外来	総合医療センター		790人
	久木野診療所		7人
		外来合計	797人
(4) 主要な建設改良工事			
建設工事費	総合医療センター		58,860千円
固定資産購入費 (器械備品購入費)	総合医療センター		175,820千円

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 総合医療センター事業収益		7,377,082千円
第1項 医業収益		6,808,203千円
第2項 医業外収益		567,039千円
第3項 特別利益		1,840千円
第2款 久木野診療所事業収益		10,114千円
第1項 医業収益		5,482千円
第2項 医業外収益		4,401千円
第3項 訪問看護事業収益		229千円
第4項 特別利益		2千円
収益的収入合計		7,387,196千円
支 出		
第1款 総合医療センター事業費		7,361,229千円
第1項 医業費用		7,260,353千円
第2項 医業外費用		49,133千円
第3項 特別損失		49,743千円
第4項 予備費		2,000千円
第2款 久木野診療所事業費		17,688千円
第1項 医業費用		12,544千円
第2項 医業外費用		3千円
第3項 訪問看護事業費用		4,931千円
第4項 特別損失		10千円
第5項 予備費		200千円

収益的支出合計 7,378,917千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額511,753千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,377千円、減債積立金394,518千円、過年度分損益勘定留保資金97,858千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 総合医療センター資本的収入	219,885千円
第1項 企業債	216,100千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 補助金	2千円
第4項 負担金	1千円
第5項 繰入金	3,780千円
第6項 貸付金返還金	1千円
資本的収入合計	219,885千円

支 出

第1款 総合医療センター資本的支出	731,638千円
第1項 建設改良費	234,680千円
第2項 企業債償還金	394,518千円
第3項 投資	101,440千円
第4項 予備費	1,000千円
資本的支出合計	731,638千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的		限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
総合医療センター	病院施設整備事業	千円 58,600	証書借入	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
	医療機械器具等整備事業	157,500			
計		216,100			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

病院別	区 分	科 目		備 考
		(1)職員給与費	(2)交際費	
1	総合医療センター	4,358,129千円 (3,794,048)	500千円	
2	久木野診療所	11,897 (10,220)		
	合 計	4,370,026 (3,804,268)	500	

※上記の（ ）書きは、一般職員分内書。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

病 院 別	限 度 額
1 総合医療センター	1,471,912千円
2 久木野診療所	3,870
合 計	1,475,782

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	建物	自動火災報知機設備	1式
	器械備品	セントラルモニタ	1台
	器械備品	回診用エックス線撮影装置	1台

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

議第17号

平成31年度水俣市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 10,491戸
- (2) 年間総給水量 2,682,540m³
- (3) 1日平均給水量 7,349m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - ア 施設整備事業 333,784千円
 - イ 管路整備事業 33,696千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|------------|-----------|
| 第1款 水道事業収益 | 477,007千円 |
| 第1項 営業収益 | 434,765千円 |
| 第2項 営業外収益 | 42,240千円 |
| 第3項 特別利益 | 2千円 |

支 出

- | | |
|-----------|-----------|
| 第1款 水道事業費 | 362,899千円 |
| 第1項 営業費用 | 349,355千円 |
| 第2項 営業外費用 | 12,542千円 |
| 第3項 特別損失 | 2千円 |
| 第4項 予備費 | 1,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額215,287千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,892千円、建設改良積立金70,000千円、過年度分損益勘定留保資金29,259千円及び当年度損益勘定留保資金99,136千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款	資本的収入	209,350千円
第1項	企業債	16,500千円
第2項	繰入金	123,500千円
第3項	負担金	7,589千円
第4項	補助金	61,760千円
第5項	固定資産売却代金	1千円
	支 出	
第1款	資本的支出	424,637千円
第1項	建設改良費	385,994千円
第2項	企業債償還金	37,643千円
第3項	予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水道料金システム リプレイス業務	平成31年度から 平成32年度まで	29,458千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	記載の方法	利 率	償還の方法
水道事業 施設整備事業	千円 16,500	証書借入	4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金等につ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件によ り、銀行その他の場合にはその債権者と協 定するものによる。 ただし、市財政の都合により据え置き期 間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還 若しくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項営業費用及び第2項営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 89,132千円
- (2) 交際費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、545千円と定める。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

議第18号

平成30年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

平成30年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,465千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,185,817千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加・変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正(第8号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
11 分担金及び負担金		120,239	△15,232	105,007
	1 分担金	8,052	△1,689	6,363
	2 負担金	112,187	△13,543	98,644
13 国庫支出金		2,034,006	106,826	2,140,832
	1 国庫負担金	1,672,916	105,532	1,778,448
	2 国庫補助金	354,590	1,294	355,884
14 県支出金		1,329,496	11,609	1,341,105
	1 県負担金	716,659	20,041	736,700
	2 県補助金	547,798	△8,432	539,366
15 財産収入		55,608	4,246	59,854
	1 財産運用収入	12,600	△990	11,610
	2 財産売払収入	43,008	5,236	48,244
16 寄附金		54,002	3,423	57,425
	1 寄附金	54,002	3,423	57,425
17 繰入金		1,122,060	△19,455	1,102,605
	1 基金繰入金	1,120,424	△19,455	1,100,969
19 諸収入		380,406	948	381,354
	4 雑入	254,070	3,494	257,564
	5 受託事業収入	26,952	△2,546	24,406
20 市債		2,271,600	△44,900	2,226,700
	1 市債	2,271,600	△44,900	2,226,700
補正されなかった款に係る額		8,770,935		8,770,935
歳入合計		16,138,352	47,465	16,185,817

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		2,014,546	△30,385	1,984,161
	1 総務管理費	1,668,598	△24,036	1,644,562
	2 徴税費	198,593	△3,538	195,055
	3 戸籍住民基本台帳費	77,514	△2,811	74,703
3 民生費		5,435,642	173,895	5,609,537

	1 社会福祉費	3,140,544	9,187	3,149,731
	2 児童福祉費	1,742,133	126,975	1,869,108
	3 生活保護費	552,965	37,733	590,698
4 衛生費		2,209,032	△15,195	2,193,837
	1 保健衛生費	364,458	△4,882	359,576
	2 清掃費	941,145	△10,313	930,832
5 農林水産業費		505,671	△18,977	486,694
	1 農業費	247,443	△17,477	229,966
	3 水産業費	154,113	△1,500	152,613
6 商工費		678,640	3,180	681,820
	1 商工費	205,837	3,000	208,837
	2 総合経済対策費	472,803	180	472,983
7 土木費		1,547,342	△53,563	1,493,779
	2 道路橋りょう費	606,735	△31,433	575,302
	3 河川費	92,423	△3,850	88,573
	4 港湾費	8,117	△6,350	1,767
	5 都市計画費	617,426	△4,847	612,579
	6 住宅費	219,123	△7,083	212,040
8 消防費		617,114	4,714	621,828
	1 消防費	617,114	4,714	621,828
9 教育費		1,267,248	△1,048	1,266,200
	1 教育総務費	222,300	110	222,410
	2 小学校費	167,761	0	167,761
	3 中学校費	132,985	0	132,985
	4 社会教育費	476,652	△2,008	474,644
	5 保健体育費	267,550	850	268,400
10 災害復旧費		146,773	△10,902	135,871
	1 農林水産施設災害復旧費	26,002	△10,902	15,100
	2 公共土木施設災害復旧費	100,841	0	100,841
11 公債費		1,544,563	△4,254	1,540,309
	1 公債費	1,544,563	△4,254	1,540,309
	補正されなかった款に係る額	171,781		171,781
	歳 出 合 計	16,138,352	47,465	16,185,817

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	介護予防地域づくり事業	千円 36,000
4 衛生費	4 環境対策費	家庭部門低炭素総合事業	21,786
5 農林水産業費	1 農業費	市内一円土地改良事業	11,000
		2 林業費	林業・木材産業生産性強化対策事業 市町村営林道開設事業
6 商工費	1 商工費	プレミアム商品券発行事業	3,000
	2 総合経済対策費	(創造)水俣川河口臨海部振興構想事業	350,079

7 土木費	2 道路橋りょう費	道路台帳作成委託経費	6,392
		市内一円市道維持補修費	12,400
		堤防2号線歩道整備事業	10,143
		長寿命化修繕事業	25,145
		市内一円道路改良事業	12,391
	3 河川費	市内一円河川等維持補修費	77,172
5 都市計画費	特殊地下壕対策事業	3,193	
	6 住宅費	耐震改修促進事業	8,666
		公営住宅整備事業	59,610
8 消防費	1 消防費	消防団装備等整備事業	4,714
		消防防災施設整備事業	3,872
9 教育費	2 小学校費	小学校施設維持管理費	11,726
	3 中学校費	中学校施設維持管理費	35,934
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（農業施設）	5,300
	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	18,150
		現年発生単独災害復旧事業（公共土木施設）	46,391
	3 文教施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（文教施設）	6,932

2 変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋りょう費	袋インター関連道路改良事業	千円 143,878	袋インター関連道路改良事業	千円 115,174

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事項	期間	限度額
水俣市議会会議録印刷業務 （議会事務局）	自 平成30年度 至 平成31年度	千円 696
自転車市民共同利用システム保守点検委託料 （総務課）	自 平成30年度 至 平成31年度	524
広報みなまた印刷業務 （総務課）	自 平成30年度 至 平成31年度	5,840
水俣市産業団地用地取得造成及び附帯事業に係る債務保証 （都市計画課）	自 平成30年度 至 平成31年度	36,895
学力・知能検査業務委託料（小学校） （教育総務課）	自 平成30年度 至 平成31年度	1,712
新体力テスト処理業務委託料（小学校） （教育総務課）	自 平成30年度 至 平成31年度	278
Q-Uアンケート分析業務委託料（小学校） （教育総務課）	自 平成30年度 至 平成31年度	556
学力・知能検査業務委託料（中学校） （教育総務課）	自 平成30年度 至 平成31年度	1,057
新体力テスト処理業務委託料（中学校） （教育総務課）	自 平成30年度 至 平成31年度	137

Q-Uアンケート分析業務委託料（中学校） （教育総務課）	自 平成30年度 至 平成31年度	538
---------------------------------	----------------------	-----

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新庁舎建設基本・実施設計に伴う設備設計支援業務委託料 （新庁舎建設課）	自 平成31年度 至 平成31年度	778	自 平成31年度 至 平成31年度	1,212
市議会議員選挙投票用紙印刷業務 （選挙管理委員会）	自 平成30年度 至 平成31年度	146	自 平成30年度 至 平成31年度	200
牧ノ内団地4号棟・集会所建設事業 （都市計画課）	自 平成31年度 至 平成31年度	133,499	自 平成31年度 至 平成31年度	135,519

第4表 地方債補正

変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 78,400				千円 68,100			
災害復旧事業	140,700				114,500			
学校教育施設等整備事業	9,500				28,900			
自然災害防止事業	108,600				104,800			
過疎対策事業	1,195,200				1,171,200			
補正されなかった事業に係る額	739,200				739,200			
計	2,271,600				2,226,700			

議第19号

平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215,448千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,101,835千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4 県支出金		3,255,136	191,841	3,446,977
	1 県補助金	3,255,136	191,841	3,446,977
5 財産収入		374	86	460
	1 財産運用収入	374	86	460
6 繰入金		290,233	△28,641	261,592

	2 基金繰入金	28,641	△28,641	0
7 繰越金		1	52,162	52,163
	1 繰越金	1	52,162	52,163
補正されなかった款に係る額		340,643		340,643
歳入合計		3,886,387	215,448	4,101,835

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 保険給付費		2,859,141	192,921	3,052,062
	1 療養諸費	2,491,306	192,921	2,684,227
6 基金積立金		375	86	461
	1 基金積立金	375	86	461
8 諸支出金		13,433	22,441	35,874
	1 償還金及び還付加算金	2,630	23,521	26,151
	2 操出金	10,803	△1,080	9,723
補正されなかった款に係る額		1,013,438		1,013,438
歳出合計		3,886,387	215,448	4,101,835

議第20号

平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成30年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,514千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ403,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		153,623	△4,514	149,109
	1 一般会計繰入金	153,623	△4,514	149,109
補正されなかった款に係る額		254,665		254,665
歳入合計		408,288	△4,514	403,774

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		407,507	△4,514	402,993
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	374,514	△4,514	370,000
補正されなかった款に係る額		781		781
歳出合計		408,288	△4,514	403,774

議第21号

平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）

平成30年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,588千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,619,762千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 保険料		644,527	△3,349	641,178
	1 介護保険料	644,527	△3,349	641,178
3 国庫支出金		945,377	6,865	952,242
	2 国庫補助金	359,352	6,865	366,217
4 支払基金交付金		913,508	1,977	915,485
	1 支払基金交付金	913,508	1,977	915,485
5 県支出金		503,631	915	504,546
	2 県補助金	26,437	915	27,352
6 繰入金		523,528	180	523,708
	1 一般会計繰入金	523,528	180	523,708
補正されなかった款に係る額		82,603		82,603
歳入合計		3,613,174	6,588	3,619,762

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		80,178	△736	79,442
	1 総務管理費	39,594	△736	38,858
3 地域支援事業		181,744	7,324	189,068
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	75,202	7,324	82,526
補正されなかった款に係る額		3,351,252		3,351,252
歳出合計		3,613,174	6,588	3,619,762

議第22号

平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成30年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44,263千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,026,405千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳

入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正(第5号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 使用料及び手数料		277,645	3,384	281,029
	1 使用料	277,644	3,384	281,028
3 国庫支出金		43,800	△10,000	33,800
	1 国庫補助金	43,800	△10,000	33,800
4 繰入金		532,918	△4,847	528,071
	1 繰入金	532,918	△4,847	528,071
7 市債		213,800	△32,800	181,000
	1 市債	213,800	△32,800	181,000
補正されなかった款に係る額		2,505		2,505
歳入合計		1,070,668	△44,263	1,026,405

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		382,042	△43,540	338,502
	1 公共下水道事業費	382,042	△43,540	338,502
2 公債費		687,626	△723	686,903
	1 公債費	687,626	△723	686,903
補正されなかった款に係る額		1,000		1,000
歳出合計		1,070,668	△44,263	1,026,405

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	下水道建設事業	千円 16,880

第3表 債務負担行為補正

廃止

事項	期間	限度額
公共下水道事業企業会計システム導入委託	自 平成30年度 至 平成31年度	千円 14,116

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 183,100				千円 166,700			
過疎対策事業	30,700				14,300			
計	213,800				181,000			

議第23号

平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 平成30年度水俣市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の廃止は、次のとおりとする。

廃止

事項	期間	限度額
水道事業会計システムリプレイス業務委託事業	平成30年度から 平成31年度まで	13,480千円

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

議第24号

第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定について

第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画を次のように策定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

別冊 第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画

（提案理由）

第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定について、水俣市議会基本条例第7条の規定により、本案のように提案するものである。

議第25号

指定管理者の指定について

水俣市ふれあいセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市ふれあいセンター
- 2 指定管理候補者の名称
一般社団法人みなすまいる 代表理事 嶽村 幸菜

3 指定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

(提案理由)

水俣市ふれあいセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第26号

指定管理者の指定について

水俣市ワークプラザの指定管理者を次のように指定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市ワークプラザ
- 2 指定管理候補者の名称
公益社団法人水俣・津奈木シルバー人材センター
- 3 指定期間
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

(提案理由)

水俣市ワークプラザの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第27号

指定管理者の指定について

みなまた環境テクノセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた環境テクノセンター
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた環境テクノセンター
- 3 指定期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(提案理由)

みなまた環境テクノセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第28号

指定管理者の指定について

湯の鶴観光物産館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
湯の鶴観光物産館
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社水俣kenkichi
- 3 指定期間
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

(提案理由)

湯の鶴観光物産館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第29号

指定管理者の指定について

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市湯の鶴温泉保健センター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市15区自治会 会長 柏木 常雄
- 3 指定期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(提案理由)

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第30号

指定管理者の指定について

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者を次のように指定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた観光物産館まつぼっくり
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた
- 3 指定期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(提案理由)

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第31号

指定管理者の指定について

湯の児フィッシングパークの指定管理者を次のように指定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
湯の児フィッシングパーク
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市漁業協同組合 代表理事組合長 前田 和昭
- 3 指定期間
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

(提案理由)

湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第32号

指定管理者の指定について

水俣市立総合体育館（南部館）の指定管理者を次のように指定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立総合体育館（南部館）
- 2 指定管理候補者の名称
サンビレッジみなまたスポーツクラブ 代表者 会長 田淵 倉八
- 3 指定期間
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立総合体育館（南部館）の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第33号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定することとする。

平成31年2月20日提出

水俣市長 高岡利治

路 線	起 点	終 点	重要な経過地
-----	-----	-----	--------

袋インター線	袋字一ツ橋地内	袋字永尾地内	
--------	---------	--------	--

(提案理由)

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

議第34号

水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成31年2月20日

提出者

議会運営委員会

委員長 野 中 重 男

水俣市議会議長 福 田 齊 様

(別紙)

水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例

水俣市議会委員会条例（昭和46年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「9人」を「5人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

議会運営委員会の委員の定数を適正に定めるため、本案のように改正しようとするものである。

○議長（福田 齊君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 平成31年第1回水俣市議会定例会の開会に当たり、提案理由の説明に先立ちまして、平成31年度の施政方針について、私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

私が、昨年2月の市長選挙において市民の皆様の厳粛なる負託を受け、第19代水俣市長に就任させていただきました、1年が過ぎました。

この1年間、様々な場面で職責の重さをひしひしと感じながらも、地域経済の活性化による、本市の更なる発展と市民福祉の一層の向上を目指し、マニフェストに掲げました施策を1つずつ、そして一刻も早く実現すべく、職務に取り組んでまいりました。

しかし、あえて申し上げますならば、就任1年目は“種をまく年”であったのではないかと考えております。

いよいよ、平成31年度より、私が愛してやまないこの水俣市に、みなぎる活力を取り戻してい

くために、しっかりとした将来ビジョンを描き、強い信念と実行力をもって、全力で市政にあたらせていただく所存であります。

市長就任から2年目となります今年度を、“新芽が芽吹く年”と位置づけ、市民の皆様にお約束しました「全ての世代に喜んでいただけるまちづくり」に向け、具体的な取組に順次、着手してまいることといたします。

さて、平成31年は平成最後の年となり、5月1日には新たな元号がスタートします。本市にあっては、来月2日、待望久しい「南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ」が供用開始となります。

そして、4月1日に、本市は「市制施行70周年」を迎えます。

また、昭和35年に建設され60年近く愛されてきました「水俣市役所旧庁舎の解体工事」が始まり、新庁舎建設に向け、具体的に動き出します。

さらに、今議会で御承認いただければ、「第6次水俣市総合計画」に基づき、「みんなが幸せを感じ笑顔あふれる元気なまち」づくりが始動することとなりますので、この実現に向け、しっかりと市政運営に取り組んでまいります。

一方で、平成31年度は、市内小中学校の普通教室などへのエアコン設置等、大型事業が予定されていることもあり、一般会計当初予算額は、約163億8千万円が見込まれておりますので、年度内に策定する「第6次行財政改革大綱」に基づいて、限られた行政資源を有効に活用し、継続的な質の高い市民サービスの提供と、将来を見据えた経営基盤の確立に努めます。

来る平成31年度は、本市にとって、大きな節目の年であり、極めて重要な1年となってきます。

この特別な時に、市長として立ち会えることを幸せに感じると同時に、市政の舵取りを任されますことに、身の引き締まる思いをしております。

水俣市の新たな時代の幕開けとなります、この記念すべき平成31年度、変革を恐れず、持続可能な未来を創ってまいりますので、どうぞ、皆様方の御理解と御協力を、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以下、市政運営に係る基本方針と主な施策について申し上げます。

まず、「地域に根差した強い産業基盤づくり」について申し上げます。

市民生活向上の実現に向け強靱な経済基盤を創出するため、長く地域を支えてきた地場企業との連携を強化し、事業拡大や新事業の展開等に対する支援を行うとともに、新たな課題に挑戦する人と企業を応援し、創業しやすい環境づくり、まちの活力に寄与する魅力ある商店街の担い手となりうる事業者を養成してまいります。

水俣インターチェンジの開通を契機として、新たな事業を模索したり、新商品の開発に取り組

もうとしたりする事業者の支援、水俣商工会議所等、関係機関との連携により、個々の企業が抱える課題に合ったきめ細やかな対応に努め、これまで以上に、「地域未来投資促進法」や「生産性向上特別措置法」に係る税制支援策等の各種情報提供を積極的に行い、効果的活用を図ることで、設備投資、生産性の向上に結びつけ、地場企業の経営力・競争力の強化を進めることとします。

また、地域事業者が、それぞれの事業を“学びの材料”として、ワークショップや討論、プレゼンテーション等を行う「四方良し経営の学び舎」を継続実施することで、潜在的創業希望者の掘り起こしや、スモールビジネスの創出を促すとともに、平成31年度は、創業する際の補助・融資・利子の補給等による資金面の支援を充実させ、創業しやすい環境をつくることで、“チャレンジする人”を応援してまいります。

次に、まちの活力となる、魅力ある商店街づくりについて、申し上げます。

商店街はその事業活動を通じ、地域経済の活性化だけでなく、コミュニティづくりや地域社会への貢献など、多様な役割を果たしています。

しかしながら、人口減少等、社会環境の変化や後継者問題等により、商店街を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

このような中、地域の活性化に取り組み、頑張っている商店街や店舗を、商工会議所と連携して、支援してまいります。

あわせて、水俣インターチェンジの開通にあわせ、昨年度より実施しております「店舗リフォーム助成事業」については予算を増額し、より魅力ある店舗を増やし、まちの活力を生み出す商店街づくりに取り組むこととします。

地域経済の振興を図るためのもう1つの大きな柱は、市外部から企業を誘致することであり、ます。

高速道路や新幹線等のインフラはもとより、地域が持っている魅力を発信しながら、積極的な訪問活動を行っていくとともに、企業の活動拠点として活用できる民間所有の空き用地や空き工場等に係る情報を収集、発信する仕組みとして、昨年創設しました「空き工場バンク制度」における登録物件を充実させ、企業誘致につなげていくこととします。

その他、企業誘致に係る支援制度の見直し、市が所有する施設等の利活用に係る検討、丸島漁港及び産業団地へのアクセス改善、新たな土地造成による産業振興を目的とする「水俣川河口臨海部振興構想」を推進していくとともに、計画的かつ積極的に、企業誘致に取り組んでまいります。

経済基盤の強化は、さらなるまちづくりに向けた福祉の充実や人材育成等に結びつき、必ずや、地域に好循環をもたらすものであると信じております。

観光の振興に関しては、平成31年度は特に、水俣インターチェンジの開通を起爆剤として、観光客の誘致に注力してまいります。

本日から4日後に、水俣インターチェンジの開通に先立つ「記念ウォーク」が開催され、3月2日、ついに水俣インターチェンジが供用開始となります。

これを契機に、さらなる観光客誘致のためのPRや、観光資源の磨き上げ、体験型観光商品の開発、イベントの開催等による交流人口の増加を図ります。

現在も実施している、市内飲食店・宿泊施設で利用可能なクーポンの発行、スタンプラリー等のキャンペーンを、エコパーク水俣バラ園に春バラが咲き誇る5月末まで実施するとともに、5月18・19日の両日、商工会議所・観光物産協会・飲食業同業組合等と連携した様々な記念イベントを計画しており、本市を訪れる多くの観光客に、水俣の魅力を存分にアピールし、経済効果を高めていくこととします。

また、スポーツ等を目的とするグループ・団体が、本市に宿泊する際の助成制度である「水俣市交流促進奨励金」を見直し、新たに、企画旅行等を実施した旅行会社等を対象とする「水俣市企画旅行等誘致推進助成金」を設け、観光旅行者の誘引に結びつけることで、宿泊客の増加を目指します。

さらに、体験・滞在型観光としまして、湯の児でのスキューバダイビングやシュノーケリング、スタンドアップパドルボード（SUP）、アウトリガーカヌー等のマリンアクティビティや、湯の鶴での七滝・矢筈岳のトレッキング等のレジャー・スポーツに、温泉・グルメを加えた「アクティビティプロモーション事業」を推進してまいります。

特に、昨年11月、湯の児海水浴場をスタート・ゴールとしまして、県と共催で実施し成功裡に終わりましたサップについて、平成31年度は、関係機関と連携し西日本大会の開催、観光物産協会によるPRの取組を支援するなど、競技と観光振興の両面から、本市の目玉の1つとなるよう、磨き上げを図り、これからの地域振興に活かしてまいります。

物産品の販売向上につきましては、柑橘類、サラダたまねぎ、しらす、お茶、チャンポン、スイーツの主要6品目に加え、若手生産者が中心となって取り組んでいる、和紅茶のブランド力を高めていくとともに、今後新たに「水俣ブランド」となりうる素材の発掘に努めます。

また、広域交流拠点として位置づけているエコパーク水俣の「道の駅みなまた」内にある、「観光物産館まつぼっくり」に関しては、新たな物産館整備の方策について検討をしており、周辺施設との連携強化を含め、進めてまいりたいと考えております。

「インター開通元年」という、交通アクセス向上のこの時を、千載一遇のチャンスと捉え、多くの方々に、ぜひ水俣に足を運んでいただき、一度来ていただいた方には、「また訪れたい」と思っただけのような、魅力ある水俣づくりを強力に推進する1年間になるよう、努めてまい

ります。

次に、農林水産業の振興について、述べてまいります。

農業については、基幹作物である甘夏と不知火、サラダたまねぎ、お茶に続き、太秋柿、和紅茶、大関米などの生産振興や品質向上に関する取組を積極的に支援することで、産地確立を図るとともに、「サラたまちゃん祭り」、「和紅茶イベント」の開催を引き続き後押しすることで、交流人口の増加、市内における地元農産物の販売促進、安心・安全な水俣ブランドづくりを図り、農家所得の確保につなげてまいります。

さらに、水田等の区画整理による農業生産基盤の整備と、集落等における「人・農地プラン」を引き続き推進するとともに、「農地中間管理事業」による農地流動化の取組や、国の制度を活用した新規就農者への支援等を行い、効率的な農業生産体制の確立、地域農業の担い手となる人材育成及び確保に努めてまいります。

水産業については、安心・安全でおいしい、「水産業恋路ブランド」の確立と「稼げる水産業づくり」を強力に推進することとし、漁業従事者等が取り組んでおります「水俣漁師市」や「カキ小屋」の企画をさらに後押しし、直売加工所の有効利用と、新たな水産加工品の開発、市内外への販売促進活動などによる「水産業の6次産業化」に向けた取組を積極的に支援してまいります。

林業については、水俣芦北森林組合、市内林業事業者等による間伐・除伐等の森林施業促進のための活動、高性能林業機械の導入を支援し、森林の適正管理に努めるとともに、新たな林道開設を行いながら、林業・木材産業の活性化を図っていきます。

また、市内における森林の皆伐面積が増加していることから、未植栽地の減少を図るため、林業事業者が行う再造林の取組も引き続き支援してまいります。

新たな挑戦としましては、竹林の整備・管理を図ることで、収益率の高い「早掘りタケノコ」を安定的に生産・供給できる方法を調査研究し、産地化に取り組んでいくこととします。

次に、「豊かな心で未来に挑戦する人づくり」について申し上げます。

次世代を担う水俣の子供が持っている可能性を最大限に伸ばし、楽しく学ぶことができる教育環境と、心身ともに健康で生き生きと活動できるスポーツ環境を整備するとともに、市民の生涯を通じた学びを大切に、誰もが豊かな人生を送ることができるよう努めてまいります。

学校教育については、特別支援教育や外国語・読書活動における支援員・推進員等の確保と適正配置に努め、郷土学習として「水俣科」の授業を継続、推進してまいります。

また、専門的知識を有する「スクールソーシャルワーカー」を引き続き配置し、悩みを有する児童生徒及び保護者へのきめ細やかな対応を進めます。

さらに、「小中学校の教育環境の改善」の一環としまして、平成31年度中に、市内全小中学校

に空調設備を設置し、安心・安全な教育環境を整備するとともに、「子育て世代の支援」を図るため、小中学生の給食費の一部補助を開始します。

また、新たな制度としまして、自然豊かな環境の中で、少人数学習や特色ある教育活動を展開している「久木野小学校」で教育を受けることを希望する「水俣第一小学校」と「水俣第二小学校」の児童、保護者に対し、一定要件を満たす場合、通学を認める「小規模特認校制度」を平成31年度から導入することとします。

次に、高校生を対象とする施策としまして、水俣高校に対する支援の充実強化を図ってまいります。

私は、6月議会の所信表明の中で、「水俣高校は県立高校であるものの、地元唯一の高校であり、水俣市立水俣高校と同義であると考え、地域全体で支えていく必要がある」と申し述べました。

これまで、環境アカデミアによります、慶應義塾大学と連携した共同研究や遠隔講義、外国人研究者とのディスカッションなど様々な学術的支援を行ったり、工業系学科の「マイコンキャリア」、「電動ミニバイクの開発」、「木製家具づくり」を支援するなど、水俣高校の「スーパーグローバルハイスクール」の実践を始めとする多様な活動を側面から支えてまいりました。

平成31年度は更に、学力充実に向けた「スーパーティーチャー」の派遣旅費、市外からの入学希望者受入れを促進するための下宿代補助制度を創設し、水俣の子供たちはもとより、県内外の中学生に選んでいただける魅力ある高校となるよう、高校側の意見を十分に伺い、高校と一体となって、知恵を絞りながら取り組んでまいり所存です。

次に、スポーツを通じた人材育成に係る施策としましては、昨年10月に施行した「スポーツキッズサポーター基金条例」に基づいて、市民と企業等が一丸となり、スポーツを通じた子供たちの健全育成を応援する取組がスタートしております。

1月末現在で、65件、約288万円の御寄附をいただき、基金に積み立てているところですが、平成31年度から、この基金を原資として、小中学生の社会体育団体への奨励金や、子供たちが全国大会等に出場する際の奨励金に活用させていただきたいと存じます。

あわせて、昨年に引き続き、子供たちとトップアスリートの交流事業も実施することとしております。

現在、日本体育大学と、体育・スポーツ振興のための相互連携に係る協定の準備を進めており、協定締結後は、トップアスリートによるスポーツ指導、交流事業等に御協力いただけたと考えています。

また、子供たちに夢を与えられるよう、国内での夏季五輪としては、56年ぶりの開催となります、東京オリンピックの「聖火リレー」の水俣への誘致実現に向け、積極的に取り組んでまいり

ます。

社会教育の推進につきましては、子供たちの「生きる力」や「豊かな心」を育み、地域の活力を高めるために、地域と学校の連携による、子育てと地域づくりが両立する体制の整備に向け、「地域学校協働活動事業」を推進してまいります。

また、文化の発信や芸術活動、各種イベントの拠点となる「文化会館」は、建設から40年以上が経過し老朽化が進んでいるため、今月から空調設備の改修に着手しました。

工事は、本年8月いっぱいまで終了することになっており、10月に「市制施行70周年記念式典」を行い、さらに年明け2月には、記念行事として「NHKのど自慢」の開催が、このほど決定したところであります。

図書館においては、市民の知的好奇心を満たす読書環境づくりに努め、単に本を借りたり、読んだりする場所にとどまらない、創作活動の場として「創作童話ワークショップ」を開催しておりますが、その成果の発表の場となる「創作童話大賞」について、従来子供のみを対象としていましたが、平成31年度は大人も加えて実施することとします。

次に、「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」について申し上げます。

安心して子供を産み、健やかに育てられる環境を整備し、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で、自分らしく、安心して生活できるよう、各種関係機関とのネットワークを強化し、共に支え合う“共生社会”を築いてまいります。

地域の宝であります、子供たちの健やかな成長を、地域全体で支えるための、子育て支援の充実については、子供の健康の維持増進、疾病の早期発見・早期治療、併せて、子育て世帯の経済的負担軽減のため、現在、中学3年生までとなっている「子ども医療費助成」の対象を、高校生を含めた満18歳まで拡充することで、子供の医療費に係る負担をなくします。

予防接種事業についても、満18歳以下の「インフルエンザワクチン接種費」の全額助成を行うこととします。

また、市が配信する育児や健診等の地域情報を周知する、新たなコミュニケーションツールとしまして、ICTによる母子手帳アプリ「母子モ」を活用することによって、子育て世代の妊娠・出産・育児に関するサポート体制を充実してまいります。

加えて、保育所、幼稚園及び認定こども園による、質の高い保育・教育の提供に努めるとともに、保健・医療・福祉機関との連携により、幅広い支援体制の構築、児童の放課後等の居場所（学童クラブ等）の充実を図ることとします。

また、保護者が抱えている子ども、子育てに関する様々な悩みや課題解決の手助けをし、子育て支援の拠点施設である「こどもセンター」の更なる充実に努め、相談・支援、関係機関との“つなぎ役”としての機能を持たせることとします。

健康づくりの推進につきましては、昨年、策定しました「いきいき・みなまたヘルスプラン」に基づき、母子保健、健康増進事業、生活習慣病重症化予防対策、食育の推進等を関係機関と連携して、実施してまいります。

本市では、全国的な傾向と同様、要介護や死亡の原因となる生活習慣病の増加が課題となっておりますが、これからの「人生100年時代」を見据え、生活習慣病の重症化の予防、健康寿命の延伸を目指し、市民の皆様の健康づくりにより一層、積極的に取り組んでいくこととします。

平成31年度は、今議会に提案しております「水俣市健康づくり条例」の理念に基づき施策を進めることとしており、健康づくり月間、「食育の日」普及のための啓発事業、「市制70周年記念・健康まつり」の開催等、更なる健康づくりの実践を進めてまいります。

さらに、市民の死因順位が最も高い「がん」の早期発見に結びつけていくために、無料検診の拡大や、近年増加傾向にある糖尿病の発症予防・重症化予防のための特定健診、保健指導の徹底等、市民一人ひとりの健康づくりを支援するとともに、前年度に続き、「地方創生推進交付金」を活用した、体験型健康医学教室と、遠隔システムを活用した検診に係る実証実験を行うこととします。

また、水俣市のみならず、県境を越えた地域の基幹病院としての役割を担っている「総合医療センター」におきましては、平成31年度から、高度急性期機能であるハイケアユニット病床（HCU）を稼働させることとしており、これに伴い、将来に向けた医療提供体制の土台づくりができるものと考えております。

高齢者福祉の充実につきましては、高齢者の持つ豊かな経験等を活かす場や機会の提供、地域社会に貢献できる仕組みづくりに取り組むとともに、高齢者が要介護状態や認知症になっても地域で安心して生活していけるよう、「第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（ひまわりプラン）」に基づき、「多様な主体による支えあいの充実」、「みんなにやさしい安全・安心なまちづくり」を推進していきます。

その中で、高齢者等交通弱者の外出支援については、平成30年度の「認知症地域支援フォーラム」の中でアンケート調査を実施し、「運転免許証を返納した場合の支援」に関するニーズ把握を行っております。

この結果も参考にして、高齢者等が運転免許証を返納し、「運転経歴証明書」の申請をされる場合、その申請料を市が助成することといたします。

さらに、現在、市の総務課にお越しいただいて、手続きをしてもらっております、免許証返納に伴う特典申請を、免許証返納手続きとあわせて、水俣地区交通安全協会の窓口で一括申請ができるように改善することで、申請者の皆様の負担軽減を図ります。

今後も「水俣市地域公共交通会議」と連携し、効果的かつ効率的な交通ネットワークの整備、

運転免許証返納後の支援策等について研究し、関係各課連携のもと「75歳以上の高齢者及び障がい者の、みなくるバス無料化」などの具体策についても、検討を継続してまいります。

次に、「次代へつなぐ環境づくり」について申し上げます。

本市では、水俣病の経験を貴重な教訓としまして、これまで、環境に配慮した様々な施策に取り組んでまいりました。

その結果、子供から大人まで、また、事業者を含む市民の皆様の、環境に対する意識は、極めて高く、環境に配慮した生活や事業活動を行うことは、もはや当たり前のこととして定着しており、全ての前提条件となっております。

このことは、本市にとって大きな財産であり、これからも引き継がれていくものであると信じてやみません。

これらを踏まえまして、今後さらに、循環型社会の形成、低炭素社会の実現に向けて取り組んでまいりますとともに、次のステージに進んでいくこととします。

本市における長年の重要課題であります「水俣病問題」については、水俣病被害者の救済支援をはじめ、これまで様々な施策が講じられてきましたが、その一方で、公害健康被害補償法による認定申請や、救済を求める訴訟が継続している等の状況もありますので、今後も引き続き対応が必要と考えております。

市としましては、被害を受けられた方々、その他の多くの市民の声を、国や県、原因企業等にしっかりと伝えてまいりますとともに、様々な立場の人から話を伺い、対話の機会をつくることに努め、真に必要な、地域の再生と支援策を求めてまいる所存であります。

水俣病の犠牲となった全ての生命に祈りを捧げ、健康、環境の尊さを訴えることを目的とする「水俣病犠牲者慰霊式」につきましては、平成4年から毎年、水俣病公式確認の日である5月1日に実施してまいりましたが、平成31年度は、5月1日が新天皇の即位日に当たりますので、水俣病犠牲者慰霊式実行委員会で御検討いただいた結果、参列者への影響等を考慮しまして、10月19日に日程を変更して、実施することにしております。

また、子供たちには、水俣病が発生した背景、これまで歩んできた歴史、環境再生の取組、そして、現在の市の姿をしっかりと学んでいただくことで、郷土水俣に対する愛着と誇りを抱いてもらう機会を提供してまいりますこととします。

さらに、平成31年度の新たな取組として、「水俣の海情報発信モデル事業」を実施いたします。

現在、県内の小学5年生を対象とした、水俣病の正しい理解、環境への関心を高めることを目的とする「水俣を学ぶ肥後っ子教室」が、水俣病資料館や環境センター等で行われているところですが、今回、屋内での環境学習に加え、水俣港から船に乗って水俣の海を巡り、公害の被害から環境復元がなされた、現在の美しい海を目や肌で感じてもらう体験型事業の実施に向

け、安全性の確保及び円滑な運営を図るためのモデル事業を行うこととします。

続いて、本市が、これまで10年間力を注いできました「環境モデル都市づくり」による「低炭素社会の実現」に向けた取組について、申し上げます。

本市は、平成20年に、国の「環境モデル都市」に認定され、「地球温暖化対策」に先導的に取り組むモデル自治体として、温室効果ガスの削減に係る行動計画を策定し、具体的取組を進めてまいりました。

その一環として、一昨年から行っております、市役所仮庁舎の電力を、再生可能エネルギーで賄う実証実験が来月で終了し、報告書が提出されることになっています。

このデータを分析したうえで、仮庁舎以外の公共施設への新電力の導入可能性など今後の対応について、検討してまいります。

また、地域の実情に合致した環境施策を、市民の主体的参画と実践によって進めてきた「第2次環境基本計画」が、平成31年度で最終年度を迎えることに伴い、環境に配慮し経済と調和したまちづくりの推進、様々な環境に関する施策を盛り込み「第3次環境基本計画」を策定する予定としております。

次に、「安全で安心して暮らせる生活基盤づくり」について申し上げます。

関係機関と連携した総合的な危機管理体制を整備し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、様々なニーズに対応した住環境の整備、各種インフラの耐震化と長寿命化、自発的な地域づくり活動を支援するなどして、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

近年、全国各地で、想定をはるかに超える豪雨災害や土砂災害等の自然災害が頻発し、甚大な被害をもたらされており、今後もこのような災害の発生が予想されますので、有事に備え、市民の防災意識を高めていくことが求められています。

本市にあっては、地域防災マネージャーの資格を有する危機管理監を中心に、日頃から啓発活動や訓練を行うなどし、減災・防災に努めてまいります。

また、市が管理している避難所21箇所のうち、現在、テレビが設置されていない17箇所にポータブルテレビを設置することで、地域住民の避難後における気象情報等の円滑な取得を可能にし、避難者の不安を払拭します。

加えて、消防車両の計画的更新に合わせ、消防資機材の提供・配備を進め、地域防災力の充実・強化を図ります。

住環境の整備につきましては、「水俣市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅の建替えを進め、誰もが使いやすく、居住性の高い住宅を供給するとともに、多様なニーズに対応した、良好な住環境の形成を推進してまいります。

現在、老朽化した「牧ノ内団地」の建替えを順次進めておりますが、平成31年度は、新たに4

号棟が完成する予定であります。

あわせて、既存の市営住宅の長寿命化改修を行い、市営住宅ストックの有効活用も進めておりますが、その中で「初野団地」の3号棟・4号棟・14号棟の、外壁等の改修を完了させることとします。

市民生活の基盤となる水道施設については、熊本地震を教訓とし、老朽化した水道施設の更新、医療センター・市役所等、重要給水施設へつながる管路の耐震化を進め、安全・安心な水の確保に努めてまいります。

平成31年度は、主に、災害発生等の緊急時における給水拠点の確保を目的として、第二水源地の貯留施設の整備を行うこととします。

交通基盤の整備につきましては、市街地の道路や、高速交通網へのアクセス道路を、順次整備していくこととします。

市街地における道路整備については、「牧ノ内・大迫線」をはじめとする、市内一円の道路改良事業や、通学路の安全を確保するための「堤防2号線の歩道整備」を進めてまいります。

また、水俣インターチェンジの供用開始後、本市の2つ目のインターチェンジとなる「袋インターチェンジ（仮称）」の開設に向け、そのアクセス道路となる「市道袋インター線」の新設及び「野川・袋線」の改良事業を推進してまいります。

公共交通網については、高齢者の通院、買い物等、日常生活に欠かすことのできない「みなくなるバス」等の利便性の向上、公共交通会議の運営と公共交通網形成計画の策定、通学等における重要な交通手段となっている「肥薩おれんじ鉄道」の利用促進と路線維持のために必要な支援を継続してまいります。

住民自治による地域の活性化を促すための施策としましては、市内を6ブロックに分けて、新たに策定する「第6次総合計画」の説明会を行い、その中で、地区ごとの課題について、ワークショップ形式で検討いただく機会を設けることとしております。

そのうえで、住民主体の地域づくり活動を推進するため、各種助成制度に関する情報提供を行い、活動の継続、活性化を図ってまいります。

次に、「持続可能な行財政基盤づくり」について申し上げます。

人口減少や少子高齢化が進む中、税収の増加は容易ではなく、高齢化に伴う社会保障に係る扶助費、老朽化の進む施設の維持や更新に要する経費は増加する一方であり、国による地方交付税や補助金の減少も加わり、本市の行財政運営は非常に厳しい状況にあります。

また、社会情勢の変化や地域課題、住民ニーズへの対応、地方分権など、行政サービスの多様化と複雑化が進む中、基礎自治体においては、業務の増大と煩雑化・高度化への対応が求められています。

このような状況を踏まえまして、将来にわたり持続可能な行財政運営を継続していくために、職員の「経営感覚」と「危機意識」を醸成し、機能的な市役所を築き、限りある財源を有効に活用しながら「選択と集中」による取組を進め、よりよい行政サービスの提供を目指してまいります。

平成31年度は、総合計画の「第1期基本計画」の計画期間に合わせて策定します「第6次行財政改革大綱」に掲げる、「機能する組織づくり」、「行政力の強化」、「財政力の向上」に沿った、持続可能な行財政運営に着手することとします。

人事管理の適正化については、再任用制度、事務補助を行う非常勤職員等が増加している現状を踏まえ、職員数の適正管理を図るために、「第4次定員適正化計画」を策定するとともに、2020年度に新設される「会計年度任用職員制度」への移行準備を進めることといたします。

加えて、「一生懸命、頑張る職員が評価される仕組み」をつくることとします。

次に、質の高い行政サービスの提供について述べます。

厳しい財政状況のもと、行政運営の発想を、一律削減の“減量行政”から、市民・成果・目的を重視する“選択行政”に転換し、「選択と集中」を進めていくこととしており、そのツールといたしまして、新たな「行政評価制度」を構築してまいります。

第6次総合計画に基づく政策と事業は、平成31年度からスタートしますので、新しい行政評価システムで、その進捗管理を行い、評価結果を予算編成に反映しながら、行財政改革を進める、という効果的な仕組みづくりを進めてまいります。

また、下水道事業特別会計については、経営成績や財政状況の的確な把握に向け、2020年度までに「地方公営企業法」の全部適用を目指しており、平成31年度は、移行に向けた条例改正、公営企業会計システムの開発等を行うこととしております。

あわせて、地方公営企業法の適用に伴い、上下水道の共通事務の一体化等によるコストの削減と連携強化によるサービスの向上を目的として、水道事業との組織統合に向けた準備を進めてまいります。

続いて、公共施設等の管理運営についてであります。市が保有する施設の老朽化が進み、大規模改修や建替時期が到来しており、今後これらの維持と補修に係るコストの増大が想定されるため、既存施設の適切な維持・管理と、計画的な対応が求められてきます。

このことを踏まえ、平成28年度に「水俣市公共施設等総合管理計画」を策定し、市が保有する全ての公共施設等の更新・統廃合・長寿命化、それらに要する財政負担等についての方向性を示しておりますが、平成31年度は、各所管課において、該当する「個別施設計画」の策定に着手することとします。

最後に、新庁舎建設の推進について述べます。

現在、「防災に対する安全性の確保」、「市民サービスの向上」、「誰もが使いやすく、市民に親しまれる庁舎」、「維持管理しやすい庁舎」、「環境への配慮」の5つの基本方針を踏まえ、2021年10月の完成を目指して作業を進めているところです。

このほど、新庁舎に必要な機能、配置計画、外観イメージなどをまとめた「基本設計」が完成しましたので、今後、市民報告会を開催し、詳細設計（実施設計）に移ってまいります。

また、平成31年度は、旧庁舎の本館及び別館の解体工事が予定されています。

これからの動向につきましては、ホームページや広報紙で随時お知らせし、市民の皆様と情報を共有しながら、進めてまいりたいと考えております。

以上、施政方針に係る基本方針及び平成31年度に取り組みます施策の概要について述べてまいりましたが、市制施行70周年を迎えるこの記念すべき年を、市民の皆様と共に、本市の歩みを振り返り、先人の歩みに思いを寄せつつ、更なる飛躍と発展に向けて、躍動する契機としてまいりたい、と考えております。

さらに、顧客重視での確かな事業の取捨選択を行い、住民満足度の向上を図り、地域経済の安定と発展を可能にする「最適な行政」の実現を追及し、一つひとつの施策を、スピード感を持って、着実かつ確実に実行することで、第6次総合計画による新たな地域経営を力強くスタートさせることといたします。

その中で、平成31年度の新たな挑戦といたしまして、市の各種施策を通して、国連の提唱する「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方に基づく、「持続可能な地域社会づくり」を強力に進めてまいります。

本市はこれまで、水俣病の経験から得た教訓を活かし、環境に配慮した施策や取組を、市民協働で実践することにより、地域社会の再構築、住民自治、環境関連のビジネスを創出し、国内外において高い評価を得てきました。

従来からの本市の取組、政策をベースにし、これらをさらに発展させていくために、「環境」、「経済」、「社会」の三側面の統合的取組による「自律的好循環」を構築する、という視点に立ちまして、これからの地域経営に取り組んでまいることとします。

あわせて、内閣府による「SDGs 未来都市」の2020年度選定に向けてチャレンジしていくために、地域内外の知見と実践を結集し、プランを策定していくこととします。

多様で温かい人たち、長く地域を支えてきた地元商工業、豊かな自然や、食と温泉など、水俣の有する多くの地域資源を存分に活かし、結び付け、調和させながら、子供から高齢者まで、全ての世代が「水俣に生まれてよかった」、「水俣で暮らしてよかった」と実感できるまちづくりを進め、新たな総合計画で定める将来都市像、「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち水俣」の実現に向け、全身全霊を捧げてまいります。

水俣市の長といたしまして、市政の先頭に立ち、本市の抱える様々な課題の克服、市政の発展のため、議員各位をはじめ、市民の皆様、職員とともに、真正面から取り組んでまいりますので、今後とも皆様の御指導と御支援、御協力を切にお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） この際5分間休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第1号旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市代替バス通学生交通費助成条例が平成31年3月31日をもって失効することから、水俣市高等学校等通学生交通用具助成要綱を制定し、新たな助成措置を実施するとともに、基金の名称を変更するために、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第2号水俣市健康づくり条例の制定について申し上げます。

本案は、本市の健康づくりの基本理念を定め、市民、行政、地域コミュニティ等が協働し、市民が生涯にわたり心身ともにいきいきと健康で暮らすことができる地域社会を目指すために、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第3号水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、助成対象者の年齢を引き上げるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第4号水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市産業支援サービス業等立地促進補助金の創設に伴い、本条例における雇用促進奨励金を重複して交付しないものとするため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第5号水俣市森林経営管理基金条例の制定について申し上げます。

本案は、森林経営管理法が平成31年4月1日から施行されることに伴い、森林経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進を図ることを目的として、水俣市森林経営管理基金を設置し、基金の管理及び運営等を円滑かつ効率的に行うため、本案のように制定しようとするもので

あります。

次に、議第6号水俣市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律のうち、河川法の改正に伴い、準用河川の管理上必要とされる技術的基準を定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第7号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地5号棟の建設による住宅の供用開始及び牧ノ内団地、丸島団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第8号水俣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律等の施行及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う条文の整備等を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第9号水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、労働基準法の改正による時間外労働の上限規制に対応するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第10号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、県内他自治体の同職種の報酬額の状況を踏まえて報酬額を改定するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第11号平成31年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ163億7,981万9,000円で、平成30年度の肉付後の予算額と比較いたしますと、6億5,260万7,000円、約4.15パーセントの増加となっております。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費に、市庁舎建替事業、地方バス路線維持対策事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、公益法人等助成事業、ふるさと大好き寄附金事業、市庁舎管理事業、第3款民生費に、子どものための教育・保育給付負担金、自立支援給付費、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金、生活保護費、児童手当、老人福祉施設措置費、次世代育成支援施設整備事業、第4款衛生費に、水俣市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、清掃施設管理運営費、し尿処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、子ども医療費助成事業、予防接種事業、第5款農林水産業費に、漁港施設維持管理費、市町

村営林道開設事業、中山間地域等直接支払事業、市有林造林事業、森林環境保全整備事業、中山間地域総合整備事業、森林経営管理推進事業、第6款商工費に、水俣川河口臨海部振興構想事業、プレミアム商品券発行事業、商工業資金貸付・出資事業、地場企業支援事業、観光振興団体等助成事業、商工会議所事業費補助金、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、公営住宅整備事業、牧ノ内・大迫線道路改良事業、築地・丸島町線補修事業、市内一円市道維持補修費、公共施設等適正管理推進事業、第8款消防費に、消防に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、消防団装備等整備事業、消防防災施設整備事業、第9款教育費に、小中学校空調設備整備事業、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、公立小中学校ICT整備事業、スクールバス運行事業、各種文化・スポーツ振興事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当いたしております。

このほか、債務負担行為として、複写機・プリンター複合機借上料ほか15件を計上いたしております。

また、地方債として、過疎対策事業ほか9件を計上いたしております。

次に、議第12号平成31年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ41億5,342万4,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款国民健康保険事業費納付金、第4款共同事業拠出金、第5款保健事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款国民健康保険税、第4款県支出金、第6款繰入金などをもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上いたしております。

次に、議第13号平成31年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ4億1,303万1,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款総務費、第2款諸支出金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金などをもって充当いたしております。

次に、議第14号平成31年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ36億2,526万6,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、

第6款県支出金、第7款繰入金などをもって充当いたしております。

次に、議第15号平成31年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ9億8,368万9,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款公共下水道事業費、第2款公債費、第3款予備費を計上いたしております。

第1款公共下水道事業費の主な事業といたしましては、梅戸分区34号雨水枝線工事、公共下水道公営企業会計システム導入委託料等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款分担金及び負担金から第7款市債までの歳入をもって充当いたしております。

このほか、債務負担行為として、水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償他1件を計上いたしております。

また、地方債として、公共下水道事業、過疎対策事業、地方公営企業災害復旧事業を計上いたしております。

次に、議第16号平成31年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に73億8,719万6,000円、収益的支出に73億7,891万7,000円、資本的収入に2億1,988万5,000円、資本的支出に7億3,163万8,000円を計上いたしております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上いたしております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上いたしております。

次に資本的支出の主な内容につきましては、自動火災報知機設備等の建設工事費やセントラルモニタ等の固定資産購入費、企業債償還金及び公共債購入費等の投資を計上いたしております。

このほか、企業債につきましては、病院施設整備事業及び医療機械器具等整備事業それぞれの病院事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、減債積立金等で補てんをいたしております。

次に、議第17号平成31年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億7,700万7,000円、収益的支出に3億6,289万9,000円、資本的収入に2億935万円、資本的支出に4億2,463万7,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容につきましては、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金を計上いたしております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

次に、議第18号平成30年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,746万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ161億8,581万7,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、地方バス路線維持対策事業、第3款民生費に、子どものための教育・保育給付負担金、生活保護費、自立支援給付費、第5款農林水産業費に、中山間地域総合整備事業、第6款商工費にプレミアム商品券発行事業、第8款消防費に消防団装備等整備事業を増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第15款財産収入、第16款寄附金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、介護予防地域づくり事業ほか23件の追加、袋インター関連道路改良事業の変更を計上いたしております。

債務負担行為の補正として、水俣市議会会議録印刷業務ほか9件の追加、新庁舎建設基本・実施設計に伴う設備設計支援業務委託料ほか2件の変更を計上いたしております。

また、地方債の補正として、過疎対策事業ほか4件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第19号平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1,544万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億183万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款保険給付費に一般被保険者療養給付費及び一般被保険者療養費の増額、第6款基金積立金に国民健康保険事業財政調整基金積立金の増額、第8款諸支出金に国県支出金等返還金の増額及び国保直営診療施設整備費助成繰出金の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款県支出金、第5款財産収入、第6款繰入金及び第7款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第20号平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ451万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億377万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費で、保険基盤安定負担金の確定に伴い熊本県後期高齢者医療広域連合納付金を減額いたしております。

この財源といたしましては、第4款繰入金を減額し、調整いたしております。

次に、議第21号平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ658万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億1,976万2,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、通所型サービス事業の給付費の増加に伴う、第3款地域支援事業の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金、第6款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第22号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,426万3,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ10億2,640万5,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款公共下水道事業費において、下水道建設に係る委託料の減額、第2款公債費において、長期債利子の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第7款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費として、下水道建設事業を計上いたしております。

債務負担行為の補正として、公共下水道事業企業会計システム導入委託の廃止を計上いたしております。

また、地方債の補正として、公共下水道事業及び過疎対策事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第23号平成30年度水俣市水道事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の補正として、平成30年度水俣市水道事業会計補正予算第2号で設定いたしました水道事業会計システムリプレース業務委託事業の廃止を計上いたしております。

次に、議第24号第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定について申し上げます。

本案は、第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定について、水俣市議会基本条例第7条の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第25号から議第32号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市ふれあいセンター、水俣市ワークプラザ、みなまた環境テクノセンター、湯の鶴観光物産館、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、湯の児

フィッシングパーク、水俣市立総合体育館南部館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第33号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、南九州西回り自動車道のインターチェンジとして水俣市袋に建設予定であります、仮称袋インターチェンジと国道3号線までを接続するため、市道袋インター線として新設するものであり、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第1号から議第33号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 次に、議会運営委員長野中重男議員。

（議会運営委員長 野中重男君登壇）

○議会運営委員長（野中重男君） 議第34号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、議会運営委員会の委員の定数を適正に定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

以上、提案理由の御説明を申し上げますが、全会一致の御賛同をいただきますようお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第18号から議第23号までの平成30年度各会計補正予算及び議第34号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第18号平成30年度水俣市一般会計補正予算第8号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

○議長（福田 斉君） 議第19号平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

○議長（福田 斉君） 議第20号平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

○議長(福田 斉君) 議第21号平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算第5号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

○議長(福田 斉君) 議第22号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第5号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

○議長(福田 斉君) 議第23号平成30年度水俣市水道事業会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

○議長(福田 斉君) 議第34号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第18号から議第23号までの議案6件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

次に、議第34号は、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって議第34号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時13分 休憩

○議長（福田 齊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案6件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長田口憲雄議員。

（総務産業委員長 田口憲雄君登壇）

○総務産業委員長（田口憲雄君） 総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第18号平成30年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、地方バス路線維持対策事業、第5款農林水産業費に、中山間地域総合整備事業、第6款商工費にプレミアム商品券発行事業、第8款消防費に消防団装備等整備事業を増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上している。

これらの財源としては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第15款財産収入、第16款寄附金、第17款繰入金、第19款諸収入及び第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、水俣川河口臨海部振興構想事業ほか18件の追加、袋インター関連道路改良事業の変更を計上している。

債務負担行為の補正として、水俣市議会会議録印刷業務ほか3件を追加、新庁舎建設基本・実施設計に伴う設備設計支援業務委託料ほか2件の変更を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業ほか3件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、消防団の災害対応能力の向上と、災害時における消防団のより効果的な救助活動のため、救助用資機材を配付するとのことであるが、その配付計画についてただしたのに対し、消防団本部に油圧ジャッキ、AEDを各1台、消防団の各部にチェーンソーを1台ずつ配付する予定であるとの答弁がありました。

また、本年10月に予定されている消費税増税にあわせてプレミアム付商品券を発行するとのことであるが、それにかかわるシステム導入が必要な理由についてただしたのに対し、住民税非課税世帯や子育て世帯等を対象としており、対象者の抽出が必要であるため、また今回、プレミアム付商品券の分割販売も可能となっており、対象者における購入回数等を管理するため、システムを導入するものであるとの答弁がありました。

また、堤防2号線歩道整備事業について、歩道に植えてある桜の木の伐採の有無やその後の対応についてただしたのに対し、330メートルの整備区間内にある桜の木を30本伐採し、2本を移植予定であるが、新たな植樹も計画しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,426万3,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ10億2,640万5,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款公共下水道事業費において、下水道建設に係る委託料の減額、第2款公債費において、長期債利子の減額を計上している。

これらの財源としては、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第7款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費として、下水道建設事業を計上している。

債務負担行為の補正として、公共下水道事業企業会計システム導入委託の廃止を計上している。

また、地方債の補正として、公共下水道事業及び過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、一般会計繰入金の減額の理由についてただしたのに対し、下水道使用料が増額となったため、その分の繰入金が不要となったためであるとの答弁がありました。

また、浄化センター改築更新工事を行わなかった理由についてただしたのに対し、国庫補助金の配分が少なかったため、当初予定の4,500万円から2,000万円に事業費を減額し、工事委託協定を結んでいる日本下水道事業団が、工事の入札を2回行ったが、応札者がおらず、実施できなかったものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第23号平成30年度水俣市水道事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の補正として、平成30年度水俣市水道事業会計補正予算第2号で設定した水道事業会計システムリプレース業務委託事業の廃止を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水道事業会計システムリプレース業務委託事業の債務負担行為が廃止されているが、今後、新たに予算計上するのかとただしたのに対し、平成31年度当初予算として計上予定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、厚生文教委員長牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） 厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第18号平成30年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、子どものための教育・保育給付負担金、生活保護費、自立支援給付費を増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上している。

これらの財源としては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第15款財産収入、第16款寄附金、第19款諸収入及び第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、介護予防地域づくり事業等を追加している。

債務負担行為の補正として、学力・知能検査業務委託料（小学校）等の追加を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業等の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣第二中学校において、ブロック塀の撤去に伴い、フェンスが設置されているが、以前よりも低く、道路側と学校敷地の高低差もあり、危険と感じる。工法については、工夫する必要があったのではないかとただしたのに対し、今回のフェンス設置については、最初にあったブロック塀の高さに揃え、設計を行い、工事を行ったが、今後、現地の状況を確認し、学校等の意見も伺いながら、検討していきたいとの答弁がありました。

なお委員から、費用面もあるが、今後改修を行っていくところについては、安全面を考慮し、フェンス設置の必要性について、十分な検討を行い、設置をお願いしたいとの要望がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1,544万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億183万5,000円とするものである。

補正の内容としては、第2款保険給付費に一般被保険者療養給付費及び一般被保険者療養費の増額、第6款基金積立金に国民健康保険事業財政調整基金積立金の増額、第8款諸支出金に国県支出金等返還金の増額及び国保直営診療施設整備費助成繰出金の減額を計上している。

これらの財源としては、第4款県支出金、第5款財産収入、第6款繰入金及び第7款繰越金を

もって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ451万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億377万4,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費で、保険基盤安定負担金の確定に伴い熊本県後期高齢者医療広域連合納付金を減額している。

この財源としては、第4款繰入金を減額し、調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第21号平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ658万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億1,976万2,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第3款民生費に通所型サービス事業の給付費の増加に伴い、地域支援事業の増額を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金、第6款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、通所型サービス費用が増加している理由についてただしたのに対し、従前の介護予防の指定事業者が行うサービス、要支援1及び2の方を対象にした通所型デイサービスの利用者が平成29年度から新しい総合事業に移行して、利用者の増加によるサービスの需要増に伴って、介護予防、生活支援サービス事業費が増加したものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成31年2月20日

総務産業常任委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件	名	議決の結果	備 考
-------	---	---	-------	-----

議第18号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成
議第22号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決	全員賛成
議第23号	平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成31年2月20日

厚生文教常任委員長 牧下 恭之

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第18号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成
議第19号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第20号	平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第21号	平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第18号平成30年度水俣市一般会計補正予算第8号から議第23号平成30年度水俣市水道事業会計補正予算第4号まで、以上6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本6件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本6件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第34号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明21日から3月4日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、3月5日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により3月5日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は2月26日正午まで、議案質疑の通告は3月5日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後5時27分 散会

平成31年3月5日

平成31年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成31年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成31年3月5日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時27分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
次 長（松 尾 裕 二 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 18人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福祉環境部長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
病院事業管理者（坂 本 不 出 夫 君）	総合医療センター院長（丸 山 英 樹 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総合政策部次長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）
総合政策部政策推進課長（設 楽 聡 君）	総務部財政課長（梅 下 俊 克 君）
教育委員会事務局教育総務課長（岩 井 浩 昭 君）	教育委員会事務局スポーツ振興課長（緒 方 卓 也 君）

○議事日程 第2号

平成31年3月5日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 1 谷口明弘君 | 1 平成31年度施政方針について |
| | 2 企業誘致について |
| | 3 観光施策について |
| | 4 教育、子育て環境について |
| | 5 市制施行70周年事業について |
| | 6 医療センターについて |
| | 7 SDGs 未来都市について |
| | 8 庁舎建て替えについて |
| 2 藤本壽子君 | 1 水俣市長崎地区太陽光発電所設置計画について |
| | 2 水俣川河口臨海部振興構想計画による環境への影響について |
| | 3 写真家ユージン・スミスを題材とした映画「MINAMATA」について |
| 3 高岡朱美君 | 1 放射線治療を必要とする患者の負担軽減について |
| | 2 子どもの健康づくりについて |
| | 3 「水銀に関する水俣条約」と本市の課題について |

第2 休会について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、岩井教育総務課長、緒方スポーツ振興課長、午前の会議に坂本病院事業管理者、午後の会議に丸山総合医療センター院長の出席を要求いたしました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 齊君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 皆さん、おはようございます。真志会の谷口明弘です。

いよいよ議員2期目最後の一般質問となりました。この4年間、一つでも多く市民の声を届けようという思いから、13回この場に立たせていただきましたが、知識も経験も情報量も豊富な職員の皆さんと議論を交わすためには、私自身も勉強せねばならず、おかげで私自身にとってもさまざまな気づきや情報に接することができ、自分自身の知識を磨くことができ、大変な貴重な場となりました。

きょうはその集大成としまして、市民目線で聞きたいこと、言いたいこと全て言うつもりで欲張って八つの質問項目を挙げておりますので、単純明快な答弁をお願いいたします。

大項目1、平成31年度施政方針について

「しっかりとした将来ビジョンを描き」と市長がおっしゃられました。市長が考えられる将来ビジョンとはどのようなものか。

大項目2、企業誘致について

「地域経済の振興を図るもう一つの大きな柱は市外部から企業誘致をすることである」と言われたが、企業誘致対策についてどのように考えているか。

3、観光施策について

①、「水俣インターチェンジ開通を契機に観光客誘致に力を入れる」と言われたが、記念イベントやキャンペーン、観光客誘致のためのPRの方法など、具体的なプランはどのようなものか。

②、SUPプロジェクトを今度どのように位置づけ取り組んでいくのか。

大項目4、教育、子育て環境について

①、子ども医療費の無償化について、熊本県の取り組みに対する市長の考えはいかがか。

②、インフルエンザ予防接種枠の拡大について、その内容はどのようなものか。

③、市内全小・中学校にエアコンを設置するとあるが、今後、ランニングコストなど、本市に与える財政面での影響をどう評価しているか。

④、子育て支援の一環として、小・中学生の給食費の一部補助を開始すると言われたが、その内容と県内の他自治体での同様の施策の実施状況はどのようになっているのか。

⑤、久木野小学校で実施予定の小規模特認校制度について、一定の要件を満たす場合とはどの

ような要件か。また、通学に対する送迎についてはどのように考えているのか。

⑥、東京オリンピックの聖火リレーの水俣への誘致実現に取り組むと言われたが、近隣自治体との連携や今後どのような誘致活動をするつもりなのか。

大項目5、市制施行70周年記念事業について

市制施行70周年記念事業について、NHKのど自慢の開催が決定したそうだが、ほかにどのような催しを計画されているのか。

大項目6、医療センターについて

高度急性期機能「ハイケアユニット病床（HCU）」とはどのようなものか。

大項目7、SDGs未来都市について

「内閣府のSDGs未来都市2020年度選定に向けてチャレンジする」と言われたが、今見えている課題は何か。

大項目8、庁舎建て替えについて

旧庁舎の解体工事について、工事開始予定時期及び期間はどのようになっているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 谷口明弘議員の御質問に順次お答えします。

まず、平成31年度施政方針について並びに教育、子育て環境についてのうち、子ども医療費の無償化について及びインフルエンザ予防接種助成枠の拡大については私から、企業誘致については産業建設部長から、観光施策については及びSDGs未来都市については副市長から、教育、子育て環境についてのうち、小・中学校エアコン設置に係る財政面での影響については、給食費の一部補助について、小規模特認校制度については及び東京オリンピックの聖火リレーについては教育長から、市制施行70周年事業については及び庁舎建て替えについては総合政策部長から、医療センターについては病院事業管理者からそれぞれ、お答えします。

初めに、平成31年度施政方針についてお答えします。

施政方針の中で、しっかりとした将来ビジョンを描きと述べておりますが、私の考える将来ビジョンとはどのようなものかとの御質問にお答えします。

私が描いております将来ビジョンは、今議会に提案させていただいております第6次総合計画に記載された内容であります。

昨年の9月議会における谷口明弘議員の総合計画と市長マニフェストの関係性に係る質問に対し、第6次総合計画については、市長公約等の反映を考慮する観点から、平成29年3月議会で御

承認いただき、前計画の期間を1年間延長した上で、平成30年度に策定することとなったという趣旨の答弁をいたしました。

したがって、今回策定する総合計画は、私がマニフェストに掲げておりました地元商工業と連携した地域経済の活性化、子育て支援策の充実、観光資源や農林水産物の磨き上げ、楽しく快適な暮らしの実現、夢と希望をかなえる挑戦などに関する施策が盛り込まれており、整合性が確保できたものと考えております。

これらのことを踏まえまして、第6次総合計画で定める本市の目指す将来像である「みんなが幸せを感じ、笑顔あふれる元気なまち水俣」の実現に向け、邁進してまいる所存であります。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 第6次総合計画の策定に関しましては、私も議会を代表して総合計画策定審議会のメンバーに加えていただき、市民の声を直接お聞きしようと、4回開かれた市民ワークショップにも積極的に参加させていただきました。ワークショップには水俣高校生による水俣市の活性化プランも紹介され、子育て中のお母さんや、仕事で水俣に移り住んだというサラリーマンの方など、50歳の私がむしろ年配のほうで、若い方々が積極的に水俣の将来について語られる姿が印象的でした。特に人口減少に歯どめをかけてほしい、子育て環境の改善や、観光に力を入れてほしい、若者が買い物ができるお店が欲しい、働きたい仕事につけるようにしてほしいなど、地域経済の活性化や雇用拡大に対する切実な要望が多かったように感じます。

市長の施策方針でも冒頭に、地域に根差した強い産業基盤づくりから述べられたように、地域経済の活性化なくして、人口減少に歯どめをかけることも、社会福祉を充実させることも難しいことは皆が感じているところです。

It's the economy stupid、日本語訳すれば、経済こそが重要なのだ、愚か者。この言葉は、1992年、アメリカの大統領選挙の最中に広く使われた言い回しで、東西冷戦終結や湾岸戦争勝利を優位とされたブッシュ大統領に対して、対立候補のクリントンがアメリカの景気が後退する最中、的確な経済対策を打ち出さない姿勢をIt's the economy stupid. と批判して劣勢を巻き返し、大統領の座に着いたというエピソードがあります。市長にも強い信念のもと、地域経済の活性化を果たしていただきたいと市民の多くが願っております。

さて、今回の当初予算には554の事業予算が計上されていますが、中身を見ますと、新規事業を中心に子どもの健全育成や子育て環境改善に資する事業も目立つと感じました。

そこで、総合計画の将来像実現に向けて取り組むということですが、総合計画には各分野の施策が書かれています。その中で、平成31年度の事業について、あえて市長が挙げるとすれば、どの内容を重視しているかお尋ねします。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 谷口明弘議員の2回目の御質問にお答えいたします。

先ほど述べました第6次総合計画、水俣市総合計画の31年度に関しては、どのようなものを中心に取り組んでいくのかという御質問だったと思います。

今回の総合計画の中に盛り込まれました各施策は、どれもそれぞれ重要だというふうに認識しております。しかし、あえて申し上げますならば、平成31年度は市制施行の70周年、水俣インターチェンジの供用開始などがありまして、特別な年となりますので、これらに関連する各施策、事業を積極的に実施していくことで、地域の活性化を図ることとしております。

また、水俣の宝であります次世代を担う子どもたちを地域全体で育て、子どもの秘めた可能性を大きく伸ばしていきたいというふうに考えております。そのような思いから、今回、キッズサポーター、スポーツキッズサポーター基金の効果的な運用、そして全小・中学校への普通教室へのエアコンの設置、水俣高校支援策の新設、子ども医療費及びインフルエンザ予防接種の助成対象の拡充などを施策として講じることとしております。

今後さらに日本体育大学との連携協定を進めまして、トップアスリートによりますスポーツの指導、東京オリンピックの聖火リレーの誘致に取り組むなど、子どもたちに夢を与えていき、将来、本市から大きな志を持って夢を実現する人材が多く誕生することを心から願っているところであります。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、企業誘致について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、企業誘致について、地域経済の振興を図るもう一つの大きな柱は、市外部から企業誘致をすることであると言われたが、企業誘致対策についてどのように考えられているかとの御質問にお答えします。

企業誘致につきましては、実現すれば雇用機会の確保、税収の増加が見込まれるだけでなく、人口流出への対策等、地域活性化にも寄与するものと考えております。

今月2日には、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジが開通し、これによる交通アクセスの利便性向上は、企業誘致においてもアピールポイントになると考えております。一方で、本市においては、現在、市が企業誘致に活用できる土地を有しておらず、十分な誘致活動ができていない状況となっております。

そのような中、今年度より民間所有の空き用地や空き工場などの情報を収集し発信する空き工場バンク制度に取り組んでおり、今後は市所有施設などの企業誘致への活用を検討し、実現可能

なものについては順次活用を行ってまいりたいと考えております。

また近年は、都市部に本社を置くIT関連企業などが、企業の本拠地から離れたところにサテライトオフィスを開設する動きが加速しており、熊本県におきましても、熊本県産業支援サービス業等立地促進補助金の要件緩和を行い、県南地域への立地を促進しているところです。本市においても本年1月に水俣市産業支援サービス業等立地促進補助金を創設したところですが、今後も熊本県企業立地課などと連携し、インターネット付随サービス業や情報サービス業などの事業所誘致を展開していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 一朝一夕に企業誘致が決まるのが難しいということは、この御時世ですから、誰しもわかっていることだと思います。それでも市民は市長に大きな期待を寄せていることは確かではあります。

今の答弁を聞きますと、企業誘致の重要性は認識しながらも、企業誘致に適する用地確保が難しいと、現時点では市役所のやや消極的ではないかという印象を持たれても仕方ない状況であるかもしれません。空き工場バンク制度についても、執行部とのやりとりの中で、現在登録は1件であると聞いておりますし、担当課の職員の皆さんだけでなく、市長を初め我々議員も将来水俣に暮らす若者のために、これまでの取り組み以上にさらに汗をかいて、知恵と工夫で誘致企業を獲得する努力を続けていきたいと心に誓ったところです。

またIT関連企業を中心にサテライトオフィスを開設する動きが加速していますけれども、この動きはさらに今後も続いていくのではないかと考えております。そのためにネックとなりますのが、光通信網などのインフラ整備であると私は思っておりますので、今後、水俣市も国の補助制度などを積極的に活用して、企業誘致の環境を整えていただければと要望しまして、この質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、観光施策について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、観光施策について、順次お答えします。

まず、水俣インターチェンジ開通を契機に観光客誘致に力を入れると言われたが、記念イベントやキャンペーン、観光客誘致のためのPRの方法など、具体的なプランはどのようなものかとの御質問にお答えします。

3月2日の南九州西回り自動車道・水俣インターチェンジ開通日から5月31日まで、みなまた観光物産協会と連携しながら、開通記念キャンペーンを開催しており、お得なクーポン券の販売や、スタンプラリーを実施中です。

クーポン券は、市外から高速道路を使って多くの観光客の方にお越しいただくことを目的に、市外の方を対象に1冊2,000円分のクーポン券を1,000円で販売します。先着500冊限定販売とし、市内53店舗の宿泊施設や飲食店などで使用することができます。

スタンプラリーについては、市内外を問わず、誰でも参加可能で、市内の対象店舗55店舗で1店舗500円以上の買い物をすると一つのスタンプが獲得でき、スタンプ三つを集めて応募すると、抽選で旅行券や水俣市内の温泉旅館で使えるペア宿泊券などの豪華賞品が当たります。

また、春のバラが咲き誇るローズフェスタ期間中の5月18日、19日には、水俣商工会議所が中心となり、各種団体と連携して、開通記念イベントの開催が予定されております。

開通記念イベントは、例年開催されているみなまた港フェスティバル、みなまた物産展、水俣花火大会、水俣フードフェスティバルに、開通記念沿線広域物産展を加え、エコパーク水俣内で同時開催することで、より多くの方々に高速道路を利用して水俣にお越しいただき、開通記念キャンペーンと合わせて、水俣インターチェンジの開通を盛り上げていきたいと考えております。

次に、SUPプロジェクトを今後どのように位置づけ取り組んでいくのかとの御質問にお答えします。

水俣SUPプロジェクトは、昨年11月、熊本県が主体となって湯の岬で開催された水俣SUP BAYデモンストレーションレースを継承して取り組む事業です。事業全体としましては2カ年の計画となり、来年度はSUPA（日本スタンドアップパドルボード協会）公認となる第2回西日本選手権と、今年度の水俣SUP BAYを複合した大会を予定しており、再来年度にもSUPAの公認大会を誘致したいと考えております。

新たなマリンスポーツで、今後の人気期待されるスタンドアップパドルボードの大会を開催して、多くの参加者に美しい水俣の海を体験していただくとともに、大会の状況などを国内外へ向けて情報発信し、スポーツ振興とあわせて観光振興にもつなげていきたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 先週の土曜日に供用開始しました水俣インターチェンジですが、開通時には高岡市長初め各種団体の方々、志のある議員らとともに3号線に立ち、ようこそ水俣へという思いを込めて、交通安全キャンペーンに参加させていただきました。続々と水俣インターチェンジに入っていく車の数は想像以上でした。さらに2月24日に開催されたウォーキングイベントには3,000人以上の人が訪れたということで、市民の関心と期待の高さがうかがえます。

平成元年に西回り自動車道の建設促進期成会が発足して、平成31年、平成が間もなく終わろうとするこのタイミングで開通したことを、心からうれしく思いますとともに、金子代議士初め、これまで要望活動に熱心に取り組んでこられた皆様に対して敬意を表したいと思います。今後、南九州西回り自動車道は、水俣出水間をつなぐ工事が進められ、いずれは全線開通となる運びで

す。全線開通までの数年間に、いかに水俣の観光の魅力をアピールできるかが重要な鍵です。八代港の整備が進み、インバウンドの誘致にもさらに力を入れていただきたいと思います。

近年、水俣の海で見つかったタツノオトシゴの新種ヒメタツ、これは、さかなくんも先日テレビで、自分ならミナマタタツと命名したかったと発言してくれました。また、スタンドアップパドルボード（SUP）人気は今後高まることが予想され、水俣のマリンレジャーの魅力をPRする絶好のチャンスが到来しております。

ほかにも湯の兎、湯の鶴を初め、まだまだ世の中に知られていない水俣の魅力をこの機会に全庁挙げて取り組んでいただきたいと思います。

質問としましては、水俣SUPプロジェクトを今度どのように観光振興につなげていくのかお尋ねします。

○議長（福田 斉君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 本プロジェクトにより来年度、再来年度と全国レベルのSUP大会を開催することで、水俣市がSUPを初めとするマリンアクティビティーに最適な場所であることを広く国内外にアピールすることができるものと思われま。あわせて、平成28年度から実施している観光アクティビティープロモーション事業により、SUPを初めとするアクティビティーと、SNSを使ったPR動画の発信、パンフレットの作成や予約サイトの開設、受け入れ体制づくりやPR活動など、水俣観光物産協会や関係機関と連携しながら事業を推進することで、福岡や熊本、鹿児島などの都市圏の若者等を中心とした新たな客層を誘致し、観光振興につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 観光に力を入れてまちを元気にしてもらいたいというのは、多くの市民が望んでいる活性化策であると、これは肌で感じております。ことしは改元、また市制施行70周年、水俣インターチェンジの供用開始と多くのイベントが続きます。これまでは頑張る市民をサポートするというのが市役所のスタンスというか、あるいは職員のマインドだったように私は感じられてなりません。人口も減り、暮らしていくのが精いっぱいという状況のこの水俣で、市役所に働く職員の皆様に水俣市を活性化してもらいたいと期待を寄せている多くの市民がいることを肝に銘じて、職員一人一人がスーパー公務員となって、市民生活を少しでも豊かにしていただくために知恵と汗をかいていただきたいと思います。と申し上げて、この質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、教育、子育て環境について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 教育、子育て環境について、順次お答えします。

まず、子ども医療費の無償化について、熊本県の取り組みに対する市長の考えはいかがかとの御質問にお答えします。

熊本県における子ども医療費助成に関する補助の対象は、4歳未満の医療費及び多子世帯の4歳から就学前までの入院費のみとなっております。

厚生労働省による乳幼児等に係る医療費の援助について、調査の結果、平成29年4月1日時点で、全国47都道府県のうち、補助対象を4歳未満としているのは、熊本県を含むわずか3県のみであり、最も低い年齢であります。

また、現在、県内45市町村のうち、水俣市を含む27市町村が中学3年生まで、18市町村が高校3年生まで、医療費の助成対象を独自に拡大しております。

なお、本市においては、施政方針で述べましたとおり、来年度から子ども医療費助成対象を中学3年生から満18歳まで拡大するため、本定例会に関係条例及び関係予算を上程しております。

このような市町村の対応を踏まえ、補助金の対象拡大について、以前から熊本県都市財政課長会議に提案し、熊本県市長会を通じ県に要望してきたところではありますが、引き続き要望していきたいと考えております。

次に、インフルエンザ予防接種助成枠の拡大について、その内容はどのようなものかとの御質問にお答えします。

本市のインフルエンザの任意予防接種の助成内容については、現在、助成対象者を水俣市在住の中学3年生までとしておりますが、来年度から対象年齢を満18歳まで引き上げ、対象者のインフルエンザ予防接種を全額助成するものであります。

○議長（福田 斉君） 小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、市内全小・中学校にエアコンを設置するとあるが、今後、ランニングコストなど、本市に与える財政面での影響をどう評価しているかとの御質問にお答えします。

主なランニングコストといたしまして、市内全小・中学校のエアコン導入による電気料を試算することができますが、年間を通して全体で約490万円増加する見込みとなっております。

また、過去3年間の市内全小・中学校の平均電気料とエアコン導入による増加見込み分を加えた電気料を比較しますと、約1.4倍の電気料がかかることとなりますので、現在、市役所仮庁舎において進められております、再生可能エネルギーを用いた電力供給実証試験の取り組みを踏まえ、市内全小・中学校への新電力の導入可能性など、今後、より安い電力の活用を検討し、コスト削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援の一環として、小・中学生の給食費の一部補助を開始すると言われたが、そ

の内容と、県内の他の自治体で同様の施策の実施状況はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

開始を予定しております水俣市学校給食費補助事業は、将来を担う子どもたちとその家庭を支援し、子育てしやすい地域づくりを実現するため保護者が負担している月々の給食費を一部補助するものでございます。補助額については、1カ月当たり1,000円を予定しており、これにより給食費負担額が小学生、月4,200円から3,200円に、中学生、4,900円から3,900円に軽減されることとなります。

次に、県内の他自治体の状況についてですが、小・中学生ともに全額補助しているのが球磨郡の山江村と水上村、小学生のみ全額補助しているのが荒尾市、ほか16の自治体で一部補助を実施しております。

一部補助の内容としましては、2分の1補助、3分の2の補助、第2子・第3子以降への補助、牛乳費や主食費の補助、月々の定額補助などがあり、各自治体とも子育て世代を応援する施策として取り組んでいるようでございます。

次に、久木野小学校で実施予定の小規模特認校制度について、一定の要件を満たす場合とはどのような要件か、また通学に対する送迎についてはどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

まず、一定の要件についてでございますが、平成31年度から小規模特認校制度を導入するに当たり、水俣市立小学校小規模特認校制度に関する規則を制定したところでございます。当規則の中に入学の要件を規定し、小規模特認校制度を利用して転入学するためには、次の要件を全て満たさなければならないとしており、要件を三つ掲げております。一つ目に、小規模特認校の教育活動方針に賛同すること、二つ目に、通学に当たっては、児童の保護者の負担と責任において行うこと、三つ目に、児童の保護者は、PTA活動等について、十分理解し、積極的に協力することとしております。

次に、通学に対する送迎についてでございますが、今申し上げましたように入学の要件として、通学に当たっては児童の保護者の負担と責任において行うこととしておりますので、保護者に送迎していただくことになります。

次に、東京オリンピックの聖火リレーの水俣への誘致実現に取り組むと言われたが、近隣自治体との連携や今後どのような誘致活動をするつもりなのかとの御質問にお答えします。

聖火リレールートを選定については、東京2020組織委員会が定めるルート選定の基本的な考え方に沿って、各都道府県の実行委員会において選定が進められております。

本市といたしましては、これまでも市長が先頭に立ち、熊本県知事を初め、県の関係部署に誘致をお願いしてまいりました。今のところ、近隣自治体との連携は考えていませんが、今後も引

き続き、市長を中心に水俣への誘致活動に努めていきたいと思っております。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 熊本県の子ども医療費無償化対象年齢の引き上げについては、平成24年の6月議会で、対象年齢を就学前まで拡充するようという意見書を提出しております。ここにありますが、市長も議員時代に、私もそうでしたが、賛同されていると理解しております。平成31年度から市長は公約どおり、助成枠を満18歳まで拡大されると決断されたわけですが、都道府県単位で見るときに対象年齢を4歳未満としているのは、通院では富山県、石川県、熊本県の3県、入院では熊本県だけとなっており、多くの都道府県が就学前までの助成を行っている中、各熊本県内の市町村は、独自に自腹を切って子どもたちの医療費の無償化に取り組んでおります。県の助成枠が拡大されれば、水俣市の財政も助かるのは確かですので、要望を継続していただきたいと思っております。

インフルエンザ予防接種助成枠の拡大は、昨年12月議会で取り上げましたけれども、当初予算に事業費を計上していただきうれしく思います。

エアコン設置については、我が会派の桑原一知議員が一般質問で取り上げてまいりましたが、国の方針で全国的に導入が決まり、これ自体は歓迎すべきことですが、全国一斉に設置が始まるということで、空調機器の調達や施工業者の確保など、設置完了までは多くの課題が生まれることではと思いますが、子育ての中の最中にある保護者に見れば、この事業は最大の関心事ですので、どうか滞りなく工事が完了するようにお願いいたします。

給食費の一部補助についても市長の公約を踏まえた施策であります。私も勉強不足で県内の自治体も18の自治体が先行実施していると知り、子育て世代を応援する施策を充実させて定住人口をふやそうとする各自治体の努力がかいま見える事業であると感じました。

久木野小学校の小規模特認校制度については、児童数の減少で今後存続が危ぶまれる山里の小学校の切り札になればと私も期待しております。先日は久木野小学校において、「読書で心を育て、人生に立ち向かう力をつけよう、久木野小学校から」と題して講演が開かれたそうですが、久木野小学校の先生方もさまざまな工夫と努力で、久木野小学校の魅力を発信しておられることに敬意を表したいと思います。

東京オリンピックの聖火リレーが水俣を走ることにできれば大変うれしいことですし、夢のある話です。水俣を聖火が走ることにできれば、近隣自治体も当然通過するわけですので、県境を越えて出水市や阿久根市、バドミントンではオリンピック選手を輩出した藤井瑞希選手の出身地芦北町の竹崎町長や、津奈木町の山田町長らと連携をとっていただいて、ぜひ実現させていただきたいと思っております。

このようにいずれの事業についても、将来の水俣を背負っていく子どもや子育て世代の保護者

たちを応援するメニューが今回の予算に多く見られたことは、私は大変うれしく思います。この質問について2次質問はありません。次お願いします。

○議長（福田 斉君） 次に、市制施行70周年事業について、答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

（総合政策部長 帆足朋和君登壇）

○総合政策部長（帆足朋和君） 次に、市制施行70周年事業について、お答えします。

市制施行70周年記念事業について、NHKのど自慢の開催が決定したそうだが、ほかにどのような催しが計画されているのかとの御質問にお答えします。

施政方針で述べましたとおり、10月に市制施行70周年記念式典とあわせて記念講演会を開催いたします。このほかNHKのど自慢に加え、民放公開番組や、アニメ「ルパン三世」の楽曲等を手がける作曲家大野雄二氏、その他アーティストによるジャズコンサート、水俣の歴史をテーマにした市民講座の開催をいたします。また、競り舟大会等の既存事業については、市制施行70周年記念冠事業として、その内容の拡充を図ることとします。

さらに今後も、関係各課において各種記念事業について検討することとし、年間を通してこの記念すべき年を祝ってまいります。

あわせて、記念事業及び冠事業を実施する際には、70周年をPRするのぼり旗を各会場に設置するとともに、公共施設等に常設し、未来へ向けて力強く進んでいく機運を高めていくこととします。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 明治22年4月1日、町村制施行によって葦北郡水俣村として発足し、大正元年12月1日に水俣町となり、昭和24年4月1日市制を施行して水俣市となりました。昭和31年には久木野村を編入して現在に至る本市ですけれども、昭和41年に野口遵氏らがこの地に日本窒素肥料水俣工場を設けていなければ、恐らく市制施行には至らなかったのではないかと思います。その後、水俣病など不幸な出来事を経験した本市ですが、患者さんを初め関係者の不断の努力で現在に至っております。

本年4月1日は、市制施行70年目であり、また改元初年にも当たる重要な日を迎えます。そういった意味でも市制施行70周年のこの年は、市民みんなでお祝いできる機会や雰囲気盛り上げていきたいと思っております。

さて、来年2月にはNHKのど自慢が開催決定となったそうですが、ちょうど10年前、市制施行60周年を記念して、やはりNHKのど自慢が水俣市で開催されました。話によりますと、福田議長も柔道着姿で予選に臨まれ、残念ながら予選落ちだというお話も聞きましたけれども、議長の無念を晴らすため、今度は私が挑戦しようかと考えております。

また、夏の風物詩となった競り舟大会ですが、せっかく70周年記念大会ですので、かつて行われていたように台湾チームを招聘したり、賞金額を少し積み増して、日本各地でドラゴンボード競技に励むチームにもっと関心をもって参加してもらえよう大会にさせていただけたらと希望いたします。

また、70周年をPRするのぼり旗を各会場に設置するという答弁でしたけれども、これは小路議員の受け売りになるかもしれませんが、安易にのぼり旗、またはそういった横断幕に70周年という文字を入れてしまいますと、この1年間だけの限定使用にしか使えなくなってしまいますので、今後も高校野球の応援とか、各種子どもたちの競技大会の応援などにも、そういったのぼり旗や横断幕を持って応援に行けるようなデザインにさせていただくことも考慮していただきたいと要望して、この質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、医療センターについて、答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 次に、医療センターについて、高度急性期機能、ハイケアユニット病床（HCU）とはどのようなものかとの御質問にお答えします。

ハイケアユニット病床（HCU）とは、内科系、外科系を問わず重症度が高く、高度な治療や看護ケア、処置が必要な患者さんや、全身麻酔下での大手術後の術後管理が必要な患者さんに対して集中的に治療を行う機能を持つ病床であります。

対象疾患としましては、心筋梗塞等の急性心不全、脳卒中、広範囲熱傷、急性呼吸不全、意識障害・昏睡、急性薬物中毒、ショック、大手術後などが挙げられます。

また、施設基準につきましても、重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を一定割合以上入院させること、一つの病棟として取り扱うものであること、また、医師及び看護師の配置や各種医療機器の常備、在院日数などの基準を満たすことなども条件となっている病床であります。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 現状では、それぞれ内科、外科、それぞれの科での一般病棟において、重症度の高い患者さんや回復期の患者さんが混在している状況にあるのだが、ハイケアユニット病床が設けられることで、専門の医師や看護師が配置され、また専用の医療機器が常備されることによってさらに救われる命がふえるとともに、一般病棟の負担軽減にもつながるといふふうに理解しました。市民の一人としまして医療センターの医療体制が強化されることは大変心強く思う次第です。

この件についても一つだけ聞きたいことが、市長が施政方針の中で、ハイケアユニット病床の導入に伴い、将来に向けた医療提供体制の土台づくりができるものであると考えているとおっしゃったんですけれども、もうちょっと具体的にその重要性を市民に説明していただけますで

しょうか。お願いいたします。

○議長（福田 斉君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 団塊の世代が後期高齢者となる2025年の人口予測に基づいた地域医療機能の適正化、いわゆる地域医療構想が、現在、国の医療政策として進められております。高度急性期、急性期、回復期、慢性期と分化された医療機能のうち、国が示しました芦北医療圏における高度急性期病床推定値と医療センターにおける高度急性期医療に該当する患者さんの調査をもとに、芦北地域医療構想調整会議において協議していただいた結果、全会一致で10床のハイケアユニット病床の開設について合意をいただいたところでございます。

このことにより、国から義務づけられている公立病院改革プランにおける当センターの役割の明確化を果たすことにつながり、そして、国の医療介護総合確保基金の補助事業としても認められたところでございます。

また、この事業は将来起こり得る病院機能の再編において、芦北医療圏の急性期基幹病院として存続していくための、先ほど申し上げました土台づくりにつながるものと考えております。以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 医療、これは水俣市にとっても多くの雇用を生み出している重要な分野であります。人が生活していく上で必要なことを日本では衣食住と表現しておりましたが、現在では医者、医の字を当てて、医食住と表現するそうです。高齢化社会を迎えて、医療が充実したところに住みたいという傾向は、今国民、市民の傾向であるというふうに思います。

県南医療、ひいては県境の医療を支える拠点として、水俣総合医療センターが今後とも水俣に存在し続けるように、高岡市長、また坂本先生、丸山院長初め、ここにいる議員、議会も連携していくことの重要性を改めて認識した次第です。

以上で質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、SDGs 未来都市について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、SDGs 未来都市について、お答えします。

内閣府のSDGs 未来都市2020年度選定に向けてチャレンジすると言われたが、今見えている課題は何かとの御質問にお答えします。

まず、SDGs とは、英語のサステイナブル・ディベロップメント・ゴールズを略したもので、日本語では持続可能な開発目標と訳します。

SDGs の掲げる目標は、国際社会全体の開発目標として2030年を期限とするもので、誰一人

取り残さない社会の実現を目指し、環境、経済、社会をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされております。

本市としましては、既に水俣環境アカデミアにおいてSDGsの取り組みを進めていますが、今後は先日の施政方針でも申し上げましたように、従来からの本市の取り組み、政策をベースとしながら、国際的な基準であるSDGsの考え方にに基づき、環境、経済、社会の三側面の統合的取り組みによる自律的好循環を構築するという視点に立ち、これからの地域経営に取り組んでまいることといたします。

また、本市は2008年に環境モデル都市に認定され、低炭素化に向けた取り組みを進めてきましたが、国におきましては、環境モデル都市の上位概念として環境未来都市を設け、さらにこれを発展させる形で自治体SDGsが進められています。

本市としましても、これまでの環境モデル都市の取り組みをさらに発展させ、2020年度に国のSDGs未来都市へ選定されることを目指します。

選定に向け、今後、各方面と連携を図りながら、市全体でのSDGsの取り組みを明らかとする全体計画を策定していくこととします。

選定に向けた全体計画の策定に当たっては、地域の実態に即した目標の設定、SDGsの推進に資する具体的な取り組み、情報発信、庁内の執行体制の確立などが必要であり、これらが今後の課題であると認識しております。

特にSDGsが英語の略称でなじみにくい言葉であることもあり、その理念がまだ市民に広く知られていないという点につきましては、市民にSDGsの理念を広く周知していくとともに、わかりやすい説明を行う必要があると考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 SDGs、まだまだ一般的には耳なれない言葉ですけれども、日本語で持続可能な開発目標と訳されますように、消滅可能性自治体などと名指しされた自治体を初めとしまして、先進的な取り組みに関心の高い企業あるいは自治体は、既に取り組みを始めております。水俣市でも既にその取り組みは始まっておりまして、昨年9月29日、水俣環境アカデミアで開催されました水俣から発信する持続可能な地域社会づくりと題しまして、浅野直人福岡大学名誉教授の基調講演や、熊本県ブライト企業に認定されました攝津工業株式会社の攝津社長、水俣市環境マイスターの天野茶園の天野代表のお話、大変興味深く拝聴いたしました。

現在、水俣市は環境モデル都市としての取り組みを続けてきたわけですが、SDGsの取り組みはその発展形で、これまで取り組んできた多くの取り組みがそのまま当てはまる項目が多いと感じております。質問といたしまして、SDGs未来都市に認定されることで、どのようなメリット、または国の補助制度などがあるのかお尋ねします。

○議長（福田 齊君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 谷口明弘議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、本市がこれまで取り組んできた環境に対する取り組みをさらに発展させ、新たな国際的課題であるSDGsに献身的に取り組んでいることを国内外に広くアピールすることができ、本市のイメージ向上が期待できます。

次に、全国で30都市程度が選定されるSDGs未来都市に対しましては、国から選定都市への各省庁の支援施策活用等の助言や、国内外への成果の発表などの総合的な支援が行われることとなっております。

なお、SDGs未来都市の中から、さらに10都市程度が選定される自治体SDGsモデル事業では、全体マネジメント・普及啓発等に係る経費として2,000万円を上限として、全額国庫補助があり、事業実施経費として2,000万円の2分の1を上限とする国庫補助があります。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 次に、庁舎建て替えについて、答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

（総合政策部長 帆足朋和君登壇）

○総合政策部長（帆足朋和君） 次に、庁舎建て替えについて、お答えします。

旧庁舎の解体工事に関して、工事開始予定時期及び期間はどうかとの御質問にお答えします。

旧庁舎敷地におきましては、現在、旧庁舎の解体工事に先立ち、新館及び秋葉会館の電力供給を継続するため、新たに蘇峰記念館側から電力を引き込む工事と、新庁舎の配置計画内に埋設されている上下水道給排水管を移設する工事を行っています。

旧庁舎本館・別館の解体工事に関しましては、議会の議決に付すべき契約であるため、本議会への上程を予定しており、議決いただきましたら、4月1日より本工事に着手し、12月27日までの約9カ月間を工期として予定しております。

なお、本工事の内容及び旧庁舎敷地内の車や歩行者などの通行規制など詳細につきましては、今後、学校関係者などに御説明し、契約者と協議しながら決定し、その内容を市民に周知してまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今回の市報にもそういった内容が載っておりました。いよいよ解体工事に着手することになりますが、早速ですので2点質問いたします。

解体工事期間中の歩行者、特に通学する子どもたちに対する安全確保策をどのように考えているのかというのが1点目。それから前回の一般質問で私が質問し、検討すると言われておりまし

たが、旧庁舎の敷地内のみなくるバス「市役所前」停留所が休止となります。陣内郵便局前の市役所前が最寄りの停留所となることへの懸念を前回申し上げたわけですけれども、仮庁舎までの市民のアクセスを確保する手段を検討すると言われましたが、検討状況はその後どうなっているのか、2点お尋ねします。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 谷口明弘議員の2回目の御質問にお答えします。

御質問は2点ございました。私のほうからは解体工事期間中の歩行者、特に通学する子どもたちに対する安全確保対策についての御答弁させていただきたいと思います。

現在、多くの市民が旧庁舎の敷地を生活道路として利用しているほか、隣接する小学校、中学校及び高校の生徒たちも通学路として今現在利用しております。

御質問のあった解体工事期間中の歩行者、特に通学する子どもたちの安全確保策につきましては、解体工事を実施する上で最優先すべき事項であると認識しております。これまで学校等に対し、適宜、情報提供を行ってきたところですが、今後も引き続き学校関係者などと協議しながら、誘導員の配置など、歩行者等に配慮した安全確保策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 関総務部長。

○総務部長（関 洋一君） 二つ目の質問につきましては、私からお答えさせていただきます。

変更となるみなくるバスの市役所前の停留所から、仮庁舎へのシャトルバス運行について、その後の検討状況はという御質問であったかと思えます。みなくるバスを利用して水俣市役所仮庁舎に来られる方の状況を調査するため、2月5日から4日間、水俣市役所停留所を利用された方を対象に、聞き取り調査を行いました。調査期間中、水俣市役所停留所でバスをおりられた方は12名でございまして、そのうち仮庁舎が目的の方は3名でございました。

今後さらに来庁者が多くなると見込まれる年度末に、さらに再調査を行いまして、その結果と2月に実施した調査結果をあわせて、総合的に勘案し、シャトルバスの運行について検討してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 ちょっと時間もありますので、以上で、私の質問を終わりますけれども、今回、水道局初め、数名の部署にこっだけ質問を挙げながら、質問、答弁の機会がなかったので、ぜひ帰ってきたら真っ先に質問したいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で谷口明弘議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時29分 休憩

○議長（福田 齊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 おはようございます。無限21の藤本壽子です。

市議会のほうも4月に改選ということになりまして、年月のたつのは早いものです。この4年間、毎回、質問をさせていただきました。執行部の皆さんとよい議論になったか、心もとないところですけども、おつき合いをくださりましてありがとうございました。

振り返りますと、たくさんの質問の中で、商店街を回ってみたり、農業の関係者の方とお話をしたり、私にとっては本当に宝物のような時間だったと感じております。この4年間、私は、原子力発電所の再稼働について、一番多く質問をいたしました。

先日、2月27日の熊日の記事によりますと、原発再開、安全対策に懸念という見出しで記事が載っており、その内容は、2011年の超巨大地震の震源域に隣接する海域で同規模の地震が発生することを否定できない、地震調査委員会が日本海溝沿いの地震予報を改定したとありました。再び大事故があった場合、私たちは、子や孫にどのように責任をとればよいのでしょうか。一日も早く安心して暮らせる社会をつくる必要があります。エネルギー政策の転換は、環境のまち、水俣から発信していく。未来に希望を持てる持続可能な水俣づくりを実現し、世界に発信できるように力を合わせて頑張りたいと思います。

以下、質問に入ります。

今回は、生活の基盤、命に根差す問題ということで三つ質問をしたいと思っております。

大項目の1番、水俣市長崎地区太陽光発電所設置計画について。

この地域に二つの事業者が太陽光発電の計画をしております。先日は、1月ですけども、コンチネンタルホールディングスの説明会がありましたので、改めて質問を用意いたしました。

①、イー・トップとコンチネンタルホールディングスの両者の開発面積はどれぐらいになるのか。

②、森林の伐採面積はどれぐらいになるのか。

③、1月に行われたコンチネンタルホールディングスの説明会においては、住民からどのような意見が出ていたのか。

④、この二つの会社の隣地開発により、水質、水量はどのように変化すると考えるか。

大項目の2です。

水俣川河口臨海部振興構想計画による環境への影響について。

①、2月21日、水俣川河口臨海部振興構想計画を考えるシンポジウムが行われました。どのよ

うな内容であったかをまずお尋ねします。

②、鹿児島大学理学部佐藤正典先生の環境アセスメントの調査結果を読み解くという講演の中で、内湾の河口周辺をどのような場所であると言われたのか。

③、過去の水俣川河口周辺の浅い海の埋め立てにより、漁業資源はどのように変化したと述べられたのか。

次に、大項目3です。

写真家ユージン・スミスを題材とした映画「MINAMATA」についてお尋ねします。

①、この映画はどのような内容になると思われるか。

②、監督のアンドリュー・レヴィタスは、どのような作品をつくっているのか。

③、映画の進捗状況を知っているか。

④、水俣市に映画関係者からの連絡は入っているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市長崎地区太陽光発電所設置計画について及び水俣川河口臨海部振興構想計画による環境への影響については産業建設部長から、写真家ユージン・スミスを題材とした映画「MINAMATA」については私から、それぞれお答えします。

○議長（福田 斉君） 水俣市長崎地区太陽光発電所設置計画について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 初めに、水俣市長崎地区太陽光発電所設置計画について、順次お答えします。

まず、イー・トップ株式会社とコンチネンタルホールディングス株式会社の両者の開発面積はどれくらいかとの御質問にお答えします。

水俣市長崎地区で太陽光発電事業を計画しているイー・トップ株式会社につきましては、平成30年11月4日及び11日に開催された住民説明会で、開発行為に係る事業区域面積は約4.8ヘクタールと説明がされておりました。

また、同地区で太陽光発電事業を計画しているコンチネンタルホールディングス株式会社につきましては、平成31年1月22日に開催された住民説明会で、開発行為に係る事業区域面積は約48.7ヘクタールと説明がされておりました。

次に、森林の伐採面積はどれくらいになるのかとの御質問にお答えします。

さきに答弁しました各住民説明会において、開発行為に係る森林の土地面積は、イー・トップ株式会社が約3.5ヘクタール、コンチネンタルホールディングス株式会社が約26.8ヘクタールと説明されました。

次に、1月に行われたコンチネンタルホールディングス株式会社の説明会においては、住民からどのような意見が出ていたのかとの御質問にお答えします。

まず前提として、当該事業者のさきの説明会につきましては、林地開発許可制度や、本市の再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインに基づいた住民説明会ではありませんでした。あくまで地域住民への事前のお知らせという意味合いのものであったと伺っております。そのため、その時点では詳細な内容はほとんど決まっていなかった中の説明会でした。

これらを踏まえ、住民から事業者に対しては、近隣の水源に影響はないのか、除草などの維持管理はどうするのか、太陽光事業終了後には土地をどうする予定なのか、近接する長崎地区の大規模太陽光発電事業敷地から濁水流出トラブルが発生しているが認識しているのかといった意見が出ておりました。

次に、この二つの会社の林地開発により、水質、水量はどのように変化すると考えるかとの御質問にお答えします。

開発面積の規模は違いますが、両者とも山林を伐採し、太陽光発電所を設置する事業でありますので、水質については施工中に濁水が発生する可能性も考えられます。

また、雨水がパネルの表面を流れていくことから、山林への浸透水が減少すると思われるので、開発後の区域内の排水量は増加する可能性も考えられます。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をしたいと思います。

森林の伐採なんですけれども、この影響というのが世界的な問題になっています。水俣市もこの間、トラックに木材を積んでたくさん伐採をされているというところに遭遇するわけなんですけれども、森林の伐採により直接流出量というのは、1.5倍から2倍にふえるわけなんですけれども、これはやはり土砂災害などの原因になると思います。また、答弁にもいただきましたように、地下水の減少、これも世界的な問題となっているわけなんですけれども、これ人間の飲む水にももちろん影響するんですが、森林を破壊することによって、人間ではなくて、私どもがちょっと困ったなど今思っていますイノシシだとか、いろんな鳥獣が増加する傾向があり、鳥獣被害の増加する原因になるのではないかと考えています。

まず、そこですら、確認のためにぜひこの問題を考えていただきたく、12月議会と同じ質問になりますけれども、この地域のことについてお尋ねしたいと思います。ここは第1の質問です

が、水俣市の水源保護地域になっているかどうかということです。

次に、さきに述べたように、森林を伐採しますと、地下水の減少が考えられるわけなんですけれども、この地域への産廃処分場の反対の運動がありまして、その後、平成21年に水俣市水道水源保護条例ができ、第8条において、水質への影響について地域住民に説明することがあるというふうにあるんですけれども、これについてですが、二つの業者は、説明が私は不十分ではなかったのではないかと考えているんですけれども、そここのところでの市の見解を二つ目に聞きたいと思います。

それから次に、去年の質問と重なりますけれども、水俣市水道水源保護条例施行規則の対象と考えられるものの中の最後の項に、水源の水質を汚染させ、もしくは汚濁させる事業者、または水源の水量に影響を及ぼすおそれのある事業場で、市長が別に定めるものとありますが、そこで、この水源水質に規制するところに値するのではないかと考えていることを思いまして、3番目の質問としましては、この条例での規制を行えないのかということ、そのことを検討するべきではないかというふうに思うんですけれども、三つここで質問をしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 藤本議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、一つ目なんですけれども、この地域が水源保護地域として認められているものではないかという御質問だったと思います。水俣市水道水源保護条例で規定する水源保護地域は、水俣市の行政区域のうち都市計画用途地域を除く地域と指定しております。

また、用途地域であっても上水道取水池の周辺地域に地表水が浸透すると思われる地域につきましては、水源保護地域としております。したがって、当該地域は都市計画用途地域外ですので、水源保護地域に当たります。

二つ目の質問でございますけれども、水俣市水源保護条例第8条に基づきまして、説明会の開催をして、その措置をしなければいけないのだが、説明が不十分であるという御質問だったかと思っております。

今回の両事業につきまして、水道水源保護条例に規定する対象事業場ではないため、条例第8条の適用にはならないと考えておりますけれども、イー・トップ株式会社には、地下水や河川への影響を懸念される地域住民の声をお伝えするとともに、市からも適正かつ十分な措置、対策を講じるように意見しております。

また、コンチネンタルホールディングス株式会社の事業計画につきましては、先ほど答弁申し上げますとおり、1月22日に開催された説明会は民地開発許可制度や、本市のガイドラインに基づいたものではありませんで、地域の方々への事前のお知らせという位置づけでありまして、後日改めて事業計画の説明がなされると伺っております。

三つ目の質問でございますけれども、この当該事業が水源保護条例のために水俣市水道水源条例で何らかの規制をできないかという御質問だったと思います。本条例に規定する対象事業場といますのは、産業廃棄物最終処分場などのほか、その他の事業場として設置後も継続して汚水を排出し、また水源の水質を汚染、汚濁するおそれのある事業場、または水量に影響を及ぼすおそれのある事業場を指しております。

今回の太陽光発電所につきましては、12月に藤本議員の御質問に対しまして、副市長が答弁申し上げましたとおり、地下水、河川水を利用し、水量に影響を与える施設ではないことから、水道水源保護条例の適用となる対象事業場には該当しないと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、さらに質問をしたいと思います。

なぜ重ねてこの条例で規制できないかというふうに今回の質問をいたしましたのは、12月議会で答弁をいただきました答へと、私の考えていることの内容がちょっとかみ合っていないのではないかなというふうに思いましたので、重ねて質問をしたということになります。

つまりですね、水源保護条例の規制対象になるのかどうかということでは、施設として、その保護条例の中の対象の施設として水源に影響があるかということなんですけれども、そういうふういろいろな汚濁水を出すとかいろんなそういう施設であるかどうかということでの規定ということもあると思うんですが、その前に、その施設をつくる前に森林を開発して、その段階で水量に変化があるということですね。施設というよりも、施設をつくる前の問題のことで、私はやはり心配なわけです。ですので、何とか規制の対象とならないのかどうかということ、コンチネンタルホールディングスの方がまだきちんとした計画を出しておられませんので、市としてもどのように考えていいのかという段階だと思っています。でありますけれども、もし出た場合には、本当に先ほどの答弁では大きな開発になりますので、きちんとこの対象になるかどうかを検討していただけないかということが、1番目の質問です。

さらに市長にお尋ねしたいんですけれども、先日、霧島のほうで、霧島はですね、本当にもう太陽光発電が多く、13キロメートルにわたって太陽光発電がずっと連なっているというところもあるらしいんですけれども、とうとう、霧島の自然環境に影響するというところで、新聞記事にも載ってございましたけれども、業者に対し規制の意向を示しました。

水源の保護だけではなく、水俣市の全体の自然を守るということで、私はもうやはり開発、どうしても再生可能エネルギーが欲しいけれども、開発が余り進み過ぎることに対しては、水俣市としてはやはり規制の検討に入るべき段階に来ているのではないかというふうに思いますので、市長の見解をお尋ねできればと思います。二つ質問いたしました。

○議長（福田 斉君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず一つ目は、規制を検討できないかという内容だったと思います。山林を伐採しまして、浸透するはずの雨水が表層を流れて、河川に流入するというところでございますけれども、地下水の量は減るのではないかということからだと思います。地下水の流れがはっきりわからない状態では、地下水量に影響を与えるかどうか断定はできませんので、水俣市水道水源保護条例の対象事業場には該当しないと考えておりまして、今のところ規制はできないものと思っております。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 藤本議員の3回目の御質問ですけれども、霧島市のほうでは、メガソーラーに対して、その事業に反対をしているということがあるという御質問ですけれども、霧島市のほうに確認をいたしましたところ、このメガソーラーに反対をされてたところというのは、霧島神宮や別荘地に近い場所であって、自然環境や景観を損なうなどの理由から、事業に反対されたというふうに伺っております。また、これは個別の事業計画について反対をされたものでありまして、全てのメガソーラー事業に反対をされたものではないということでもございました。

本市におきましても、メガソーラー建設につきましては、環境保全等の対策や措置が不十分な計画であれば、当然、事業計画の見直し等を申し入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想計画による環境への影響について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想計画による環境への影響について、順次お答えします。

まず2月21日、水俣川河口臨海部振興構想計画を考えるシンポジウムが行われたが、どのような内容であったかとの御質問にお答えします。

このシンポジウムにつきまして、主催者から同事業の現状報告のため、職員派遣の要請がありましたが、市としては、昨年、事業説明会を開催し、説明会の概要や環境に関する影響調査についての成果を公表することとしておりますので、派遣についてはお断りさせていただいており、その内容につきましては把握しておりません。

次に、鹿児島大学理学部佐藤正典先生の環境アセスメントの調査結果を読み解くという講演の中で、内湾の河口周辺をどのような場所であると言われたかとの御質問にお答えいたします。

この御質問につきましても、市は出席しておりませんので、どのような発言をされたかは把握

しておりません。

次に、過去の水俣川河口周辺の浅い海の埋め立てにより、漁業資源はどのように変化したと述べられたかとの御質問につきましても、把握しておりませんので、お答えすることはできません。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

2月21日にシンポジウムが行われたわけなんですけれども、私はもちろん主催者ではございませんので、市の職員の方がおいでになってるなというふうに思いまして、勉強会にきちんと出てきていただいて、とても私は好意的にそれを受けとめました。

そして、主催者と水俣市との間でやりとりがあったということも私は存じ上げていませんでした。それでありますので、今回この質問をしたということなんですけれども、少しちょっと疑念というか、私としてはそうではなかったのかなというふうに思いますのは、シンポジウムがなぜ開かれたのかという経緯ですけれども、市のほうで確かに説明会をしていただきました。そのときにたくさんの質問が生まれて、最後のほうで、ぜひまた市民に対して、できればたくさん地域を回っていただいて、30億円の大きな事業であるので、説明会なり市民の意見を聞く会をもっと持ってもらえないかということ、最後のほうで多くの方がおっしゃっていたと思うんですね。

しかしながら、市のほうはもうこれ以上しませんという答えでありましたので、市民としては、やっぱり納得できなかった方たちは、やはり自分たちのほうで環境調査がどのようになっているのかということ、改めて勉強したいという経緯になったのではないかなというふうに私は感じております。

それで、本当にこのシンポジウムで勉強させていただいて、まずシンポジウムの中で鹿児島大学の佐藤正典教授は、一般に河川の河口域ですね、その周辺の浅い海では、陸から豊富な栄養塩が供給される場所であり、沖合に比べて生物の生産力が大きい。多くの生物たちが住みつくことによって、そこは一番の内湾の富栄養化を抑制する水質浄化の場となっている。また多くの魚介類にとって、産卵、生育の場所として重要であり、水俣川は水俣湾に注ぐ最大の河川であり、その河口周辺海域は、水俣湾での漁業を支えている。そして、またこのようにも言われました。明治から昭和にかけ、水俣の浅い海は埋め立てられていきました。

途中で、会場に参加していた漁業者に聞き取り調査の話がされた方がおられましたけれども、一番、漁獲高の変化があったということ、いろんな漁業者に聞きましたところ、百間の埋立時期ですね、これは水銀がありましたので、埋め立てたというところなんですけれども、その埋め立てによって、やはり漁獲高は大きく変わったということ、いろんな漁業者から聞いたということ、話をしておられました。つまり、水俣湾では水俣病の原因になった工場廃液による汚染だけではなく、それと同時期に進行した浅い海の埋め立ても、本来の豊かな漁業資源を失う原因となったと

述べられました。このことは既に承知のことでもありますけれども、工場廃液による健康被害とともに、水俣市民、特に漁業者にとって、大きな打撃となったのではないのでしょうか。

そのような中、本当にこの事業が水俣市民にとって有益なものになるのか、いま一度考える必要があると私は思っています。シンポジウムに集まった方々からも、そのような意見が多く出ていたと私は思っています。

この中で、佐藤先生は、次の点で今回の環境影響評価に注目すべきところがあると発言されているんですけど、そのことを市としてどのような見解を持たれるか、お尋ねしたいと思います。1が、環境影響評価の調査では、平成28年度も平成29年度も、埋立予定地の周辺では魚卵や稚魚、カタクチイワシとかハゼ類が高密度に見つかっている、私も環境影響評価書を見ましたけれども、その記述があります。この調査結果は、埋立予定地が実際に魚介類にとって産卵、育成の場として重要な場所であることを示しているということですが、これについて市の見解はどう思われますか。

二つ目です。埋立予定地が砂地ですね、砂質なんですけれども、この砂質である場合、生物にとってどのような生息状況にあると考えられるのでしょうか。そのこともお尋ねしたいと思います。

それから3番目にいきますけれども、佐藤先生が評価書を見られ述べられたのは、埋立計画地は、他の地点の調査結果より底質が貧酸素状態になっておらず、地下水が湧出している可能性もある。もしそうであるとすれば、そこを埋め立ててしまうと、栄養塩や溶存酸素に富む海底湧水の出口を塞いでしまうことになる。また、今回の環境影響評価では、埋め立て計画が海底湧水にどのような影響を及ぼすのかということを調査されていないということですが、これについて、水俣市の見解を聞かせてください。これが質問の3番です。

最後の質問です。この埋立地には環境影響評価による2季調査で、57種の海藻類、海藻類が多いんですね、たくさんの漁民がここでとっています。付着生物は2季で合計72種となっています。この付着生物の中には、生きた化石として有名な腕足動物スズメダイダマシの一種が見つかっている。日本での生息が確認されているところは限られているんですね。貴重な生物の宝庫と言わざるを得ないのですが、ここを埋め立てることによってどのように見解を持たれるのか、この四つのことを質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（福田 斉君） 再開いたします。

城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

まず一つ目ですけれども、この埋立予定地が魚介類にとって産卵、生育の場として重要な場所であるということで、このことに対して市はどのように思っていますかということのお尋ねだと思います。

水俣川河口臨海部振興構想事業における臨海部では、産業団地の沖を約4,500ヘクタール埋め立てる計画となっていますが、埋立事業を行うために、必要な公有水面埋立法に基づく環境影響評価を行うため、平成28年度から環境調査を行ってまいりました。議員御指摘のとおり、今回の環境調査において埋立区域の周辺にはカタクチイワシの稚仔魚や球形状の卵が確認されております。この調査結果をもとに環境予測を行い、工事実施に伴う環境の変化や、埋立地ができたことによる環境の変化に対し、回避できない重大な環境の変化はないか、環境負荷を低減するためにはどのような対策が必要であるかなどを検討しております。

また、護岸の外側には生物が生息しやすいような構造とし、藻場再生のための築磯の造成、産卵や稚仔魚の育成のために干潟の造成を行うなど、できるだけ生物の生息しやすい構造を目指して計画しております。

次に、二つ目の御質問なんですけれども、埋立地の浅い海底が砂質であって、ここにどのような生物が生息しているかという御質問であったと思いますが、よろしかったでしょうか。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 開議

○議長（福田 斉君） 再開いたします。

答弁を求めます。

城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 藤本議員のおっしゃります砂地ということは、魚介類の稚魚が生育できる環境にあると考えております。

続きまして、埋立地計画地の海底に地下水が海底から湧出して、湧き出ているということで、この海底湧水調査を何でしなかったのかという御質問だったと思います。埋立予定地は現在の水俣川河口部に当たりまして、水俣川が運んできた比較的粒子の大きい砂状の物が堆積していると考えられます。また、この埋立予定地には、昭和初期の旧水俣川河口にも当たりますので、その影響で砂質が多いことも考えられます。環境調査におきましては、埋立区域及びその近傍で潜水士により藻場等の調査を行っておりますが、その際、海底湧水の兆候は確認できませんでしたの

で、湧水の調査は行っておりませんでした。

続きまして、付着生物とか藻が多いのではないのでしょうかということでしたが、議員御指摘の付着生物につきましては、水俣川右岸の岩場でより多く確認されております。環境影響評価をもとに、あとそれで藻場の造成のための築磯なんかも、この工事では整備予定でございますので、環境影響評価の結果をもとに事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、3回目の質問をします。

海底湧水なんですけれども、潜ってみてなかったようだということでありましたけれども、私はちょっとそれには懸念といいますか、個人的な意見で大変申しわけないんですが、大変海藻類が多いんですね。長年、30年間ぐらい、私の祖母が東町の出身で、アオサノリの生育とかにちょっとかかわってきているところがあったんですけれども、アオサノリというのは、湧水と、多分海藻類というのはそうなんだと思うんですけども、湧水と、それから海水がまじり合うようなところにたくさんできるんですね。

私が今回、本当に埋め立ててほしくないと思ったのは、単なる事業に対する反対ということではなくて、水俣市は今、アオサノリが復活してきていますね。それは恋路島に大きな森があって、そこから出る湧水と海水がまじり合って、とてもいいアオサガできつつあると思うんですが、このアオサノリについても、昔本当に30年前、水俣病の被害が30年、40年もっと前は、アオサノリをとったり、それからそれを販売するということが難しい時期がずっと続きました。それで東町のアオサノリを、やはり水俣市の人たちは食べてきたりしたわけなんですけれども、今やっと復活してきているんですね。そのことが、私は遠巻きに影響していくんじゃないかというふうに思いまして、やはり自然海岸をきちっと残すべきではないかというふうに思ったんです。

それで、まず先生が、少し長くなるかもしれませんが、100年先の水俣の海岸部を含めた海辺をどのようにしていくかという根本的なことを、このシンポジウムでは議論されたと思っているのです。この議論のやりとりを聞いた若者の中には、その晩眠れなかったという感想を語ってくれた人もいました。

佐藤先生は、水俣の環境復元を象徴するような生き物が帰ってきている。こうした生き物が暮らしやすい環境は限られているんです。生き残っている生物にとって最後のとりでかもしれない。恵まれた環境を壊してまで行わなければならない埋め立てなのかということ、改めて訴えられておられました。

議会においては、漁業組合からの陳情を採択したという経緯がありますけれども、市民からはさらなる説明や協議が必要であるという、そういう世論が今高まっているのではないかと思って

いるのです。それで、そのことをまず質問の1番にします。

そして、水俣川河口周辺の生物ですけれども、これまで沿岸の開発によって、いろいろな形で痛めつけられてきたわけですから、そのような過去の歴史の帰結が、現在の水産業の衰退ではないかというふうに思うわけです。そこでまたさらに埋め立てを行うということは、やはり今回の事業の目的というのが、水産業の振興に整合性がないのではないか、環境モデル都市を掲げる水俣市の理念に逆行するのではないかというふうに、そのように考えます。

水俣市のホームページには、本市の豊かな自然を守ることや、水俣病の教訓を発信し、本市の環境モデル都市づくりを全世界に波及させるという宣言が公開されています。水俣市にはかつての豊かな海の生態系を復元させ、それによって真の水産業の振興というのを実現させること、その責務があるのではないのでしょうか。そのためには、これまでの海の生態系を破壊してきた過去の歴史を直視し、海岸部の水銀除去を含め、真の豊かな海を復元させることが必要だというふうに思っています。

それで、先日ですね、エコハウスのほうで、熊本の原育美さんという方の講演をお聞きしたんですけれども、スウェーデンのほうでも深刻なやはりストックホルムで環境汚染がありまして、それを見事に本当に環境モデル都市として蘇らせているという事例があるということで、そこまで視察に行ったというふうに言われておられました。河口部の埋め立てをして、また環境に配慮したなぎさをつくるということが、本当にその理念に合ったことなのかということ、この環境モデル都市としての姿勢、その点について、再度、市の見解をお聞きしたいと思います。

質問は二つです。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時27分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 藤本議員の3回目の質問にお答えいたします。

この水俣川河口臨海部振興構想事業について、市民の意見を伝える場がとれてないんじゃないですかという御質問だったと思います、一つ目はですね。事業の計画につきましては、有識者や水俣市漁業協同組合の意見を取り入れて進めてきております。市民の説明会につきましては、繰り返しになりますけれども、12月議会でお話ししましたとおり実施する予定はありませんが、今後、ホームページや広報みなまた等を通じて広く周知してまいりたいと考えております。

また、市民の皆様の御意見につきましては、公有水面埋立免許申請に係る公告縦覧時に伺う機

会が設けられております。

二つ目の御質問ですけれども、この計画につきましては、環境モデル都市づくりの方向性と合致していないのではないかという御質問だったと思います。本事業は平成27年度に構想を策定してから産業団地を中心とした企業や、水俣市漁業協同組合と協議を重ね、構想を具体化し、環境モデル都市の取り組み方針を基本にしながら検討を進めてきました。その一つとして、渚造成検討委員会を設置し、外部の有識者と水俣市漁業協同組合の意見も参考にしながら検討を重ねて、先ほどもお答えしましたように、護岸においては前面を生物が生息しやすいよう被覆石構造としたり、その前方海域には藻場を造成し、また干潟を造成するなど、環境面に配慮した計画として進めております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、写真家ユージン・スミスを題材とした映画「MINAMATA」について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、写真家ユージン・スミスを題材とした映画「MINAMATA」について、順次お答えします。

まず、この映画は、どのような内容になると思われるかとの御質問にお答えします。

現時点では、映画の内容がどのような内容になるのかわかりませんので、私から申し上げることはございません。

次に、映画のアンドリュー・レヴィダスはどのような作品をつくっているのかとの御質問についてお答えします。アンドリュー・レヴィダス監督の作品にどのようなものがあるのか、私は存じて上げておりません。

次に、映画の進捗状況を知っているかとの御質問にお答えいたします。映画の進捗状況に関しましても、私が知っていることはございません。

次に、水俣市に映画関係者から連絡が入っているのかとの御質問にお答えいたします。先日、映画「MINAMATA」のエグゼクティブプロデューサーであるジェイソン・フォーマン氏からメールが届いております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入ります。

およそ40年以上前になると思いますけれども、もとのパートナーでしたアイリーン・美緒子・スミスさんという、若いときにお会いしたことがありました。その当時はミニスカートがはやっ

ていまして、とても魅力的な女性だったことを覚えています。アイリーンとは、近年になりまして、改めて友人になりました。先日、アイリーンのほうに連絡をしまして、今どうですかというふうに尋ねましたら、映画の制作はセルビアのほうで今行っているようで、それに同行しているようなことを言っていましたけれども、内容については自分からは言えないということで、そのように言っておりました。

昨年の12月25日付だと思うんですが、高岡市長宛てにアイリーンが手紙を送ったというふうに聞いております。答弁にありましたプロデューサーのフォーマンさんですか、その方のことは私は聞いておりませんでした。このことについてはちょっと一旦置いておいて、ユージン・スミスという人のことについて、私は今、水俣市民がいろんな意味で注視し、またわくわくとこの映画のことを感じているのではないかというふうに思っているんです。

ユージンについては、どのメディアも世界屈指、写真史上、最も偉大なドキュメンタリー写真家の一人であると述べています。日本の写真家のほうからは、写真家としての人生を映画にできるということ、それ自身がこの世界にいる人から言うと希有なこととして受けとめているという、そのような感想もいただきました。彼が写真を撮ったのは、硫黄島だとか沖縄だとか、戦争のそういうところ、渦中に飛び込んでいったわけなんです。そういう激戦地のものが多いんですけれども、なぜ水俣というのが、この映画の題名になったのかということ、私はとても興味深く、またなぜだろうということとずっと考え続けてきました。そのことをアイリーンに直接聞きましたけれども、詳細はわかりませんでした。ただ、水俣への思いが深かったことが、彼の人生の映画になったのではないかと、題名になったのではないかとこのように感じています。

多分ここにおられる方もごらんになった方がいると思いますけれども、E T V特集で、写真は小さな声である、ユージン・スミスの水俣という番組、これの放映がありましたけれども、これを見て、涙がとまらなかったという感想や、いろんな感想を私も聞きましたけれども、これを見て、私も納得するものがありました。特に胎児性の田中実子さんを撮った、写真を撮っているんですが、1,000枚も撮ったということです。この中の実子さんはとても美しく、生きている輝きのようなものがあるんですね。しかし、日々の生活は、やはり水俣病の病の中にある。どのように撮ればいいのか、患者さんたちを傷つけているのではないかと考え続けた、その苦しみ、優しさが、ユージンという写真家の本質であり、それと同時に水俣病を世界に伝えねばならない本質ではなかったかと私は思っています。

この映画の脚本を書いた人、そして、それを受けて制作に入った監督、そしてまた、主演を演じることになったジョニー・デップ、ユージン・スミス役を引き受けたという経緯が、流れがずっとあったと思います。

そこで、1番目の質問ですけれども、水俣が題材になったことを市としてはどのように思う

か、これが1番です。それから、世界的な人気俳優のジョニー・デップが主演を引き受けたことについて、市としてはどのように評価するか。3番目、世界中に水俣がまた知られることになるが、これをどのように捉えるか。4、フェイスブックなどを見ると、この映画への期待、特に若者の間で話題になっているようですけれども、それについて把握しているか。最後に、答弁をいただきましたので、質問をしたいと思いますが、エグゼクティブプロデューサーからメールが届いているということですのでけれども、どのようなことが書かれていたのか、この五つのことを質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず一つ目は、この映画で水俣が題材になっているけれども、それについてどう思うかということですが、新聞報道等によりますと、この映画の舞台となりますのは、ユージン・スミス氏が滞在されておりました1970年代の水俣でありまして、水俣病の持つ意味の大きさを改めて感じているところであります。一方で、当時の様子や歴史等に加えまして、これまで長年にわたり、本市において取り組んできた環境再生と環境モデル都市づくり、地域の再生や振興、お互いを思いやる共生社会の構築、あわせて環境復元がなされた豊かな海や自然に囲まれた現代の水俣の姿が、この映画を通じて何らかの形で世界に発信されることを心から望んでおります。

次に、ジョニー・デップがこれの主演ということで、これをどう評価するかということですが、このユージン・スミス氏を演じるのが、世界的な有名な俳優のジョニー・デップ氏であるということで、新聞報道等でも話題になっていることは存じ上げております。今後、本市で映画の撮影が行われたり、ジョニー・デップ氏が水俣を訪れることになるならば、それはそれで大きなニュースになるのではないかというふうに考えております。

三つ目の御質問ですけれども、水俣が世界中に知れることになるけれども、これについてどう思うかという御質問ですが、1970年代の水俣の様子、そして水俣で起こったことが正確に伝えられることは大切であるというふうに思っておりますけれども、一方で、地域にとって負のイメージだけが広がらないようお願いしたいというふうにも考えております。

四つ目の、フェイスブック等で期待の声というか、そういう話題になっていることに関して、それをどう把握しているかという御質問かと思っておりますけれども、今回の映画がタイトルが「MINAMATA」ということであり、また有名な俳優が出演するということもありまして、市民の間では話題になっているというふうに私も認識はしておりますけれども、この映画に関連したお尋ねや御意見等もあわせていただく場合もございます。

それから最後の5番目の質問として、エグゼクティブプロデューサーからのメールがどのようなものが書かれていたかという御質問でございました。いただいたメールの中身は大まかに申し

上げますと、スミス夫妻が水俣で過ごした日々をできるだけ忠実に描写したいという内容が書かれておりました。そして、近い将来水俣を訪れたいと思っているので、時間があるならば挨拶に伺いたいというようなことも記されておりました。

以上です。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、3回目の質問をしたいと思います。

私は、ユージンが到達したのは、水俣の命の輝き、そのように私は捉えています。若い人々にはそんなことを感じてもらいながら、この映画を作製し、また演じてくれる人々に期待を持ってもらえないかなと、そんなふう感じています。残念ながら水俣病という現実を抱えながら生きている市民、しかし、その中でも人間としての輝きを放ちながら、世界の人々に大切なことをきつと問いかける。また、水俣の美しい風土は、世界の人たちの胸を打つだろう。そんなふう期待をしています。

そこで、最後の質問をしたいと思いますんですけども、昨年11月11日の熊本日日新聞を読みました。またその他の新聞記事も私に届けてくださる方がおられましたが、県議会で地元の吉永県議が質問をされておられます。それに対し、知事は、スミス氏と親交のあった患者は、このニュースを知って驚きと期待を持たれたと聞く。私も同じ思いであり、映画の成功を祈っている。

このような私の思いと、協力を惜しまないという気持ちを伝えるため、改めてこの映画が素晴らしいものになるよう期待、そして水俣の今の姿や、水俣が持つ人類共通の普遍的な教訓が、世界中に届くことを願っていると映画監督にメッセージを送ったということでした。

そして、この質問の中で、県議は、映画関係者の到来は、水俣を活性化させることであるということで、若い人たちもきつとそのように捉えているというふうに述べられたということです。市長のほうからも、ぜひ水俣は当事者のまちでございまして、この映画に対する期待、またメッセージを映画監督のほうにぜひ送っていただけないかというふうに思いまして、このことを質問したいと思います。

そして、これは要望なんですけれども、アイリーン・美緒子・スミスさんですね、映画の関係者の方を連れて水俣に入ってくれたりしているんですけれども、彼女は「MINAMATA」を一緒に制作しておりますので、ぜひアイリーンの話を聞く会などを持っていただけないかなというふうに要望しまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えいたします。

今回の映画に関して、どのような考え、そして、今、知事のようにメッセージ等を発信したらどうかという御質問かと思っております。水俣の教訓を今後も語り継いでいくということは、将来を担

う子どもたち、そして郷土水俣に対する愛情と誇りを抱いてもらうこと、こういったことが私どもに課せられた重要な使命であるというふうに考えております。先ほど藤本議員もおっしゃられたとおり、今回の映画には、市民とりわけ次代の水俣を担う若い世代に、自らのふるさとに自信を持てる内容となることを期待しているところであり、今後、機会があれば関係者に私の思いを伝えるとともに、市としまして、可能な範囲で協力をしていきたいというふうに考えております。

また、メッセージに関しましては、先日届きましたプロデューサーからのメールに返信する形で、今、述べたようなことをお届けしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時44分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 皆さん、こんにちは。日本共産党の高岡朱美でございます。議員として1期目の務めを今回の議会で終えることとなります。あす最後の質問をされる先輩の野中議員は、これまで何回一般質問をされたのか聞いてきませんでしたけれども、その野中議員の指導のもとに、16回の議会全て一般質問に立たせていただきました。毎回毎々が新たな勉強で、多くの職員の方と知り合う機会にも恵まれました。本当に充実した4年間を過ごさせていただきましたことに深く感謝をしております。

さて、以前この場で福島県南相馬市小高区に視察に伺ったときの話を紹介したことがあります。原発事故で全住民が避難、5年間の避難生活を経て、故郷に戻ってきた彼は言いました。私たちはいつの間にか大きな企業に雇用されることが生きる道だと思い込んでいた。その思い込みの行き着く先が原発事故だったんです。それは完全な刷り込みだったということが今ならわかります。必要なものを自分たちで作り出し、自分たちで消費する、それが仕事となり生きることなんだと。

沖縄県は、いまやハワイと肩を並べるほどの観光客が訪れます。空港の離発着便はふえ続け、海外の超有名ホテルを含むホテルの建設ラッシュが起きています。これまで基地がなければ生きられないと思込まされていた沖縄県民の意思、意識は今大きく変化しています。危険な軍事施設と美しい海を代表する沖縄の観光業は共存できない。自分たちは自分たちの力で産業を興す、

その意思を明確に示したのが先日の県民投票の結果です。その強い意思を問答無用で押し潰そうとする力に対し、全ての自治体が抵抗の意思を示すべきではないか、この問題は保守も革新もありません。この国のこの地域の主権者は私たち国民であり、市民であるということを決して忘れてはならない、このことを申し上げて、以下、質問に入ります。

大項目1、放射線治療を必要とする患者の負担軽減について。

- ①、放射線治療の目的は何か、また平準的な治療内容、治療期間はどれぐらいか。
- ②、放射線治療を必要とする患者は水俣市では年間何人程度か。また、患者数はふえる傾向にあるか。
- ③、水俣市立総合医療センターには、平成19年3月まで治療機器があり、放射線治療が行われていたと聞かすが、やめた理由は何か。また、それ以降の患者への対応はどのようになっているか。

④、治療機器導入に必要な経費、及び耐用年数はおよそ何年か。

大項目2、子どもの健康づくりについて。

- ①、乳幼児健診の結果で、気になる子どもの割合が高かった項目は何か。
- ②、それはどのような背景によるものと考えてるか。
- ③、本市における児童虐待の通報件数、対応件数及び一時保護に至った件数はどのように推移しているか。
- ④、子育て世代包括支援センターの機能は何か。

大項目3、水銀に関する水俣条約と本市の課題について。

- ①、水銀に関する水俣条約の目的は何か。
- ②、平成29年に発効した水銀に関する水俣条約を受け、市に新たに課せられたことは何か。また、それらに対しどのような対応をとったか。
- ③、水俣湾公害防止事業で処理対象となった海底汚泥の水銀濃度はどれくらいだったか。また、そのような性質の汚泥は、廃棄物処理法ではどのように処理することを義務づけられているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、放射線治療を必要とする患者の負担軽減については総合医療センター院長から、子どもの健康づくりについては福祉環境部長から、水銀に関する水俣条約と本市の課題については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（福田 斉君） 放射線治療を必要とする患者の負担軽減について、答弁を求めます。

丸山総合医療センター院長。

(総合医療センター院長 丸山英樹君登壇)

○総合医療センター院長(丸山英樹君) 初めに、放射線治療を必要とする患者の負担軽減について、順次お答えいたします。

まず、放射線治療の目的は何か、また平準的な治療内容、治療期間はどれくらいかとの御質問にお答えします。

放射線治療とは、手術療法、抗がん剤による薬物療法と並んで、がん治療の三大治療の一つです。一般的には、それを組み合わせて治療を行います。

放射線治療の目的は、がん細胞を消滅させることや、症状を緩和させることなど適用範囲は広いものであります。

平準的な治療内容としては、多くはがん細胞に対して放射線を外部照射するものであります。放射線治療単独で行ったり、抗がん剤と併用して行ったり、手術や抗がん剤の補助として行ったりします。

治療期間については、がんの部位や放射線の照射方法にもよるところではありますが、短い方で1回という場合もありますし、長い方では5週間にわたって行う場合もあります。

1回の治療時間は10分から20分程度で、回数や頻度は治療の目的、全身状態などによって決定されます。

次に、放射線治療を必要とする患者は水俣市では年間何人程度か。また患者数はふえる傾向にあるのかとの御質問にお答えします。

当院に通院としている患者さんの状況でお答えしますと、年間30人前後であります。患者数はここ数年は横ばい傾向にありますが、地域医療構想の推計によりますと、今後は人口減少に伴い、がん患者数は減少していくと見込まれております。

次に、水俣市立総合医療センターには、平成19年3月まで治療機器があり、放射線治療が行われていたと聞かれますが、やめた理由は何か。また、それ以降の患者への対応はどうなっているかとの御質問にお答えします。

当時、総合医療センターにあった放射線治療機器は平成元年11月に購入されたものであり、既に使用期間が17年を経過しておりました。途中、部品の交換等メンテナンスを行っておりましたが、かなり老朽化が進んでおり、更新の必要性がありました。しかし、当時は旧湯之見病院と統合して間もない時期であり、経営効率化の取り組みが始まったばかりの状況でありました。また13億円を越える累積赤字を抱えており、更新するのは大変難しい状況にありました。

そのような中、病病連携による高度医療機器の共同利用を進めていくという国の医療政策を受け、平成17年に放射線治療機器を更新されていた出水総合医療センターの院長との交渉を行った

結果、県境を越えた医療連携を深めるために治療機器の共同利用を進めていくとの合意が得られたところであります。このようなことから、当院が放射線治療機器を廃止した後は、治療の必要な患者さんは出水総合医療センターへ紹介してきたところでございます。

次に、治療機器導入に必要な経費、及び耐用年数はおよそ何年かとの御質問にお答えします。

治療機器導入には、機器代として約3億7,000万円、機器を設置するための施設整備に約3億円、合計約6億7,000万円かかると見込まれております。また、耐用年数については、法定耐用年数は6年となっております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本では二人に一人はがんになり、男性では4人に一人、女性では6人に一人ががんで死亡する時代です。放射線治療は、手術療法、薬物療法と並んで、がん治療の三大治療の一つと今説明がありました。この議場にも治療経験がおありの方はいらっしゃるかと思います。

今回この質問をするきっかけになった方は、私と同年代の方です。熊本の病院で手術を受け、その後3カ月の抗がん剤治療を受け、さらに確実にがんをたたくために、月曜日から金曜日まで毎日出水総合病院に放射線治療に通われています。治療期間は20日間だそうです。家族にはお仕事があり、送迎がしてもらえません。免許はお持ちですが、抗がん剤の影響で足にしびれがあり、運転は避けて、毎日バスで通われています。そのような中、出水総合病院がこの3月で放射線治療を中止する決定をしました。機器が老朽化したため、財政的な問題から更新しない判断をしたと聞いております。

今後は、鹿児島患者さんは川内済生会病院、熊本の方は八代か熊本に紹介されるとのことでした。御本人はぎりぎり治療を終了することができる予定ですが、これが八代まで毎日通うことになれば体力的にとってもきつい。私と同じ境遇の方のためにも、何とか水俣か出水で治療が続けられるようにしてもらえないかという御相談でした。

この方のように、術後に行う放射線治療は、多くの場合、一旦退院をしてから通院で受けるのが普通とのこと。天草地方を一手に引き受けている天草中央総合病院にも問い合わせてみましたが、年間90人近く利用されていますが、全て通院だということでした。

機器の更新には6億からのお金がいるということでしたが、水俣市総合医療センターも出水総合病院もがん治療の拠点病院に指定されています。3大治療の一つである放射線治療をどちらもやめてしまうというのは、その役割としてどうなのかという思いがあります。

これまで出水総合病院で治療できたのは、県境を越えた医療連携を模索した成果だったことを今紹介されました。そして、その成果は県境に位置する出水・水俣のがん治療を必要とする患者さんの負担軽減に大きく寄与されていたと思います。ならば、何とかこの形のまま続けられないのか、出水がだめなら今度は水俣で再開をし、出水の患者さんを受け入れることができないので

しょうか。

今後、人口減に伴い微減にはなるかもしれませんが、がんという病気の割合が減るわけではありません。今後も水俣・出水の市民が安心して治療を受けられる環境をつくっていただきたいと思いますが、このことについてどのようなお受けとめかを伺いたいと思います。質問は1点です。

○議長（福田 斉君） 丸山総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（丸山英樹君） 当地域において、今後人口減少が進みますと、患者さんの減少も必須であります。当院の経営存続そのものに大きな影響を及ぼすのではないかと懸念しているところでございます。

また、先ほどもお答えしましたとおり、放射線治療機器導入には多額の費用が必要でありまして、導入後の保守点検等、数千万円のランニングコストも毎年必要になります。このようなことから、機器の導入は大変厳しいと判断せざるを得ない状況でございます。

当院と出水総合医療センターにおいて、平成17年に治療機器の共同利用の合意を得て治療を行ってまいりましたが、今月末をもって出水総合医療センターでの放射線治療が休止されることが決まっております。

議員御指摘のとおり、地域住民の皆さんが安心して治療を受けられる環境をつくることは、私どもも同じ気持ちでございます。そのために当院としましては、患者様に御迷惑がかからないよう、近隣の医療機関との連携を密に図りながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 コストの面から非常に難しいと、今後は近隣の医療機関と連携していくというお答えでした。

近隣の医療機関というのは八代の医療機関を指しておられるのだと思いますけれども、その八代まで行くのが大変だという声をいただいて、この質問をしております。一方、水俣単独での導入が非常に難しいというのは、私も調べてみてよく理解しております。ただ、実際に利用するのは水俣の患者さんだけではない。出水、津奈木、芦北、伊佐なども視野に入ってくると思います。こうした地理的に不利になりがちな県境に住む住民のニーズに、県境の病院同士が協力し合って応えていく、この手法はとても合理的で、何より住民が望んでいるのではないのでしょうか。

聞くところによりますと、出水総合病院では、現在、医師の確保と経営の改善に大変努力を払われ、少しずつ経営が上向いていると聞いております。人口減で病院の経営は大変になる一方です。だからこそ民間がやらない赤字部門を自治体病院が担う必要があります出てまいります。その役割を果たす手段として平成17年に先駆的に取り組んでいただいた病病連携をぜひ今後も模索していただけないかと願います。

八代まで通わなくてはならない水俣の患者さんや、川内済生会病院まで通わなくてはならない出水の患者さんの負担の度合い、これを今後よく把握していただき、少しでもやれる条件が出てきた場合には、ぜひまた出水と水俣で協力して治療機器を導入していただき、放射線医療を提供していただく、これをぜひお願いしたいと思っておりますけれども、最後にもう一回、院長のお考えを聞いて質問を終わりたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 丸山総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（丸山英樹君） 3回目の質問にお答えします。

一つ目が、病病連携を今後も模索してもらえないか、二つ目が、水俣か出水で治療機器を導入し、放射線医療が提供できないか、病院長の考えをとの御質問でした。

まず、病院と病院が提携する病病連携につきましては、これまでも当院の行動指針としております県境を越えた医療連携を今後も引き続き推進してまいります。

それから、水俣か出水で治療機器を導入できないかにつきましては、水俣、出水とも単独ではもう導入は非常に難しい状況であることは、議員も御理解いただいておりますので、病病連携をしっかりと進めていきながら、今後導入に対する条件等が出てきた場合には、またお互いに話を進めていければと考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、子どもの健康づくりについて答弁を求めます。

深江福祉環境部長。

（福祉環境部長 深江浩一郎君登壇）

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 子どもの健康づくりについて、順次お答えいたします。

まず、乳幼児健診の結果で、気になる子どもの割合が高かった項目は何かとの御質問にお答えします。

乳幼児健診の3歳6カ月児健診の結果では、生活習慣調査の項目のうち、朝食を毎日食べていない、22時以降に就寝する割合が高い状況にあります。

また、3歳6カ月児健診の歯科検診の結果においては、虫歯有病者率、一人平均むし歯本数が県平均より高い項目となっています。

次に、それはどのような背景によるものかと考えるかとの御質問にお答えします。

生活習慣の項目においては、朝食を毎日食べていない理由は、朝起きる時間が遅く、子どもに食欲がないとの回答が多く、その原因のほとんどが夕食時間が遅く、就寝時間も遅い状況にあります。

このことから、夜遅くまで起きている子どもが、朝起きる時間が遅くなり朝食もしっかり食べていないという背景があると考えられます。

また、夕食時間が遅い、就寝時間が遅い理由としては、保護者の帰宅時間が遅くなる、兄弟

等、他の家族に時間を合わせているためという状況が多く聞かれています。

歯科検診の項目に関しましては、歯磨きをしないで寝る、甘いおやつやジュース類のとり過ぎにより虫歯がしやすい環境になるという背景があると考えられます。

次に、本市における児童虐待の通報件数、対応件数及び一時保護に至った件数はどのように推移しているかとの御質問にお答えします。

本市における児童虐待の通報件数につきましては、過去5年間の件数を申し上げますと、平成25年度が10件、平成26年度19件、平成27年度8件、平成28年度30件、平成29年度13件となっております。

対応件数は、継続対応分を含め、平成25年度が24件、平成26年度44件、平成27年度31件、平成28年度53件、平成29年度50件となっております。

一時保護に至った件数は、平成25年度が5件、平成26年度が1件、平成27年度2件、平成28年度1件、平成29年度2件となっております。

次に、子育て世代包括支援センターの機能は何かとの御質問にお答えします。

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、母子保健法の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターが新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされました。また、同センターの機能としましては、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する相談や、必要に応じて支援プランの策定、地域の保健医療福祉に関する機関との連携調整を行うなど、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する切れ目のない包括的な支援を行うことが機能として挙げられております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 水俣市の第二期健康増進計画・食育推進計画を拝見させていただきましたところ、子どもの健康づくりに関して幾つか気になる記述がありました。今回は水俣市の子どもたちの現状を知る目的で質問させていただきました。

気になる傾向として、3歳児で朝食を毎日食べていない、22時以降に寝る、虫歯が多い子どもが比較的多いというのを挙げられました。

ヘルスプランに統計が出ておりますので、それを見ますと、22時以降に寝る子どもの割合は、1歳6カ月では4年間の県の平均が9.95%なのに対し、水俣では21.8%、3歳6カ月では県の平均が17.125%なのに対して、水俣では35.85%といずれも倍以上多くなっています。これらの背景には、保護者や兄弟の遅い帰宅時間に合わせていることを挙げられました。

睡眠というのは、成長ホルモンの促進や記憶の固定増強、情緒の安定など、想像以上に大切な役割を果たしているということが、多くの専門家から指摘をされております。この年齢の子ども

ですと遅くとも夜9時台には寝かしつけるよう推奨されています。

睡眠、食事、歯磨きなどの生活習慣は、一緒にいる大人によってしか習慣化されるものではありません。なぜ寝かしつけるのが遅くなっているのか、職場の問題なのか、家庭が子ども中心になっていないのか非常に気になります。

続けて、虐待についてお答えいただきました。通報件数は平均すると年間に16件、継続対応しているのが、今現在50件あるということです。緊急性があつて、実際に保護された子どもが年に1件以上あるという状況。子どもが少なくなっている今の水俣を考えると、ちょっとショッキングな数字だと思います。

そこで、この虐待の問題について、少し詳しくお聞きします。

虐待には身体的、性的、心的、ネグレクトなど含まれますが、本市のケースの内訳はどうなっているのかお答えください。

また、これらに対し現在どのような職員体制で対応しておられるのか。さらに、子育て支援包括支援センターについて説明いただきましたけれども、この機能は虐待の未然防止につながると考えてよいのか。虐待に関して3点伺います。

また、4点目ですが、今議会において、水俣市健康づくり条例を提案されております。条例をつくることは、事業の推進にどのような効果が期待できるとお考えか。

最後に、昨年6月議会で健康ポイント制を導入する予定との御答弁があつております。いつごろ具体化されるのかお尋ねします。質問は以上5点です。

○議長（福田 齊君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 高岡朱美議員の2回目の御質問にお答えいたします。5点ございました。

1点が、虐待についての内訳でございました。議員も先ほど申し上げられましたけれども、本市の相談内容といたしましては、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待のうち、心理的虐待やネグレクトの相談が多い傾向にございます。また、虐待の背景には、さまざまな要因がございますが、家庭内DV等の不安定な家族関係や、育児不安等が挙げられております。

次に、虐待相談に対してどのような職員体制で対応しているのかという御質問でございました。市の相談対応体制といたしましては、家庭相談員一人を配置し、担当職員二人及び婦人相談員一人と連携して対応を行っております。また、市に相談があつた場合には、児童相談所、警察、その他、関係機関等々、状況に応じて情報交換及び共有を行い、個々のケースに応じた対応策を講じているところでございます。

次に、子育て世代包括支援センターは虐待の未然防止に資するものになるのかという御質問でございました。これは先ほど答弁いたしましたが、子育て世代包括支援センターは、妊産婦、乳

幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、専門職が対応することになります。また、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行い、切れ目のない支援を提供し、育児不安等へ対応することで、虐待予防につながるものと思われます。

それと、健康づくり条例をつくることは、どのような効果が考えられるかという御質問でございました。健康づくり条例では、市民が健康づくりに対する関心と理解を深め、健康診断等を適切に受けることにより、みずからの健康状態を把握し、健康づくりに努めるものとしております。また、行政、地域コミュニティ、保健・医療・福祉関係者、学校等及び事業者は、相互に連携を図りながら、共同して市民の健康づくりを推進することとしております。条例をつくることで、市民が自分の健康に関心を持ち、地域全体が健康づくりへの意識が高まる効果があると考えております。

それと最後に、健康ポイント制について、具体的にいつの時期なのかという、予定であるのかという御質問でございました。健康ポイント制の事業につきましては、来年度は熊本県芦北地域振興局が実施されます地域づくりマイレージモデル事業に、モデル地域として協力する予定でございまして、その成果等を踏まえまして、市としまして事業の実施につきましては、庁内の関係部署と連携して、効果的な事業の実施を今後検討してまいります。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 虐待の割合では、ネグレクト及び心的虐待が多いとのことでした。ネグレクトには保護者の病気ですとか、孤立化による育児不安、親自身の生育歴などもあると思います。なかなかすぐには解決できないケースが多いと聞きます。また、心的虐待では、両親のDVを目の前で見せられるケースが多いと聞きました。こうしたことが起きるのも、親自身の生育歴ですとか、貧困であるとか、職場のストレス、さまざまな社会的背景があると思っております。個人的には、政治の責任も大きいと私は感じております。

そのような中、実際の現場では、専門性、即応性が求められます。かつ継続的な見守り、そして支援が必要とされております。今現在、家庭相談員一人、婦人相談員一人と、プラス職員2名体制で、虐待にかかわっては50世帯を見守りしていると。そして、それとは別にDVや自立相談にかかわる婦人相談の件数が非常に多くて、平成29年には年間に926件も対応されていると聞きました。

子育て世代包括支援センターが設置されることは、虐待の早期発見や、そこに至るまでに保護者を支援できるという効果が見込めるということですので、非常に有用であり、これはぜひ進めてほしいと思いますが、同時にやはり、いざ起きたときには、子どもの命を守るための専門職員の存在がとりわけ重要です。ふえ続けている要支援家庭に対して、今の体制が果たして十分なのか、これを心配しております。ここについてどう考えているのか最後1点伺います。

それと、健康ポイント制について、来年度から1年間、県の振興局のモデル事業として水俣で実施されるということでした。そう聞きましたので、私、内容を振興局で聞いてきたんですが、なかなか楽しそうな内容です。必須項目は、健診を受けることになっております。これで200マイルたまります。それに加えて、公民館の健康サークルですとか、薩摩街道のウォーキング、あるいはマリンスポーツ、こういうのに参加すると50マイルたまるという、いろんなメニューが用意されておりまして、合計500マイルたまったら応募はがきを送って、抽せんで賞品がもらえるという賞品になっていました。

これによって効果が確認できるようなら、その後、市で内容を検討していくということでした。市で独自のメニューを決める際には、ぜひ親子で参加できるものですか、禁煙とか虫歯予防につながるものも、メニューとして考えられるのではないかなというふうに思いました。

そして、さらに条例を制定されます。条例では市民、保健医療機関、地域コミュニティなどに加えて、事業者に対しての規定が盛り込まれております。従業員の健診ですとか、休暇取得の促進、心身の健康への配慮、市の健康づくりへの協力などが挙げられていました。あくまで努力義務ではありますが、条例があるのとないのとでは指導のしやすさというのは、おのずと違ってくると思います。ぜひ条例も効果的に使っていただいて、多くの市民の健康増進を促進して、健康増進づくりに取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、質問は1点だけです。

○議長（福田 斉君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 高岡朱美議員の3回目の質問にお答え申し上げます。

虐待に対する対応は、専門性、即応性が求められる。今の体制で十分なのかという御質問でございました。

先ほど申し上げましたとおり、相談対応に当たりましては、担当職員に加え、家庭相談員や婦人相談員を配置しておりますが、さらなる体制の強化が必要であると考えておりますので、今後、さらに検討してまいりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 次に、水銀に関する水俣条約と本市の課題について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水銀に関する水俣条約と本市の課題について、順次お答えします。

まず、水銀に関する水俣条約の目的は何かとの御質問にお答えします。

水俣条約は水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から、人の健康及び環境を保護することを目的とする国際条約であり、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で、総合的な対策に世界的に取り組むものです。

また、条約の前文には、将来にわたって水俣病と同様の被害が発生しないように言及されております。

次に、平成29年に発効した水銀に関する水俣条約を受け、市に新たに課せられたことは何か。またそれらに対してどのような対応をとったかとの御質問にお答えします。

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施のため、水銀汚染防止法が制定され、水俣条約の発効とともに施行されました。

この法律には、市町村の責務が示されており、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀仕様製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めるとされています。

また、国が策定した家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドラインにおいて、水銀使用廃製品の排出時の飛散・流出防止措置、排出方法に関しての住民への周知徹底などが示されております。

これらを受け、本市では平成30年6月から蛍光灯の分別回収ボックスを、これまで使用しておりました縦型ネットから横型容器へ変更し、飛散防止に努めました。

また、全世帯に配布しております家庭ごみの分け方・出し方のチラシにおいて、水銀が入っていない電池の購入や、電球、蛍光灯の買い換え時にLEDタイプを購入するなど、水銀を使用しない代替製品への転換を市民の皆様へお願いし、普及・啓発に努めております。

次に、水俣湾公害防止事業で処理対象となった海底汚泥の水銀濃度はどれくらいだったか、またそのような性質の汚泥は、廃棄物処理法ではどのように処理することを義務づけられているかとの御質問にお答えします。

まず、水俣湾公害防止事業で処理対象となった海底汚泥の水銀濃度につきましては、熊本県が平成10年に発効しました水俣湾環境復元事業の概要によりますと、しゅんせつ前の昭和60年に実施した湾内610地点の汚泥の水銀濃度調査では、0.04ppmから553ppmであります。

次に、そのような性質の汚泥は、廃棄物処理法ではどのように処理することを義務づけられているかとの御質問にお答えします。

まず、公害防止事業でしゅんせつされた土砂については、昭和46年10月の厚生省の通知によると、港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは、廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではないとされておりますので、公害防止事業のしゅんせつ土砂は廃棄物処理法上の廃棄物には該当しません。

なお、廃棄物処理法による水銀汚泥の処理方法については、水銀濃度や排出元などによって異なりますが、普通の産業廃棄物として処理する場合、遮断型最終処分場へ処分する場合、中間処理として廃棄物から水銀を回収する場合、不溶化処理を行って管理型最終処分場に埋め立てられ

る場合などにより処理方法が定められております。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 水銀に関する水俣条約が、2017年5月に発効いたしました。

条約の目的をお答えいただきました。水銀の人為的な排出から人の健康及び環境を保護する。御存じのように、水銀は元素です。一度地中から掘り出されますと、液体になったり気体になったりしながら環境中にとどまり、消えることがありません。その間に生物に取り込まれ、さらに人間の脳に入り込むと、脳神経細胞を傷つけ、さまざまな機能障害を起こします。それが水俣病です。

御紹介がありましたように、前文には水俣病と同様の健康被害、環境被害を繰り返してはならないという決意が示されております。この目的を達成するため、条約はこれ以上地中から水銀を掘り出してはならない、既に地上に出してしまったものについては、最低限必要とされるものを除いて、それぞれの国で厳重に管理をして環境中に出さないようにしようというのが、この条約の中身です。

細かな決まり事については、それぞれ作業部会の中でまだ策定作業が続けられております。これを受けまして、2017年10月から国内法も改正され、水銀の取り扱いに関して新たな規制がつけられました。大まかには、一つは、医療施設や研究施設など特定の施設から回収された水銀は、これまでその多くが輸出をされてきました。それが今回禁止をされて、そして、その管理がとて厳しくなりました。

二つ目に、家庭で使用されている蛍光灯、体温計など水銀含有物、含有商品の回収が義務づけられました。三つ目に、回収された廃水銀及び1キロ当たり15ミリグラム以上の水銀を含むばいじん、燃えがら、汚泥など廃棄物の最終処分方法に追加措置が加わって、厳重になりました。そして、2020年までに一定量の水銀を使用する製品の製造が禁止されることになっています。

この中で、水俣市として今後取り組まなければならない課題は何かということで御答弁いただきました。自治体に対しては、家庭から出る水銀使用製品の適正な回収が努力義務となっておりますけれども課されております。これについては、熊本県は法施行前から率先して取り組みを始め、水俣市の取り組みも、先ほど詳しく説明していただきました。水俣条約1周年フォーラムで蒲島知事は、熊本県から出た水銀が輸出され、世界で新たな水銀被害を生まないように、熊本県のごみから回収される水銀と同じ量を熊本県と熊本市で保管・管理することにしたと発表しております。

そして、水俣市にはもう一つ大きな課題があります。土壌に埋設された水銀汚泥の管理の問題です。水俣湾に仮置きをしてあります高濃度の水銀汚泥、これを再び環境中に排出しないことが、世界から求められております。日本がこれにどう向き合うのか、世界中の人々の目が注がれ

ております。

水俣湾公害防止事業が昭和52年10月から10年かけて行われました。その時点での汚泥中の水銀濃度は、お答えいただいたように、低いところで0.04ppm、最も高い場所では553ppmだったということです。この水銀を含む汚泥は、事業活動に伴って廃棄されたものですから、当然、私は産業廃棄物だという認識でお聞きしましたけれども、驚きました。御答弁では港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは、廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではないとされています。よって、公害防止事業のしゅんせつ土砂は廃棄物には該当しませんとのお答えがありました。

ただし、もし廃棄物であった場合の水銀含有物に対する規定の説明もありました。水銀などの有害物質を含む産業廃棄物は、廃棄物処理法では1キロ当たり15ミリグラム、濃度では15ppmですけれども、こういう水銀を含む汚泥は、固形化した上で、さらに溶出試験をして、0.005ppm以下であれば管理型最終処分場に、それ以上あるものは遮断型最終処分場に埋め立てられなければなりません。このように本来ならば廃水銀に対しては非常に厳しい管理義務があるんです。

しかし、ここでは産業廃棄物ではないから、この処理方法は適用されないと言っておられます。ならばどうなのでしょう。今は立派な公園の土壤になっております。今度は土壤汚染対策法の対象にはなるんじゃないでしょうか。これは通告しておりませんので、質問はいたしませんけど、後で確かめていただけたらと思います。

法律上の区分はともかく、実態をお尋ねしたいと思います。水俣湾でしゅんせつされた最高553ppmという高濃度の水銀を含む汚泥、これは現在どのような状態で保管されているのでしょうか。また、その中に含まれる水銀の量はどれぐらいと想定されているのでしょうか。

2点目です。チッソ水俣工場から排出された廃棄物を埋め立てた場所、これは水俣湾だけではありません。その一つが八幡プールだということは、以前御紹介しましたチッソ水俣工場発行の水俣工場新聞に書かれていたとおりです。

これまで野中議員が繰り返し質問してきましたが、改めてお聞きしたいと思います。八幡プール群には、水銀を含むさまざまな産業廃棄物が過去に埋め立てられたということは否定しようのない事実です。市はまさにこの土地に手を加え、臨海部には漁業振興のための施設を整備しようとしております。今後、水俣条約に恥じない施設だと胸を張るためにも、土壤分析調査をして、その結果に即した処置をすべきと考えますけれども、改正された土壤汚染対策法では、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがあると県知事が認めるときには、土地の所有者に調査をさせることができるとなっております。過去にはこの場所は水俣病発症の汚染元と特定され、当時のチッソの社長、そして工場長の業務上致死傷罪が確定しております。そのことをもってしても、健康被害が生ずるおそれがあると考えて何の無理もないと思います。市はそうしたことを踏まえ

て、土壌分析調査の必要性を県に相談したことがあるのでしょうか。もし、ないのであれば、今からでも相談したらいかがかと思います。市長のお考えを伺います。2回目の質問は2点です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目が、しゅんせつされた土砂、それに対して水銀がどのぐらい、現状がどうなのかということの御質問かと思えますけれども、水俣湾のしゅんせつの土砂は、公害防止事業によって処理されましたが、具体的には、海域への漏えいを防ぐために、埋立地と海域との間にセルを打ち込みまして、水俣湾のしゅんせつ土砂を埋め、無機水銀の有機化を防ぐためにシートを張り、さらに上から通常土砂を覆土しまして、現在はエコパークの下に保管をされております。そして、県によって管理されておりますけれども、その水銀量の想定については把握はしてございません。

それから、水銀条約に恥じない対策を求めているかどうかという御質問かと思えますけれども、本市としては今後とも管理者である熊本県と連携しながら、将来にわたり監視と漏えい対策を適切に行っていくように伝えてまいりたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 先ほど説明ありましたけど、私も出しましたけども、本来、水銀の含有汚泥というのは、セメントで固化した上で、地下水への浸透を防止した遮蔽型の最終処分場で管理されるべき物質です。水俣湾の汚染土は、当然そういう処置をすべき物でしたけれども、当時は非常事態だったということで、とりあえずは汚染の高い部分を湾内の奥に寄せて、シートを敷いて、そして土をかぶせてあるだけです。底辺の土壌は砂地ですから、雨水は地中にどんどんしみ込んでいきます。しかも、当時のしゅんせつの暫定基準は25ppmでしたから、それ以下の汚泥はそのまま湾内に残されました。しゅんせつされた土砂に含まれる水銀の量はわからないということでしたけれども、熊本県発行の水俣湾環境復元事業概要には、湾内に流入し堆積した水銀の量は70トンから150トン、それ以上とも言われているというふうに書かれております。とはいえ、当時、最高水準と言われる技術を駆使して、できる限りの処理が行われたということは私も理解しております。ただ、それから既に40年近くたっているわけです。水銀に関する水俣条約に調印したということは、将来にわたって水銀を環境中に拡散させない責任が生じたこととなります。しかも、水俣はその条約に名前がついている。世界に類を見ない水銀被害発祥の地であり、批准した全ての国々が水俣の動向に注目しております。

蒲島知事は、水俣病の教訓とそこから得た水銀研究の成果を世界に伝えることも、水俣病を経験した熊本県の責任です。そのため水銀汚染のおそれのある国から熊本に呼んだ留学生に水銀について勉強してもらい、将来、母国での水銀汚染の防止について貢献してもらいたいと考えてい

ますとメッセージを発信しています。知事は、水俣から学んでもらえることがたくさんあると大変自信を持っておいでのようです。

水銀に関する水俣条約の発効や、午前中、藤本議員が取り上げられました映画「MINAMATA」をきっかけに、ますます水俣病と水俣の環境対策に関心を抱いて、ここを訪れる人がふえることは間違いありません。水俣病の象徴である水俣湾が、二度と再汚染を起こさせない、起こさない状態にするために、県が今後どのような方向性を持っているのか、これを確かめる、そして日進月歩の技術を駆使して、市としても水銀条約に恥じない根本的な対策を求めていく必要があるんじゃないか、この点、市長、いかがお考えでしょうか。

それから、八幡プールについては、土壤調査については触れられませんでした。県と一緒に今後も見守るという姿勢だったかなというふうに思います。

県に相談してはどうかというふうにお尋ねしましたけども、別に県に相談しなくても、所有者が自分の土地を調査するのは自由です。市長判断で市が所有している周辺道路、これを調査することは市長判断でできるわけです。過去にこの土地がどのように利用されたか証言できる人は、今まだ大勢いらっしゃいます。ネットで八幡プールと検索すれば、誰もが知るところです。

今、内容物の無害化、これに着手しておけば、将来大きな地震で内容物が海中に流れ出しても大きな汚染は防げます。市長は市民の安全を守る立場であるとともに、国際社会への責任も持っています。過去の過ちを教訓にして、未来の安全を守ること、これが今私たちに課された役割ではないのでしょうか。最後に市長の八幡プールについての調査ですね、これについて市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午後2時24分 休憩

午後2時24分 開議

○議長（福田 斉君） 再開いたします。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 三度目の御質問にお答えいたします。

県に働きかけをとということが最初の質問かと思えますけども、先ほど答弁で申し上げましたように、本市としても今後も管理者である熊本県と連携しながら、将来にわたって監視と漏えい対策というものは適切に行っていくように伝えていきたいというふうに思っております。

それから、2番目の八幡プールの調査ということですけども、これは民有地でございますので、私どもが調査をするということにはならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午後2時25分 休憩

午後2時25分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 今おっしゃられているのは、臨海構想に絡む質問かというふうに思いますけれども、八幡プールの外周の道路の護岸の補修、そういった調査というのは、これは公有水面を埋め立てる事業でありますから、道路部分を改変する事業ではございません。また、土壤汚染対策法に該当しないことは、熊本県とも確認済みでございますので、土壤調査をする必要はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で、高岡朱美議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

日程第2 休会について

○議長（福田 斉君） 続いて、日程第2、休会についてを議題とします。

お諮りします。

議事の都合により3月7日は休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって3月7日は休会とすることに決定しました。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、明6日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時27分 散会

平成31年3月6日

平成31年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一般質問・質疑

平成31年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成31年3月6日（水曜日）

午前9時30分 開議

午前11時55分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（松 尾 裕 二 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 15人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福祉環境部長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総合政策部次長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）
総合政策部政策推進課長（設 楽 聡 君）	総 務 部 財 政 課 長（梅 下 俊 克 君）
教育委員会事務局生涯学習課長（島 田 竜 守 君）	

○議事日程 第3号

平成31年3月6日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 小路貴紀君 1 ONE PIECE熊本復興プロジェクトについて
2 平成31年度予算と施政方針について
3 第6次水俣市総合計画について
- 2 野中重男君 1 水俣病について
2 水俣川河口臨海部振興構想について
3 文化会館空調設備更新工事について

(付託委員会)

- 第2 議第1号 旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第3 議第2号 水俣市健康づくり条例の制定について (厚生文教)
- 第4 議第3号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第5 議第4号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第6 議第5号 水俣市森林経営管理基金条例の制定について (総務産業)
- 第7 議第6号 水俣市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について (総務産業)
- 第8 議第7号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第9 議第8号 水俣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第10 議第9号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第11 議第10号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第12 議第11号 平成31年度水俣市一般会計予算 (各委)
- 第13 議第12号 平成31年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算 (厚生文教)
- 第14 議第13号 平成31年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算 (厚生文教)
- 第15 議第14号 平成31年度水俣市介護保険特別会計予算 (厚生文教)
- 第16 議第15号 平成31年度水俣市公共下水道事業特別会計予算 (総務産業)
- 第17 議第16号 平成31年度水俣市病院事業会計予算 (厚生文教)

- 第18 議第17号 平成31年度水俣市水道事業会計予算 (総務産業)
- 第19 議第24号 第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定について (総務産業)
- 第20 議第25号 指定管理者の指定について (水俣市ふれあいセンター) (厚生文教)
- 第21 議第26号 指定管理者の指定について (水俣市ワークプラザ) (厚生文教)
- 第22 議第27号 指定管理者の指定について (みなまた環境テクノセンター) (総務産業)
- 第23 議第28号 指定管理者の指定について (湯の鶴観光物産館) (総務産業)
- 第24 議第29号 指定管理者の指定について (水俣市湯の鶴温泉保健センター) (総務産業)
- 第25 議第30号 指定管理者の指定について (みなまた観光物産館まつぼっくり) (総務産業)
- 第26 議第31号 指定管理者の指定について (湯の児フィッシングパーク) (総務産業)
- 第27 議第32号 指定管理者の指定について (水俣市立総合体育館 (南部館)) (厚生文教)
- 第28 議第33号 市道の路線認定について (総務産業)
- 第29 議第35号 水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第30 議第36号 工事請負契約の締結について (総務産業)

平成31年3月第1回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所 及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第1号	消費税10%増税中止を求める意見書提出についての陳情について	水俣市栄町1丁目1-25 林田 エイ子		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長 (福田 斉君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長 (福田 斉君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案1件及び議決案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、鳥田生涯学習課長の出席を要求いたしました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 皆さん、おはようございます。水進会の小路貴紀です。

3月2日、水俣市民にとって念願であった南九州西回り自動車道水俣インターチェンジが供用開始となりました。供用開始に先立ち、2月24日に開通記念のウォーキングが開催され、私も参加いたしました。供用開始日がなかなか決定されない中、供用開始決定後の短期間で担当職員は大変だったかと思いますが、3,000人を超す方々が集い、スタートからゴールまで人の流れがたえない盛大なイベントが催されたことを大変喜ばしく感じました。

本市においてここ数年、3,000人を超す方々が一堂に集うイベントは記憶にありません。本市の水俣インターチェンジ開通に寄せる期待の大きさと老若男女の元気さ、市民挙げての活気を大いにアピールできたと思う次第です。

しかし、私が提案いたしましたドローン愛好家のイベントは残念ながら実現されませんでした。引き続き本市への誘客策として、また本市の観光資源などの映像をSNSなどにアップしてもらえることは、大変有益だと思っておりますので、取り組みの継続をお願いいたします。

ちなみに、私はウォーキングの途中でドロップすることもなく、最後まで完歩いたしました。

もう一つ感心したことがありました。2月24日開催のウォーキングイベントの写真と記事が3月1日号の広報みなまたに掲載されており、旬な出来事をいち早く市民に届けようとする強い思いが伝わってきました。職務を遂行された職員に敬意を表しまして、以下、通告に従い質問いたします。

1、ONE PIECE熊本復興プロジェクトについて。

①、本プロジェクトの趣旨はどのようなものか、お尋ねします。

②、人気漫画の主人公ルフィ像に続き、麦わらの一味と呼ばれる仲間8体の立像が2019年度から県内各地に設置されることについて、本市が申し出なかった理由は何か、お尋ねします。

2、平成31年度予算と施政方針について。

①、財政状況が厳しい中であって、全ての世代に喜んでいただけるまちづくりに向けて、市長

公約の実現や主要事業に込めた思いはいかがか、お尋ねします。

3、第6次水俣市総合計画について。

①、国において、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が公布され、総合計画における基本構想の法的策定義務がなくなっている。そういった中で、本計画を策定する意義は何か、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 小路議員の御質問に順次お答えします。

まず、ONE PIECE熊本復興プロジェクトについては総務部長から、平成31年度予算と施政方針については私から、第6次水俣市総合計画については総合政策部長から、それぞれお答えします。

○議長（福田 斉君） ONE PIECE熊本復興プロジェクトについて、答弁を求めます。

関総務部長。

（総務部長 関洋一君登壇）

○総務部長（関 洋一君） 初めに、ONE PIECE熊本復興プロジェクトについて、順次お答えします。

まず、本プロジェクトの趣旨はどのようなものかとの御質問にお答えします。

本プロジェクトは、熊本地震の発生直後に熊本県出身の漫画家である尾田栄一郎氏から届いた「必ずや復興のお手伝いをさせていただきます」というメッセージを実現し、復興に向かう熊本の原動力としていくため、漫画ONE PIECEと熊本県の連携で始まったものでございます。

平成28年には、その第1弾として熊本県内においてスタンプラリーやラッピング列車、平成29年には第2弾として熊本県内全ての新成人にメッセージと記念品を贈呈するなどの復興プロジェクトが展開されております。

また、平成30年には尾田氏の功績と復興支援への尽力に対し県民栄誉賞が贈られ、その記念に主人公のルフィ像が熊本県庁に設置されました。今後は、被災した地域を勇気づけるため、熊本県内各地に仲間たちの銅像が設置される予定でございます。

次に、人気漫画の主人公ルフィ像に続き、麦わらの一味と呼ばれる仲間8体の立像が2019年度から県内各地に設置されることについて、本市が申し出なかった理由は何かとの御質問にお答えします。

今回、熊本県が進めている麦わらの一味の仲間たちの銅像の設置につきましては、被災した各

地に設置し熊本地震からの創造的復興を後押しする事業であり、市町村が被災地ごとの復興につながるストーリーを提案し、キャラクターごとに設置する市町村が選定されることとなっております。

平成28年の熊本地震における本市の被災は、市庁舎が被災したほか、民家の半壊が3件、一部損壊が5件という状況でございました。現在、復興に向けて、新庁舎建設事業及び熊本県の復興基金を活用した被災地復旧支援事業等に取り組んでいるところでございます。

一方、震源地に近かった地域においては、多くの建物が倒壊し、さらに死者やけが人が出ており、今もなお2万人以上が仮設住宅等で生活をされている状況であります。被害の大きかった自治体に対し、本市では、地震直後に救援物資を届け、その後も罹災証明発行等に従事するための応援職員の派遣、義援金の募金活動などの支援を行っており、現在においても西原村へ応援職員を派遣しているところです。

今回の銅像の設置については、経済や観光面での効果が期待されるところでありますが、その趣旨としまして、熊本地震からの復興の後押しであります。

キャラクターの数が限定されている中で、本市が応募し被害の大きかった自治体と競合することは、これまでに本市が行ってきた被災地を支援するという立場と矛盾するものであり、本意ではございません。そのため、地震の被害が大きく、いまだに日常を取り戻せず、より大きな後押しを必要としている地域に設置いただくことが望ましいと考え、本市では応募を見送ることいたしました。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 本市の判断、対応については理解できました。一方で、国民的人気漫画のONE PIECE、そして漫画家である尾田栄一郎氏が熊本県出身というインパクトも強く、あわせて新聞報道等で県内31市町村が申し出ているなどの記事が掲載されたこともあって、否が応でも注目度が高まりました。

そういった中、水俣市民の間ではSNSなどのやりとりで、なぜ水俣市は手を挙げなかったのか、エコパークにでも設置できれば聖地となり観光客がふえたのに、手を挙げれば県南という立地からしても可能性があったのではないかなどといった意見が交わされております。

本来の震災復興という主たる目的は残念ながら余り伝わっておらず、国民的人気漫画を観光復興に役立てないのはもったいないといったごく自然な気持ちや思いの方が先行してしまい、市民に浸透してしまったのではないかと推察する次第です。今回、一般質問に取り上げたことで、本市の見解がわかりましたので、疑問や不満に感じておられる市民の皆様へは誤解を解く説明ができればと考えております。

近隣の津奈木町や芦北町も手を挙げていないようです。真意が伝わらないままで、市民からの

行政に対する不満が募ることはよくないと思いますので、行政としても機会あるごとに正しい情報提供をお願いしたいと思います。

県の事業として、地域での明るい話題づくりや浮揚策はほかにもあると考えますので、その点については、後ほど少し触れたいと思いますが、別の面で本市の頑張りを大いに期待しているところでもあります。

以上、申し上げて、質問は終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、平成31年度予算と施政方針について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、平成31年度予算と施政方針について、お答えします。

財政状況が厳しい中であって、全ての世代に喜んでいただけるまちづくりに向けて、市長公約の実現や主要事業に込めた思いはいかがかとの御質問にお答えします。

本市の平成31年度一般会計予算については、これまで着手することができず、長年の懸案事項となっておりました市内小中学校の普通教室等へのエアコン設置や新庁舎建設等の大型事業が集中することにより、過去最大規模の約163億8,000万円となりました。このように、非常に厳しい財政状況ではありますが、私が市長公約として掲げさせていただきました全ての世代に喜んでいただけるまちづくりに向け、実施可能な施策から順に着手し、一つ一つ、着実かつ確実に、推進していくことで、成果を出してまいりたいと考えております。

続いて、主要事業に関する考え方について述べます。

平成31年度は、市制施行70周年を迎える記念すべき年でもありますので、水俣市の古希を市民の皆様とともに喜び、さらなる飛躍と発展に向け、年間を通じて、記念式典及び多くの記念事業を実施し、地域を盛り上げていきたいと考えております。

また、水俣インターチェンジ開通元年という千載一遇のチャンスを生かし、さらなる交流人口の増加を図っていくため、関係機関との連携を密にし、多くの方々に水俣を訪れていただけるような、魅力ある企画を推進することとしています。

水俣の次世代を担う人づくりに関する施策としましては、昨年創設したスポーツキッズサポーター基金を原資とするスポーツを通じた人材育成、小・中学生の給食費の一部補助、水俣高校支援事業を行います。

そのほか、現在中学3年生までとなっている子ども医療費助成の対象を高校生を含む満18歳まで拡充することで、子どもの医療費に係る経済的負担をなくし、インフルエンザの予防接種費についても、同様に満18歳まで、全額を補助することとします。

一方、高齢者に対する支援策といたしましては、高齢者等が運転免許証を返納し、運転経歴証

明書を申請される場合の申請料を助成することとします。

さらに、従来から行っております運転免許証返納に伴う特典申請を免許証返納手続と合わせて交通安全協会の窓口で一括して申請することができるように改善し、申請者の負担の軽減を図ります。

以上のように、全ての世代の皆様にお喜びいただけるようなまちづくりを念頭に置いて、関係予算を上程しており、今後事業を展開してまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 平成30年度予算は、高岡市政となって肉づけによる補正が行われたことからすれば、平成31年度こそが、高岡市長の強い思いが反映された年度予算であると受けとめております。

各世代や各分野にわたって、新規及び継続と多くの事業があることから、どの事業が優先と一概には言えないわけですが、財政状況が厳しい中で、高岡市長らしさを市民の皆様に向けて発信していくことは、市長公約の実現という成果とともに、市民の負託に応えることにつながるものと考えております。中でも、小中学校への普通教室へのエアコン設置、スポーツキッズサポーター関連事業、小中学校給食費の一部補助、水俣高校への支援事業、子ども医療費助成、インフルエンザ予防接種の満18歳までの全額補助といった子ども及び子育て世代の支援に関する具体的な事業が掲げられており、保護者の負担軽減にも大いに寄与しますし、安心感を抱いていただけるものと考えます。

子どもの支援や保護者の負担軽減は、おじいちゃんやおばあちゃんからすると、子や孫の安心につながるわけですから、まさに高岡市長が思いを馳せられる親子3世代が喜ぶまちづくりの実現に大きく近づくものと期待しております。

そういったことを踏まえまして、2つの事業について確認したいと思います。

まず、スポーツキッズサポーター関連についてですが、詳細な事業の中にキッズサポーター交流会の開催が挙げられております。

私は、スポーツキッズサポーター基金及び事業について強い関心と期待を寄せる立場から、これまでも一般質問に取り上げており、直近でも昨年9月及び12月議会で取り上げました。

本基金及び事業を継続していくために、寄附者となる企業・団体・個人とスポーツを通じて支援を受ける子どもたちとを行政が橋渡し役として、年度当初に関係者が一堂に会する結団式の開催を提案しました。

平成31年度からの小学校運動部活動の社会体育移行に合わせて、これまでに行われてこなかったスポーツ団体及び関係者等が顔合わせできる機会の提供は、スポーツキッズサポーター基金及び事業を継続していくためには、重要かつ必要であると考えます。

そこで、まず1点質問します。

キッズサポーター交流会の開催とは、こういった内容を考えているのか、お尋ねします。

次に、小中学校給食費の一部補助についてですが、年間の給食提供を11カ月と換算し、月額1,000円の補助となっております。

平成31年度一般会計予算の事業説明調書によりますと、小学生で年間4万6,200円が3万5,200円の約24%軽減、中学生で年間5万3,900円が4万2,900円の約20%軽減となります。子育て真っ最中の世代の家庭においては、大変ありがたく、喜ばれる施策だと確信しております。子育て世代の支援策の柱として大いに期待するところであります。

そこで、質問いたします。

現在の給食費の徴収はどのようになっているか、お尋ねします。続けて、月額1,000円の補助について、こういった方法を考えているのか、お尋ねします。

以上、3点です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず1つ目といたしまして、スポーツキッズサポーター事業に関して、交流会という名の中身はどのようなものかという御質問かと思えます。

このスポーツキッズサポーター基金は、基金の創設から約半年足らずで約300万円もの寄附金をいただくことができました。御協力をいただいた地元企業の皆様並びに市民の皆様に対しまして、この場をおかりして心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

そういった中で、先ほど小路議員からも御提案をいただきました結団式の実施なども検討してきたところがございますけれども、そういう結団式という形だけにとらわれずに、和やかで印象に残るような交流会をしたいというふうに考えております。

内容につきましては、子どもたちと寄附をしていただいた方々が相互の関係を深く知ることができるような交流会にしていきたいというふうに考えております。

なお、スポーツキッズサポーター基金事業の取り組みというのは、熊本県の教育委員会で高く評価をしていただきまして、1月の24日に熊本市で開催をされました小学校運動部活動の社会体育移行に伴う市町村コーディネーター研修会におきまして、好事例として取り上げていただきました。そして他の自治体からの問い合わせも現在いただいているところでございます。

続きまして、2つ目の給食費の一部補助ということで、その徴収はどのようなふうになっているのかという御質問にお答えいたします。

現在、給食費は学校ごとにPTAの協力を得まして月額で徴収を行っております。なお、事前に学校行事等で給食中止の届けがあったり、入院等で連続欠席の連絡を受けて、給食を提供しなかったりした場合におきましては、給食費から差し引いているというところでございます。

それから、月額1,000円の補助、これはどのように徴収するのかという御質問でございますけれども、給食費の補助につきましては、各保護者からの委任を受けた上で給食センターに事務局がございます水俣市学校給食運営委員会のほうで一括して補助金の申請、請求及び受領を行いまして、補助額の1,000円を減額した額をそれぞれ保護者の方から徴収したいというふうに現在考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 3回目の質問です。

スポーツキッズサポーター基金及び事業の取り組みが県内の先進事例として評価を受けていることは大変喜ばしいことと思います。

JNCにおきましては、小学生の野球及びサッカー大会、バスケットボール大会、小・中学生のバレーボール大会、あわせて大人向けのソフトボールやビーチボールバレー大会といった冠大会を実施しております。その冠大会に出場していた子どもたちが時を経て、ちょうど今ごろJNCで働く社員も出てきました。

スポーツキッズサポーターにおいても、スポーツに励みながら健全に成長していく子どもたちが、地元企業の支援を実感しながら将来的には地元で就職し、引き続きスポーツを続けたり、指導者になっていくような環境づくりになるよう希望しております。そのためにも、スポーツキッズサポーター基金及び事業が継続し定着していく交流会の開催に期待しております。

来年の2020年には、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。市長におかれましては、本市への聖火リレーの誘致に尽力されていると伺っております。未来ある子どもたちが、本市で生まれ育ち、そして聖火リレーを間近で見る体験ができることは、将来に向けて貴重な財産になると考えます。

社会人になり、水俣に残って生活し続けられる機会がそう多くはない実情が残念ながらあります。全国及び県内でも聖火リレーが走る地域が少ない中であって、せめて水俣でそれらを体験できる機会ができれば、水俣を離れたとしても誇りを持てますし、水俣に住んでいた子どもころを振り返って自慢話でもできるのではないのでしょうか。スポーツキッズサポーター事業が軌道に乗る中、聖火リレーの誘致に向けて相乗効果が発揮できる活動につながればと期待を膨らませしております。

また、先ほどONEPIECE熊本復興プロジェクトで述べましたが、熊本県と連携した事業による本市での明るい話題づくりや浮揚策につなげていくためにも、ぜひとも聖火リレーの誘致を望みます。

そこで質問いたします。

市長がスポーツキッズと一緒に東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレーの誘致活動を行うことができれば、効果的だと考えますがいかがか、お尋ねいたします。

続きまして、給食費の補助については、補助額の月額1,000円を減額して徴収したいとの答弁がございました。この方法だと懸念する点があります。

今、給食費を支払っている保護者においては、本来支払うべき額から1,000円補助がなされていることは理解されやすいと思いますけれども、数年経過してしまうと1,000円減額された金額さえも給食費を支払っている、支払わなければならないといった不満につながりかねないかということです。その結果、義務教育だから全ての給食費を市が負担して当たり前といった考え方が浸透してしまうことを心配いたしております。今後も段階的に補助がなされて、全額補助になれば問題はないわけですが、現状は確約されておられません。これまでにない子育て世代の支援及び保護者の負担軽減策がスタートし、数年後に、いわゆる制度疲労によって、せっかくの子育て支援をバックアップする事業の趣旨が違った認識で捉えられてしまうことを懸念するわけがございます。PTA活動や広報みなまたなどを通じて、保護者の皆様への周知徹底を図っていただきたいと思っております。

そこで質問いたします。

本来の給食費の金額から補助がなされていることを認識してもらうためにも、徴収はこれまでの金額で行い、年度末に補助額を還付するやり方もあるかと思っておりますがいかがか、お尋ねいたします。

以上、2点です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

まず1つ目が、スポーツキッズサポーター制度を活用してといいますか、子どもたちと一緒に東京2020オリンピックの聖火リレーの誘致を行えばどうかという御提案かと思っております。

子どもたちにそういう経験をさせるということも非常に大事なことではないかというふうには考えておりますが、学校教育などの支障にもなる可能性もございますので、子どもたちをそういった誘致活動にかかわらせるということは現時点では難しいのかなというふうには考えております。しかしながら、このオリンピックは聖火リレーも含めまして全ての行事が世界とつながるビッグイベントとなりますので、水俣の子どもたちがオリンピックを肌で実感できるような取り組みを今後考えていきたいというふうには考えております。

それから2つ目の給食費の一部補助に関しまして、まずは全額を納めて、その後還付をしたらどうかという御提案かと思っております。

この補助金の申請、それから請求及び現金支給事務等の事務が煩雑になるということもござい

ます。そして保護者の事務的な負担や毎月の経済的な負担を軽減するという観点からも補助額を減額した給食費を徴収したいというふうに考えております。

なお、補助事業が始まって時間が経過すると補助を受けて減額された額を給食費と勘違いしてしまうという先ほどの小路議員の御懸念もありましたので、これに関しましては、新学期が始まる4月ごとに保護者の皆様方に補助金の趣旨を周知いたしまして、市民全体で子育てを応援しているということをしっかりと伝えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、第6次水俣市総合計画について答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

（総合政策部長 帆足朋和君登壇）

○総合政策部長（帆足朋和君） 次に、第6次水俣市総合計画について、お答えします。

国においては、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が公布され、総合計画における基本構想の法的策定義務がなくなっている。そういった中で、本計画を策定する意義は何かとの御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、過去の法改正により、総合計画における基本構想の法的策定義務はなくなりましたが、水俣市議会基本条例第7条において、水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の策定、変更または廃止については、議会の議決事件として定められております。

総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、まちづくりの長期的な展望を市民と共有するために必要な計画であることから、本市においては、これまで同様、法的策定義務の有無にかかわらず策定することとしたところです。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 ただいまの答弁で本計画を策定する意義は理解できました。

そこで、1点質問いたします。

今後、進めていこうとする行政施策は多岐にわたるわけですが、第6次水俣市総合計画と関連するその他の計画や取り組みはあるのか、お尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 小路議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

6次総合計画と関連するその他の計画や取り組みはあるのかという御質問でございました。

総合計画は、本市の目指すべき将来の姿を描き、その実現に向けた目標や基本的な方策を明らかにしたものでございます。本市における全ての施策の基本となるものでございます。

したがって、各政策分野における個別計画や施策は総合計画に関連して進めることとなります。また、平成26年のまち・ひと・しごと創生法の施行により、人口減少、東京一極集中の是

正等に向け各支援策を創設するなど、現在も国を挙げて積極的に取り組まれている地方創生の動きを受け、平成27年に策定した水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略についても総合計画を基礎としており、国・県等の支援を受ける際の根拠にもなるものです。

水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成31年度が最終年度であり、今後は国・県の動向等を踏まえ、次期戦略の策定が必要となった場合にも総合計画に基づいて策定することとなります。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 3回目ですけれども、質問はございません。

総合計画は本市における全ての施策の基本となるもので、各政策分野における個別計画や施策は、総合計画に関連して進めることと答弁がございましたが、まさにそのとおりであると思います。その根幹をなす要素ともなる人口推移や産業別就業者数、財政状況から見れば、前途が開けているとは残念ながら言えない状況だと思えます。

私のこれまでの4年間、この一般質問の場で新たな事業の考え方やアイデアを提起した際、よく耳にしたのは、他の自治体を参考にしながらという執行部の答弁でございます。当然、経験のないことに対しては他の自治体を参考にすることに一定の理解は示しますが、自治体間の競争が熾烈になっていく中で本市が生き残り、存在感を示していくためには、横並びからの脱却が必要になってくると思えます。

市長が年頭訓辞等で、頑張る職員が評価される、あるいは報われる職場環境の必要性を述べられております。私も同様の考えです。

最近、テレビなどでも先進的な取り組みを実施している自治体がよく紹介されたりしております。また、先進事例の行政視察で私自身が直接感じたことも踏まえまして、そういった自治体職員の中には、困難な壁を乗り越えるというよりも、壁を打ち壊してでも前に進もうとする気概が伝わってきます。恐らくその背景には行政の長を含めて取り組みへの理解とバックアップがあることはもちろんのこと、国や県を巻き込む力もあるのだろうと思えます。周りの自治体のことなど気にもとめず、まずは自分のまちを優先に考えて、どうするかを真剣に考えている結果であろうと思えます。

本市においても、総合計画の実行によって成果を出していくためには、横並びからの脱却が必要にもなってくる部分もあると思えます。水俣にとって必要であり、水俣らしさの取り組みを国や県に共感してもらい巻き込んでいく差別化を貪欲に考えていくべきだと考えます。そのためにも、今まで以上に頑張る職員が庁内で目立つようになることはいいことですし、適正な評価を受けることは当然のことと受けとめます。

職員の皆様におかれましては、本市の将来を担う人材として、まちづくりを進めるリーダーとして、そして総合計画は必達目標として取り組んでいただくことを大いに期待し応援しております。私も4月の改選後に戻ってこれたら、総合計画を基本とした施策に対して関心と関与、協力していく強い思いがあることをお伝え申し上げて、質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時18分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは。日本共産党の野中重男です。

質問開始時間が少し早くなりましたけれども、通告に沿って質問に入りたいと思います。

市民生活に直結する国政では、安倍首相が「消費は持ち直している」「賃金は過去最高水準」「総雇用者所得は増えている」と繰り返していますが、この議論は国民の生活実感とはかけ離れていると思います。

NHKは2月9日から3日間世論調査をしました。その中で景気回復を実感していないが66%、実感しているは8%、消費税増税に対し賛成は31%、反対は41%です。消費税増税で政府に入る財源は5兆円です。しかし、これに頼らなくても財源を確保することはできます。巨大企業にせめて中小企業並みの法人税を適用すれば4兆円。所得1億円以上の個人の富裕層の優遇税制を是正すれば1.2兆円が出てきます。

私たちが実施した市民アンケートでも「収入減で医療費も大変です」「生活は苦しくなるばかり。政府は無駄遣いをやめ国民に還元すべきです」という市民の声が多数寄せられました。これらの声に応えていく政治をつくらなければならないというふうに思います。

それでは質問に入ります。

1、水俣病について。

①、水俣病は、1956年の公式確認から63年がたつ。しかし、いまだに救済を求めて裁判を闘わなければならない被害者がいる。また、環境復元や再生の課題も続いている。このように世界に類例がないのが水俣病である。この現状を市長はどのように考えるか。

②、有機水銀によって被害を受けた方は、現在までに認定されている人、政治解決や水俣病特措法などで水俣病に関する何らかの手帳を所持されている方々以外にもおられると思うか。

③、市政として水俣病問題から学ぶ教訓は何だと思うか。

2、水俣川河口臨海部振興構想について。

①、12月議会の答弁の中で生物調査をしていると言われ、それは後日資料拝見した。しかし、この調査はどのような生物が生息しているかというもので生物の水銀値の調査は入ってなかった。調査したのであればデータを出すべきである。

②、前議会の答弁で事業に当たっては、市道の構造物としての護岸の健全度を調査して、護岸の損傷及び劣化の状況を総合的に判断して全面的な対策が必要と結論づけていると言われた。そもそも一度も市道として市民に供用していないのに前記のように損傷が激しく、全面的な対策が必要になっている。この事情を考えてもチッソに負担を求めるべきだと考える。また、前回質問したが答弁漏れになっていたことであるけれども、八幡プール周辺の魚介類において水銀が出ればチッソに負担を求めるべきと考えるがいかがか。

③、八幡プール群のJNC所有地の一角に太陽光発電所が設置されている。設置されている場所の面積と地面を整備するのに使われた土砂の量と重量及び太陽光発電所の重量は何トンと聞いているか。

3、文化会館空調設備更新工事について。

①、昨年12月議会において、JV代表者は、代表者となった企業そのものであり、代表会社の代表取締役等の個人を指すものではないと何人もの議員が主張し、市長もそのように答弁した。では、9月議会の場合の契約相手とその業務執行者は誰になるか。

②、12月議会において、市長はこの議案でのJV代表者は代表企業そのものであると答弁されている。では、なぜ水俣営業所所長の松本ふく美氏で仮契約を締結されたのか。

③、政治倫理に関して最高裁判所第3小法廷は平成26年に判決を出している。判決理由の第4章はどのように述べているか。

以上本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病については私から、水俣川河口臨海部振興構想については産業建設部長から、文化会館空調設備更新工事については総務部長から、それぞれお答えします。

初めに、水俣病について、順次お答えします。

まず、水俣病は1956年の公式確認から63年がたつ。しかし、いまだに救済を求めて裁判を闘わなければならない被害者がいる。また、環境復元や再生の課題も続いている。このように世界に

類例がないのが水俣病である。この現状を市長はどのように考えるかとの御質問にお答えします。

水俣病については、1956年5月1日に公式確認され、今年で63年目となります。

水俣市は、これまでも水俣病問題を最大の課題と捉え、被害者救済はもちろんのこと、環境復元や再生の対策に全力で取り組んでまいりました。被害者救済においては、患者認定のみならず、平成7年の政治解決、平成21年の水俣病特別措置法など、さまざまな救済制度により救済が進んでいるものと考えております。

しかし一方で、現在でも新たに認定申請をされる方や司法の場に救済を求められている方がおられるという現状についても十分認識しており、水俣病問題が解決したとは言えない状況であると考えております。

環境復元や再生においては、汚染された水俣湾の環境復元のために熊本県が事業主体となり水俣湾公害防止事業が実施されました。また、湾内の魚介類の汚染状況につきましても、水俣湾環境対策基本方針に基づき、熊本県により毎年水俣湾の魚介類等の環境調査を行っていただいております。国が定める魚介類の水銀の暫定的規制値を超えておらず、環境の再生が進んでいるものと考えています。

現在、水銀を含む汚泥を埋め立てた水俣湾埋立地について、管理している熊本県にお聞きしましたところ、水俣湾に堆積していた水銀を含む汚泥については、現時点では最も安全な方法で管理されていると考えており、今後も引き続き、丁寧に安全性を確認しながら維持管理を行っていくとのことでした。市といたしましても、市民生活や環境に影響がないよう引き続き適正に管理していただくよう県にお願いしてまいります。

次に、有機水銀によって被害を受けた方は、現在までに認定されている人、政治解決や水俣病特措法などで水俣病に関する何らかの手帳を所持されている方々以外にもおられると思うかとの御質問にお答えします。

御質問がありました認定されている人、政治解決や水俣病特措法などで水俣病に関する何らかの手帳を所持されている方々以外にも有機水銀によって被害を受けた方がいるかどうかにつきましては、私が判断できる立場ではないと考えておりますので、お答えすることはできません。

次に、市政として水俣病問題から学ぶ教訓は何だと思いかとの御質問にお答えします。

水俣病は、甚大な環境破壊と健康被害をもたらし、その悲惨さと復元の困難さを深く認識することとなりました。また、市民の連帯感の喪失や経済基盤の脆弱化など地域社会に多大な影響をもたらしました。このことから、環境への配慮に欠けた物質的な豊かさや快適性、利便性を追求するだけでなく、良好な環境の確保と共生に努める責務がいかに重要であるかを教訓として学びました。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁いただきましたので、2回目の質問をします。

平成7年とか平成21年とか、政治解決とか、特措法がありました。このきっかけをつくったのは、水俣市だったのでしょうか。

平成7年に至るまでに国の責任をとる判決が幾つもあって、全国的な運動があって、そして平成7年になったんです。特措法についてもそうなんです。全国的な裁判があって、それを闘ったのは患者さんだったんです。だから水俣市が何か動いてものが進んだではないんですよということを行政に携わる者としてぜひそこは自覚しておいていただきたいというふうに思います。その上で、環境についてもあるいは学ぶことについても言われました。

水俣病から何を学ぶか、良好な環境をつくっていかねばいけない。そのとおりでろうと思います。ぜひそういうふうに進むことを望みたいと思います。その上で、2回目の質問をします。

類例のない公害だったというのはもうこれはお言葉でもいただきましたので、そのとおりですよ。たくさんの方が亡くなって、胎児性、小児性、成人の方々が水俣病に罹患し、多くの健康障害や苦しみを持って、毎日必死になって生きておられる。私たちの社会で何が一番大切か。お金ではないと思います。また、名誉でもないと思います。それは命と健康ではないでしょうか。

その命と健康が環境破壊とともに人為的な企業活動によって奪われた。この事実を私たちは片時も忘れてはならないというふうに思います。

これまでの被害者救済だとか環境復元だとかの世論を引っ張ってきたのは患者さんたちだったというのは冒頭申し上げました。そして苦悩は続いているんですけども、水俣病の教訓を心に刻んで環境に配慮したまちづくりを市民と水俣市も一緒になって進めてきましたけれども、これは今後とも水俣市の未来をつくる根幹だと私は思います。

ところで、昨日の一般質問の答弁の中で、ユージン・スミスさんの映画の件で、市長、このように言われました。水俣の負のイメージだけが伝わらないように、あるいは水俣の人たちが自信を持てるようなものになるようにと希望すると答弁されました。お気持ちがよく出ていると思います。

しかし、私たちが考えなければならないのは、受け身で現実から逃避するのではなく、現在も残っている水俣病被害者救済の問題や環境復元の問題や地域の再生に向けて、必死に取り組んでいる、市民も行政も必死に取り組んでいる、この姿を世界に示すことが全国に、あるいは世界に共感を広げるのではないかなと私はそのように思っています。

総論が長くなりましたけれども、市民の心を一つにする取り組みが今後とも進むように願いたいと思います。

これらを踏まえて、質問します。

1点目です。私たちが取り組んだ市民アンケートに悲痛な叫び届きました。紹介します。

親・兄弟・親類に多くの水俣病患者がいます。私も体調が悪いことが多々あります。へその緒の水銀の検査をしましたが、兄よりも数値は高く、基準値の4倍くらいありました。しかし、年齢の壁で、一応申請はしていますが棄却されるでしょう。お金が欲しいわけではありません。この先、年をとっていくのに健康面が一番心配です。せめて医療費だけでも面倒を見てもらえないかと思います。若いと仮病だとか、類似患者と思われるのも嫌です。40歳代、会社員です。

市長は、この悲痛な叫びをどのように受けとめますか。これが1点目です。

2点目にいきます。

市長がどう動くかが私は問われているんだろうと思います。政治をするものの水俣市の責任者は市長です。これ以上患者が増えるとチッソの負担が増えるのではないか、あるいは国と県に迷惑をかけるのではないか、遠慮しなければならないのではないか、市内に点在する水銀などを調査すれば、さらにチッソの負担が増えるのではないか。このように後ろ向きに考えれば切りがないと思います。だからこそ、前向きに全ての水俣市民の健康調査を独自に行う、あるいは、水銀が埋まっていることがわかっているところは全て調査して、再び汚染を広げない、こういう措置をとるということを今決断すべきじゃないでしょうか。さまざまのしがらみを捨てて思い切って市長が動いたらいかがですか。これが2点目です。

3点目いきます。

チッソは分社化し、JNCが発足しています。JNCの株式売却について、環境省は許可を出していないと聞いておりますけれども、現時点で売却して債務返済の原資が出てくると聞いておられますか。これが3点目です。

2回目の質問は以上です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず1点目は、アンケート調査の中で40歳の方の叫びをどう捉えるかという御質問であったかと思えます。

いろいろ症状等はあるとは思いますが、私は専門家ではございませんので、その辺の判断はしかねますが、もしそういう方がおられるのであれば、もしそういう該当するということであるならば、それはきちっと救済をされるべきではあるのかなというふうに考えます。

それから、全ての水銀調査をということをございますけれども、なかなかそこはどういったところにそういったものが存在するのか、そういったところからもきちっと精査をしなければいけないというふうに考えておりますので、現時点ではそこまでのことは考えておりません。

それから、株売却によって原資が出るのかという御質問でございますけれども、それは企業の

判断等もございますし、私がそれに対して意見を申し述べることは差し控えたいというふうを考えております。

以上です。

○野中重男君 最後のところは、企業判断を聞いているんじゃないんですよ。市長は何か聞いていますかということなんです。

○議長（福田 斉君） ちょっと時間とめて。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 私は伺っておりません。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁いただいたんですけど、答弁がかみ合わないんですよ。

最初の質問は、こういう被害者がいる。この被害者は年齢の壁で切られているんです。44年12月以降については救済対象にしないという環境省の方針があって、それで切られていて、私は年齢制限があって切られるんでしょうけれども、本当に救ってほしいという訴えなんです。そういう人が訴えてるのに該当すればというのは、該当しないように切っているのは環境省なんです。今の答えはかみ合わないんですよ。該当しないようにしていることに対して、市長はどう思うかということがここは答えられなきゃいけないということだろうと私は思います。

ちょっと静かにさせてください。

3点目、売却については聞かれてないということですが、ここはもう一回後のところで聞きますので、そのままでもいいですけども、そこはどうですか。最初の質問で該当すれば救済されたらいいですよじゃないんです。該当しないように切っているのは環境省なんです。その方についてどう思いますかというのをまず1点目の質問とします。

2点目です。

今紹介したのは40歳の方でしたけれども、この方は今40歳で今そういう苦しみがあるわけですから、その人は70歳80歳まで生きられるでしょう。生きていただきたいといます。こういう苦痛を持って今から人生の半分以上を生きなきゃいけないんですよ。

ほかにもこんなものがありました。

ずっと水俣にいたが救われていないというのもありました。二度と同じようなことが起きないように願うという声もありました。まずは現状の把握が大切といます。これは避けて通れない

と思いますという意見もございました。

政治にかかわる者としてこれらに答えなければならないというふうに思うんですけども、市長の考えを聞かせてください。これが2点目です。

3点目です。

かつて、市長はJNCの株式が売却されれば大きな資金が入ってくるので歓迎すると答弁されていきました。しかし、この資金は県債の返済に充てられ、認定患者さんたちの医療費や生活費などを支払うための基金に積まれるというふうに報道では聞いております。

チツソにおいてはこれらの資金を水俣での新たな生産設備に使うと聞いておられますか。この辺については、聞いておられますか。以上、3点目です。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の3回目の質問にお答えをいたします。

先ほどの年齢で切られているという御質問でありますけれども、これは国のほうでの基準ということですので、私は今後の国のそういう動向も注視していかなければいけないというふうに考えております。

それから、2番目のそれ以外にもそういう救われない方がおられる。それを政治家として、その現状をどう捉えて、どう政治家として動くのかということでございますけれども、やはりそういった方々の声は真摯に受けとめていかなければいけないというふうに考えております。

最後の3点目のJNCの株売却によって、その基金の積み立て、それ以外にそういう生産性のそういう設備投資とか、そういったところに使われるのか、聞いているのかということだったかと思っておりますけれども、基本的には私は基金に積み立てるということは伺っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想について、順次お答えします。

まず、12月議会の答弁の中で生物調査をしていると言われ、後日資料を拝見した。しかし、この調査はどのような生物が生息しているかというもので生物の水銀値の調査は入っていなかつ

た。調査したのであればデータを出すべきであると考えがいかがかとの御質問にお答えします。

本調査は、公有水面埋立法の申請時における添付資料として同法施行規則第3条第8項で環境保全に関し講じる措置を記載した図書が義務づけられていることに基づき作成したものであり、先日、御確認いただいたものはその資料の一部になります。

環境保全図書を作成するに当たり、前提に関係法令として環境影響評価法がありますが、当市の埋立事業規模は、この法及び熊本県環境影響評価条例にある事業要件に係る事業規模の要件に該当しません。

しかしながら、本事業は環境調査として、「公有水面の埋立または干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針などを定める省令」を参考に環境保全図書を作成しております。

この中には、御質問にある生物の水銀値調査などは含まれておらず、調査はしておりませんのでデータはございません。

次に、12月議会の答弁で事業に当たっては市道の構造物としての護岸の健全度を調査して、護岸の損傷及び劣化の状況を総合的に判断して全面的な対策が必要と結論づけていると言われた。

そもそも一度も市道として市民に供用していないのに前記のように損傷が激しく、全面的な対策が必要になっている。この事情を考えてもチッソに負担を求めるべきと考える。また、前回質問したが答弁漏れになっていたことであるが、八幡プール周辺の魚介類において水銀が出ればチッソに負担を求めるべきと考えるがいかがかとの御質問にお答えします。

本道路、築地・丸島町線につきましては、水俣市が管理する市道路線として、平成15年3月に認定しております。市道路線の認定に当たりましては、道路法第8条第2項の規定に基づき、平成14年9月議会の議決を経て認定を行っており、特に反対意見もなく、ほかの市道と同様の扱いでありました。道路法第18条第1項では、路線が認定された場合は、遅滞なく区域の決定を行うものと規定されており、第18条第2項では、道路の管理者が供用開始を行う手続が定められております。

これらのことから、道路管理者は必要とする道路について認定を行い、遅滞なくその区域を決定します。その後、必要に応じて道路施設の整備等により機能を備えた後に一般の用に供することになりますが、築地・丸島町線につきましては、当時の市長が水俣市にとって必要な路線であると認め、市道の認定を行ったものの、交通安全施設が未整備であったため、供用の開始が見送られていました。しかし、道路の必要性については、歴代の市長において引き継がれてきており、前市長が決断され、丸島漁港と産業団地の振興を目指した水俣川河口臨海部振興構想事業において、道路の改築と補修を行うこととなりました。

市道の改良等を行うに当たりましては、地域の方々に拡幅する用地の寄附をお願いしたことはございますが、負担を求めた例はありませんので、当該事業におきましても同様であると考えております。

また、議員御質問の八幡プール周辺の魚介類において水銀が確認された場合という仮定の御質問にはお答えしかねます。

次に、八幡プール群のJNC所有地の一角に太陽光発電所が設置されている。設置されている場所の面積と地面を整備するのに使われた土砂の量と重量及び太陽光発電所の重量は何トンと聞いているかとの御質問にお答えします。

当該太陽光発電所につきましては、都市計画法に基づく開発行為等に該当しないことから、市としては計画に対する面積、土砂量及びその重量、太陽光発電所の重量、いずれにつきましても伺っておりません。そのため、野中議員御質問の内容につきまして、JNCに問い合わせましたところ、JNCからはお尋ねの趣旨が何かを確認していただきたいとの回答をいただきました。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 道路の拡幅等については、寄附をお願いしたことはないという話を2番目にされましたけれども、この間議論しているのは、拡幅の議論じゃないんですよね。きょうも言いましたように、そもそも道路と認定したら、市民に共用するようになきゃいけなかったんですよね。だけれども、余りにも路面が傷んでいて、車が通ったら護岸が壊れるだろうということで市民に共用してこなかったというふうに、以前はずっとそのように聞いていたんです。ですから、今の御答弁はちょっと違うんじゃないかなと思いますけれども、先にちょっといきたいと思います。

2回目の質問をします。

八幡プール群は水銀汚染を不知火海全体に広げた汚染物の流出点の一つですよ、これはもう疑いようがない、確定しています。再汚染させない、これが水俣病の最大の教訓ではないでしょうか。

八幡プール群周辺の工事をするときには、残留水銀の調査をする、きのう八幡プール群の道路の部分は市の所有地だから、そこに水銀入っているのか、入っていないのか。

あるいは熊本県は海水の調査をしているというのがこれまでのずっと答弁なんですけれども、改めて水俣市として事業主体者は水俣市ですから、干潮時に中から出てきている水に水銀等が入っていないのかどうか確認するとか、あるいはあの周辺に住んでいる魚介類、いっぱい種類ありますよね。こういうのを調査して、水銀入っていないということも確認して普通の土地なんだということを確認すれば、もういつものとおり土木工事でやっていいと思うんですけれども、本当はあそこはそうじゃない土地なんじゃないんですかということを行っているんです。だから、慎重にされるべきじゃないかということを僕はずっと言い続けているんですよ。

残留水銀等、いろんな面で調査される必要があるんじゃないかなと思うんですけども、これについては、どう思われるでしょうか。これが1点目です。

2点目です。

仮定の話についてはお答えできないというのが今ありました。仮定の話で申し上げますと、去年でしたか、安倍総理はこういうふうに言われませんでした。森友問題での国会審議の中で「私の妻が関与しているのであれば、内閣総理大臣も国会議員もやめますよ」というふうに言われましたね。これも仮定のことについての総理は答弁されたんだろうと思うんですけども、市長は今回の工事で水銀を拡散することはない。あるいは八幡プール群からの水銀汚染はもうないと考えておられるのでしょうか。これが2点目です。

3点目、ちょっと技術的な話になりますけれども、鋼矢板を打つと、現在コンクリートの護岸がありますよね。その下から干潮になると中からの水がずっと流れてきています。壁の部分からもありますし、下のほうからも流れてきています。要するに、水の逃げ場があるんです。砂のほうからも出るかもしれません。しかし、鋼矢板をある一定の深さまで打ってしまうと、水の逃げ場がなくなってしまいます。この水の逃げ場はどのように計算されているのでしょうか。これも部長が専門だと思いますので、お答えいただけたらと思います。

それから、鋼矢板の対応年数は何年ということで今回は計画されているのでしょうか。

以上、4点です。

○議長（福田 斉君） 時計とめてください。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 野中議員の2回目の質問にお答えをいたします。

まず1つ目が、残留水銀の調査をしたほうがいいのではないかとということでございましたと思います。

八幡プール周辺の水の調査につきましては、熊本県のほうで実施されておりました、その中から今のところ基準以上の水銀は確認されていませんと承っております。

次に、3つ目の質問なんですけれども、矢板を打ってしまったら、水の逃げ場がなくなるんじゃないかという御質問でございます。

今回の水俣川側の矢板につきましては、それは工事を行うに当たりまして、濁り水が出ないような格好で矢板をとめますので、水の流れがなくなるところまで深く矢板を打ち込みません。

それと、海側につきましてもこれも地質調査を行いました、砂質土のところまでは一応打ち込みますが、粘土層まで打ち込んでおりませんので、水の逃げ場がなくなるということは私は考えておりません。

4番目の鋼矢板は何年耐荷があるのかということでございますけれども、鋼矢板につきましては、一応50年の耐久を見込んでおります。

以上です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の2回目の質問ですけれども、工事によっての八幡プールの影響はないのかという御質問でございますけれども、その件に関しましては、影響はないものと考えております。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 まず、技術的なところから、耐用年数と水の逃げ場はまだあるというのは部長答弁でわかりました。

それから、水銀調査については、熊本県のほうでやっているからって、熊本県がやっている調査は護岸からどれぐらい先でやられているか、多分聞かれていると思うんですけれども、50メートルとか100メートルとか沖で水を取って、水に溶出しているのがないかどうかというのをはかっているんですよね。0.0005以下であればいいんだということでやっていますよね。だから、本当にそれでいいのかどうかということで、それは熊本県の調査ですから、もっと近いところで調査したらいいんじゃないですかというのが、私がさっきから言っていることなんです。これからはぜひ、これ質問にしませんから、検討していただきたい。再汚染させないということなんです。絶対再汚染しない、させない、これを肝に銘じて仕事を進めていただきたいというふうに思います。

それから、市長言われたようにこの工事で改めて、拡散等がなければいいんですけれども、ないことを願いたいと思いますけれども、それをないようにするには万全の体制が要るんだということで今申し上げました。改めて検討していただいて、絶対起きないようにするというので、対応を考えていただきたいと思います。その上で、3回目の質問に入ります。

太陽光発電所のところについてはJNCに問い合わせたところ、趣旨が何なのかよくわからないからお答えできないということを答弁いただきましたけれども、八幡プール群の護岸については、もう御承知のように岩壁が外に向かって膨れている、あるいは割れている、護岸がずれている。僕はきのうも夕方あそこを歩いてきましたけれども、こういうのを確認してきました。

つまり、内容物が重力、下に向くと同時に外に向かって働く力があって、土木用語ではいわゆるすべりと言うらしいんですけれども、このすべりの力で擁壁が破損しているんですよね。これ

はもう私が改めて言うまでもないと思いますけれども。

それで、今回質問しているのは、旧来からあるカーバイド残渣でできたその上に太陽光発電設置のために山土等が入れられて地ならしがされて、土が敷かれている。こういうところを面積が幾らですかというふうに実は聞いたんですよ。

それで、多分、今御答弁なさったこともあるだろうなと思って、独自に調べてみました。この面積は、八幡第2プールと言いますが、最高裁判所が有罪判決を下した判決文の中にも面積の値が出ていました。面積は14万平方メートルです。14万平方メートルのうち、一部分は産業団地に売却されていますから、概略10万平方メートルある。その上に3メートルの土が乗っているとしたら、どうなるか。10万のルート、平方根を出しました、316です。316×316×3は、29万9,568立米になります。1立米、水の重さでするのか、それとも土の重さはそれよりも重いので、水より重いということで、1立米180キロというふうに計算すると、何とキログラムで出しますと5,392万2,240キログラム。トンに直すと、5万3,922トンの重量が八幡第2プールの約10万平米のところに乗っているということになるんです。それは重力の方向にも働くし、すべりとして擁壁にも働くと、土木工学では常識ですよ。

これを踏まえた上で、実は頑強な擁壁をつくらなきゃいけないので、ここについては費用もかかるので、チッソの以前の社長は費用の一部を負担しなければいけないですかねということをお前市長らに言っておられたというふうに聞いております。高岡市長もこういう話は聞いておられると思いますけれども、このようなことがあったとしても、それでも市長はチッソには負担を求めないというお考えでしょうか。これが1点目です。

2点目いきます。

私どもがとったアンケートのことは先ほど申し上げました。この中での声を紹介しますと、今回の工事についてチッソに負担を求めるべきと回答された方が67%です。具体的な声はどんなのがあったか。チッソがあったから今の水俣があるのはわかるが、負担を求めるべき。有害物質が入ってるものを排出し続けたのです。それを加味すれば当然だと思います。問題のない市有地であればよいのですが、残渣物置き場所。必ずいろいろと物議が起こってくると思います。水俣が美しく暮らしやすいところになることに協力はしますが、今回は負担が大きい。このように私どもがいただいたアンケートでは声が返ってきています。これについて、市長はどうお考えですか。

3点目、今年度の予算で前年比で総額でも十数億ふえているんですけども、基金からの繰り入れが6億円ぐらいふえまして、起債が9億円ふえています。このうち約2億8,000万円については、新庁舎関係の起債で、これは国から大部分が補助されることになりますので、それを除いたとしても大きな起債になっています。

一方で、市民生活に密着する道路補修費だとか河川補修費などは軒並み減額になっています。

1億円を超える金額で減額になっています。河口臨海部の工事でチツソに負担を求めれば、市民生活に密着する事業の予算も確保できます。そして何よりもこの事業では市民に24億円の借金をさせる計画ですから、これが少なくなるというふうに思いますけれども、このような財政方針を持つべきではないかと思えますけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

以上、3点です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

1番目の御質問と3番目の御質問はかぶる部分があるのかなというふうに思っておりますけれども、1番目のチツソに負担を求めないのかという御質問でございますけれども、今おっしゃられている太陽光の設備が設置をしてあるところがどれだけの重量がかかっているかということは私どものほうでは把握はしておりませんが、事業者のほうからは、その設置に当たっては十分に影響を考慮して安全な設置をしてあるということは確認しております。

それから、同じく③の財政が非常に厳しい中で、チツソにも負担を求めるべきではないのかということもあわせて御質問だったかと思しますので、本来のこの事業、もう前から申し上げておりますとおり、この事業自体が経済振興、それから水産振興ということが事業目的で、前市長時代からそういう方針で進められてきております。それにのっとりまして、この事業を進めておりますので、負担を求めるということは考えておりません。

それから、2番目の御質問で、アンケートにもそういった形で野中議員がアンケートをとられた中で、そういう意見が多かったということでございますけれども、どういう範囲でこういったアンケートをとられたのかという、その詳細を私もお聞きしておりませんので、これに関しましては何ともお答えしようがないところでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、文化会館空調設備更新工事について答弁を求めます。

関総務部長。

（総務部長 関洋一君登壇）

○総務部長（関 洋一君） 次に、文化会館空調設備更新工事について、順次お答えいたします。

まず、12月議会において、JV代表者は、代表者となった企業そのものであり、代表会社の代表取締役等の個人を指すものではないと何人もの議員が主張し、市長もそのように答弁した。では、9月議会の場合の契約相手とその業務執行者は誰になるかとの御質問にお答えします。

まず、平成30年9月議会に提出した水俣市文化会館空調設備改修工事（機械設備）請負契約における契約の相手は、飯塚・興南建設工事共同企業体の構成員である飯塚電機工業株式会社及び興南電気株式会社であります。ただし、JVが建設工事の完成という目的を達成するために、常

に全構成員の名義を示すことは、実務上煩雑となるため、当JVを代表する代表者を設けることができます。よって、業務執行者は誰になるかとの御質問につきましては、建設工事共同企業体協定に基づき選任された飯塚電機工業株式会社となります。

次に、12月議会において、市長はこの議案でのJV代表者は代表企業そのものであると答弁されている。では、なぜ水俣営業所長の松本ふく美氏で仮契約を締結されたのかとの御質問にお答えします。

水俣市文化会館空調設備改修工事（機械設備）請負契約については、JVの全ての構成員の代理人に当たる飯塚電機工業株式会社が代表者です。飯塚電機工業株式会社については、契約締結に係る権限を代表取締役から水俣営業所所長に委任していることから、当時の水俣営業所所長が記名押印を行ったものでございます。

次に、政治倫理に関して最高裁判所第三小法廷は、平成26年に判決を出している。判決理由の4章はどのように述べているかとの御質問にお答えします。

議員御質問の判決につきましては、広島県府中市の市議会議員が、府中市議会議員政治倫理条例の議員の2親等以内の親族が経営する企業は、市の工事等の請負契約等を辞退しなければならず、当該議員は当該企業の辞退届を徴して提出するよう努めなければならない旨を定める部分は、議員の議員活動の自由や企業の経済活動の自由を侵害するものであって違憲無効であり、同条例第4条第3項違反を理由としてされた審査請求等の一連の手続は違法であるなどと主張して、市に対して国家賠償法に基づき、慰謝料等の支払いを求めた損害賠償請求事件に係るものであります。

平成26年5月27日に最高裁判所第三小法廷において、原判決中、市が敗訴した部分を破棄し、最高裁判所に差し戻す判決が出されております。

その判決理由の概要を申し上げますと、本件条例は、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより議員の政治倫理の確立を主権者たる市民に宣言し、もって市民に信頼される清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とし、議員は、市民全体の奉仕者として、みずからの役割を深く自覚し、市民に対し、常に政治倫理に関する高潔性を示すよう努めるとともに、その使命の達成に努めなければならないと定めており、これらの本件条例の趣旨及び目的や本件条例第4条第1項及び第3項の文言等に鑑みると、本件規定による2親等規制の目的は、議員の職務執行の公正の確保、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止、議会の公正な運営と市政に対する市民の信頼を確保することと解され、このような規制の目的は正当なものといえることができる。

本件規定による2親等規制は、上記の目的に従い、議員の当該企業の経営への実質的な関与の有無等を問うことなく、市の工事等の請負契約等の相手方が2親等内親族企業であるという基準

をもって、当該議員に対し、当該企業の辞退届を徴して提出するよう努める義務を課すものであるが、議員が実質的に経営する企業であるのにその経営者を名目上2親等以内の親族とするなどして地方自治法第92条の2の規制の潜脱が行われるおそれや議員が2親等以内の親族のために当該親族が経営する企業に特別の便宜を図るなどして議員の職務執行の公正が害されるおそれがあることは否定しがたく、また2親等内親族企業が市の工事等を受注することは、それ自体が議員の職務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くものと言える。そして、議員の当該企業の経営への実質的な関与の有無等の事情は、外部の第三者において容易に把握し得るものではなく、そのような事実関係の立証や認定は困難を伴い、これを行ない得ないことも想定されることから、仮に上記のような事情のみを要件とすると、その規制の目的を実現し得ない結果を招来することになりかねないとされております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 丁寧に答弁していただきまして、ありがとうございました。

それで、質問に入る前にこの件での流れを経過をちょっと振り返りたいと思います。

去年の9月議会において、本会議での幾つかの賛成討論を議事録から見ました。1つは、行政の担当者に厚生文教常任委員会に来てもらって説明を受け、契約の相手となる共同企業体の代表会社になる飯塚電機工業株式会社水保営業所とは、これまでもいろいろな契約手続をなされている。政治倫理条例の認識をしており、そういった中で特に問題はないとして、契約締結、そして実施行為までなされていると説明を受けた。

もう一つ、今回の工事請負契約は、飯塚・興南建設工事共同企業体との締結であり、その共同企業体の代表として飯塚電機工業株式会社水保営業所長松本ふく美氏様となっております。

もう一つ、一般的に企業の役員かどうかは、企業の定款などから判断されるべきである。これが9月議会での本会議場での発言であります。

次に、12月議会での一般質問ではどういう議論があったか。弁護士の意見を聞いたが、JVの企業の代表者は個人ではなく、飯塚電機工業株式会社である。よって、政治倫理条例が言う議員の配偶者が役員をしている企業には該当しない。よって、条例違反には該当しないと言われたと。

2つ、代表者は、共同企業体の構成員から選出される必要がある。なお、代表者とは、代表となった企業そのものであり、代表会社の代表取締役など個人を指すものではない。この記載でも明らかなおとおり、代表者とは代表となった企業そのものであって、代表取締役でもなく、ましてや企業の営業所長が代表者になることは理論的にはあり得ない。

そして、市長はどのようにおっしゃったか。9月議会の議案説明では、議第79号、工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市文化会館空調設備改修工事請負契約の締結について、本案のように提案するものでありますとだけ述べられております。

そして12月議会の答弁では、本工事の建設工事共同企業体協定書第6条における代表者は、代表企業である飯塚電機工業株式会社を指しており、個人を指すものではない。本工事契約手続については、議員または議員の配偶者もしくは2親等以内の親族が役員をしている企業及び議員が実質的に経営に携わる企業は存在しておらず、条例には抵触しない認識で契約手続を行ったというのが9月議会、12月議会の流れなんです。

9月議会でおっしゃっていることと12月議会でおっしゃっていることが違ってきているというのがよくわかると思います。

そこで、時間がありませんので2つ目の質問をします。

1つ、答弁では業務執行者は法人である飯塚電機工業株式会社である。そして代表である飯塚電機において契約締結の権限を代表取締役から水俣営業所長に委任されているという答弁でした。

1点目、まず人が介在し、行為をしない委任や契約締結があると考えるか。

2点目、委任状には飯塚電機の代表取締役で名前も書いてありますが、どなたですか。そして委任を受けた人の名前は何と書いてありますか。

2点目、9月議会での提出された議第79号議案では、契約の相手方として代表者の欄に飯塚電機工業水俣営業所長松本ふく美と記載してあり、また委員会でも、委員会というのは厚生文教常任委員会での教育委員会の説明や財政課の説明も同じように説明されました。そして、私たち委員会終了後に情報公開条例で建設工事共同企業体協定書の写しを取得しましたけれども、その中にも代表者は松本ふく美氏となっていました。さらに、本会議での議員の賛成討論でも今回の工事請負契約は飯塚・興南建設工事共同企業体との締結であり、その共同企業体の代表として飯塚電機工業株式会社水俣営業所長松本ふく美と発言されております。まさにこの工事請負契約を代表する扱いになっていました。

市長は9月議会では、代表者は共同企業体の構成員から選出する必要があり、また代表者とは代表となった企業そのものであり、代表会社の代表取締役など個人を指すものではないことは知らなかったのでしょうか。わかりますか、言っている意味は。

3点目いきます。

提出された議案、委員会での説明、協定書でも疑いようがなく、代表は松本氏であると書いてあれば、反対した議員だけではなく、誰が見てもその人を代表と思うのが普通ではないでしょうか。これが3番目です。

4番目です。

12月議会では、代表者とは、代表企業そのものであって、代表取締役でもないと言われた議員もおられた。市長も企業そのものと答弁されています。

一方、今回の答弁では、代表企業は飯塚電機であり、業務執行者も飯塚電機であると答弁をされ、そして契約の権限を代表取締役から水俣営業所長に委任している。だから、当時の水俣営業所長の記名と押印があると答弁されています。今回の答弁と12月議会での発言は整合性がとれますか。

以上、4点です。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時22分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

答弁を求めます。

関総務部長。

○総務部長（関 洋一君） 4点ございまして、私、最初の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、契約締結等についてですが、人が介在し、行為をしない委任や契約締結はないものと考えます。

次に、2点目の委任状についてですが、飯塚電機工業株式会社の代表取締役は松尾修一氏です。委任を受けた人の名前は当時の水俣営業所所長松本ふく美氏です。

以上です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

先ほど野中議員のほうから御説明がありました、その9月議会と12月議会での私の答弁が違っているということは、ちょっと私、中身がちょっとよく理解ができないんですけど、私は9月と12月の答弁で違った答弁をしたという記憶がないんですが、ちょっとその辺がどうなのかということなんですけれども、ちょっとそこを踏まえまして、答弁をさせていただきます。

まず、2点目の質問の中で、その代表会社の取締役が個人を指すものではないということを知らなかったのかという御質問でございましたけれども、9月議会の討論につきましては、私とその討論について意見を申し上げる立場にはありませんけれども、契約の締結に関して委任状に基づいて水俣営業所長に委任されていることから、当時の水俣営業所長により記名、押印が行われております。

しかし、共同企業体の代表者は代表となった企業そのものであるとの認識は変わりはありません。

せん。

それから、3番目の質問ですけれども、代表者が営業所長というふうに書いてあれば、その人を代表と考えるのが普通でないかという御質問かと思えます。

契約は実態的に判断をされるべきものであるというふうに思います。記載された文言のみをもって判断されるべき性格のものではないと考えますので、今回の場合、共同企業体は民法上の組合であることに争いはないところでありまして、代表企業から契約締結に係る権限の委任を受けた受任者として記名、押印をした人をもって代表と考えることはないものと考えております。

それから、4点目の先ほども申しあげました12月議会で私が代表者は企業そのものだと答弁をしているけれども、9月議会との整合性がとれないのではないかというふうな御質問であったかと思えますけど、先ほども申しあげましたように、私は答弁は変わっているという記憶はちょっとございません。

そういった中で、ここで言う代表者とは代表企業そのものでありまして、ここには当然、実態がある人間、自然人が記名、押印をすることというふうになります。代表権を有する代表取締役から契約締結に係る権限の委任を受けた受任者として記名、押印をしたものでありまして、整合性は確保されているものと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 今言われた説明は12月議会以降なんですよ、わかりますか。僕も読みましたよ、ジョイントベンチャー何とか解説という財政課でお持ちでした。それを読ませてもらいました。

確かにジョイントベンチャーのときに、平成14年まではこんなことなかったんだそうですけれども、14年にこういうようなことがあったんだそうですよ。

代表取締役が自分の権限としていろんな契約だとかをしてしまっただけで、企業体全体の利益を損なうことがあったということがあって、平成14年以降は企業にして、代表取締役個人のものではないというやり方に変えたというのがそれにも書いてあるんです。

それはですから、12月以降の話なんですよ。だって財政課がそもそも本を仕入れられたのは去年の12月14日ですから、その前は御存じなかったんですよ。だから、去年の9月議会での委員会とか議案のところではどう説明されたかという、代表は松本さんですということを延々と言われたんですよ、さっき言ったとおり。だから、そのときに議会で質問されたこと等と今おっしゃっていることが違うんですよ。これはもう指摘だけにしておきます。

あと時間がないので、最後の質問をします。

1点目、今の論理ですよ。ジョイントベンチャーの代表者は、ジョイントベンチャーを代表する企業であるから、代表した企業の役員は水俣市政治倫理条例の第5条1項の役員ではないとい

うふうにすれば、ジョイントベンチャーへの発注工事はこの条例は適用されないということになるんじゃないんですか。これが1点目です。

自治体がつくる条例は、国にとっての法律と一緒にですから、適用にならない事態をつくり出すということが本当にいいのかどうかというのは改めて考えなきゃいけないことだろうと思います。

2点目言います。

詳しく部長に紹介してもらったように最高裁判所の判決は政治倫理条例での2親等規定は合憲としているというのが第1点ですね。

要するに、議員の当該企業の経営の実質的な関与の有無等の事情は、外部の第三者において容易に把握し得るものではなく、そのような事実関係の立証や認定は困難を伴う。これを行い得ないことも想定されることを理由の一つとして、2親等以内の親族等が経営する企業に市の工事等への請負契約を辞退するよう求めた市議会議員政治倫理条例は、議員の職務執行の公平さに対する市民の疑念や不信を招くような行為の防止を図り、もって議会の公平な運営と市政に対する市民の信頼を確保するという規制目的に照らしても必要かつ合理的と最高裁は言っているんです。さっきの答弁のとおりです。

この判決以降については、今回の事例も含めて市長はジョイントベンチャーなり、あるいは個別契約の契約がどうすべきであったかということを確認にしていく、あるいは市政の執行に当たっては条例や最高裁判決を厳密に検討して業務を進める、そういう執行をされるべきではないかというふうに思いますけれども、これついていかがですか、2点です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

この条例に関しまして、その適用されないような事態をつくっていいのかという御質問が1点目かというふうに思っております。

その適用されない事態をつくっていいのかというのが、ちょっと私が中身をよく理解できないといえますか、例えば、よく野中議員言われる国で言う法律であったり、自治体であれば条例というふうによく言われるんですけれども、法律であってもその法律に抵触しなければ、その法律の何ら適用されるには及ばないというふうに思っておりますし、条例も同じではないのかなという理解を今のところ私はしております。

要は、条例が適用されないということはそういう何らかその条例に抵触をするのであれば、その条例の適用にはなるんでしょうけれども、それがないということは、当然適用されない事態というのは存在するのではないかというふうな私の判断でございます。

そういった中で、この水俣市の政治倫理条例というのは、平成23年に当時の議会改革特別委員

会の委員長名で提案をされておりました、可決制定された条例でございます。当然、私もそのとき市議会議員をしておりました。野中議員もそのとき委員の中におられたというふうに記憶をしておるんですけども、これは今回の最高裁判決の趣旨と私は合致するものというふうには考えております。

また、野中議員がおっしゃるように、もしそれが適用されないような事態をつくってはいけないということであるならば、私が口を差し挟む立場ではございませんけれども、それは議会のほうでそういった条例を見直すとか、そういったことをきちっと議論をしていただければよろしいのかなというふうに、これは私が先ほど申し上げましたように言うべきことではないんですけども、議会のほうでつくっていただいた条例ですので、そういったものも今後議論されることも必要なのかなというふうに考えております。

それから、2つ目の質問ですけども、この事例も含めまして、私がどうすべきか、どうすべきだったか明確にしなければいけないのではないかという御質問であったかと思っておりますので、これにつきましても、本市におきましてもこれまでも法令、条例等に基づいて適正な事務の執行に努めてまいったところでありまして、引き続き今後も適正にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） ちょっと時計とめて。

午前11時33分 休憩

午前11時35分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

以上で野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時44分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第1号 旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、議第1号旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第3 議第2号 水俣市健康づくり条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第3、議第2号水俣市健康づくり条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第4 議第3号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第4、議第3号水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第5 議第4号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第5、議第4号水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第5号 水俣市森林経営管理基金条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第6、議第5号水俣市森林経営管理基金条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第6号 水俣市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第7、議第6号水俣市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第7号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第8、議第7号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第8号 水俣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第9、議第8号水俣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第9号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第10、議第9号水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第10号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第11、議第10号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第11号 平成31年度水俣市一般会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第12、議第11号平成31年度水俣市一般会計予算を議題とします。

まず、歳出から款ごとに行いますので、質疑に当たっては予算説明書のページを明示し、具体的をお願いします。

それでは予算説明書48ページから50ページ、第1款議会費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

50ページから80ページまで、第2款総務費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

81ページから96ページまで、第3款民生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

97ページから116ページまで、第4款衛生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

116ページから130ページまで、第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

130ページから137ページまで、第6款商工費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

137ページから152ページまで、第7款土木費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

153ページから156ページまで、第8款消防費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

156ページから182ページまで、第9款教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

182ページから184ページまで、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わり、次に、歳入について質疑を行います。

12ページから17ページまで、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金、第7款自動車取得税交付金、第8款環境性能割交付金について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

18ページから23ページまで、第9款地方特例交付金、第10款地方交付税、第11款交通安全対策特別交付金、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

23ページから33ページまで、第14款国庫支出金、第15款県支出金について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

33ページから47ページまで、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

ただいま質疑を終わりました歳入歳出予算を除くその他の事項について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

これで議第11号平成31年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

日程第13 議第12号 平成31年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第13、議第12号平成31年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第13号 平成31年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第14、議第13号平成31年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第14号 平成31年度水俣市介護保険特別会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第15、議第14号平成31年度水俣市介護保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第15号 平成31年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第16、議第15号平成31年度水俣市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第16号 平成31年度水俣市病院事業会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第17、議第16号平成31年度水俣市病院事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第18 議第17号 平成31年度水俣市水道事業会計予算

○議長(福田 斉君) 日程第18、議第17号平成31年度水俣市水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第19 議第24号 第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定について

○議長(福田 斉君) 日程第19、議第24号第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第20 議第25号 指定管理者の指定について(水俣市ふれあいセンター)

日程第21 議第26号 指定管理者の指定について(水俣市ワークプラザ)

日程第22 議第27号 指定管理者の指定について(みなまた環境テクノセンター)

日程第23 議第28号 指定管理者の指定について(湯の鶴観光物産館)

日程第24 議第29号 指定管理者の指定について(水俣市湯の鶴温泉保健センター)

日程第25 議第30号 指定管理者の指定について(みなまた観光物産館まつぼっくり)

日程第26 議第31号 指定管理者の指定について(湯の児フィッシングパーク)

日程第27 議第32号 指定管理者の指定について(水俣市立総合体育館(南部館))

○議長(福田 斉君) 日程第20、議第25号指定管理者の指定についてから、日程第27、議第32号指定管理者の指定についてまで、8件を一括して議題とします。

本8件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第28 議第33号 市道の路線認定について

○議長（福田 斉君） 日程第28、議第33号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第29 議第35号 水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第30 議第36号 工事請負契約の締結について

○議長（福田 斉君） 日程第29、議第35号水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第30、議第36号工事請負契約の締結について、以上2件を一括して議題とします。

議第35号

水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年3月6日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市部設置条例の一部を改正する条例

水俣市部設置条例（昭和34年告示第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 総務企画部

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第3条を次のように改める。

（事務分掌）

第3条 部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 総務企画部

- ア 秘書及び渉外に関すること。
- イ 市政の総合的な企画、推進及び調整に関すること。
- ウ 国際交流及び国際協力に関すること。
- エ 消防及び防災に関すること。
- オ 重要施策の推進に関すること。
- カ 広報及び公聴に関すること。
- キ 情報化の推進及び情報の管理に関すること。
- ク 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- ケ 市議会に関すること。
- コ 公印、例規及び文書に関すること。
- サ 人権に関すること。
- シ 男女共同参画に関すること。
- ス 広域行政に関すること。
- セ 統計調査に関すること。
- ソ 予算、財産その他財務に関すること。
- タ 入札及び契約に関すること。

- チ 財産の取得、管理及び処分に関する事
- ツ 市税に関する事
- テ 他の部の所管に属さない事項に関する事

(2) 福祉環境部

- ア 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事
- イ 国民健康保険に関する事
- ウ 国民年金に関する事
- エ 高齢者の医療に関する事
- オ 防犯、交通安全その他市民生活に関する事
- カ 環境保全及び環境衛生に関する事
- キ 環境政策に関する事
- ク 水俣病に関する事
- ケ 保健及び健康増進に関する事
- コ 介護保険に関する事
- サ 社会福祉に関する事
- シ 子育て支援に関する事

(3) 産業建設部

- ア 観光及び交流促進に関する事
- イ 商工業に関する事
- ウ 企業誘致に関する事
- エ 経済対策に関する事
- オ 雇用及び労働に関する事
- カ 農林水産業に関する事
- キ 土地改良に関する事
- ク 道路、河川、港湾その他土木に関する事
- ケ 都市計画に関する事
- コ 建築及び住宅に関する事
- サ 公園に関する事
- シ 下水道に関する事

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(水俣市役所支所設置条例の一部改正)
- 2 水俣市役所支所設置条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。
第3条中「総務部」を「総務企画部」に改める。
(水俣市防災会議条例の一部改正)
- 3 水俣市防災会議条例(昭和38年告示第8号)の一部を次のように改正する。
第5条中「総合政策部危機管理防災課」を「総務企画部」に改める。
(水俣市総合計画策定審議会条例の一部改正)
- 4 水俣市総合計画策定審議会条例(昭和45年条例第20号)の一部を次のように改正する。
第7条中「総合政策部政策推進課」を「総務企画部」に改める。
(水俣市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 5 水俣市特別職報酬等審議会条例(昭和46年条例第24号)の一部を次のように改正する。
第6条中「総務部総務課」を「総務企画部」に改める。
(水俣市情報公開等審査会条例の一部改正)

- 6 水俣市情報公開等審査会条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。
第11条中「総務部総務課」を「総務企画部」に改める。
（水俣市行財政改革推進委員会条例の一部改正）
- 7 水俣市行財政改革推進委員会条例（平成14年条例第29号）の一部を次のように改正する。
第6条中「総務部総務課」を「総務企画部」に改める。
（水俣市男女共同参画まちづくり条例の一部改正）
- 8 水俣市男女共同参画まちづくり条例（平成17年条例第35号）の一部を次のように改正する。
第26条中「総務部総務課」を「総務企画部」に改める。
（水俣市奨学金貸付条例の一部改正）
- 9 水俣市奨学金貸付条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。
第6条第2項第5号を次のように改める。
（5） 総務企画部長
（水俣市退職手当審査会条例の一部改正）
- 10 水俣市退職手当審査会条例（平成21年条例第39号）の一部を次のように改正する。
第6条中「総務部総務課」を「総務企画部」に改める。
（水俣市いじめ調査委員会設置条例の一部改正）
- 11 水俣市いじめ調査委員会設置条例（平成27年条例第24号）の一部を次のように改正する。
第10条中「総務部総務課」を「総務企画部」に改める。
（水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部改正）
- 12 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例（平成27年条例第35号）の一部を次のように改正する。
第3条中「総合政策部」を「総務企画部」に改める。
（水俣市行政不服審査会条例の一部改正）
- 13 水俣市行政不服審査会条例（平成28年条例第5号）の一部を次のように改正する。
第7条中「総務部」を「総務企画部」に改める。

（提案理由）

効率的な行政運用を目指し組織の見直しを図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第36号

工事請負契約の締結について

市庁舎（本館・別館）解体等工事について、次のように請負契約を締結することとする。

平成31年3月6日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 工事名
市庁舎（本館・別館）解体等工事
- 2 工事内容
建物及び外構解体、建物基礎杭撤去等
- 3 工事場所
水俣市陣内1丁目1番1号地内
- 4 工期
平成31年4月1日から平成31年12月27日まで
- 5 契約金額
163,620,000円

6 契約の相手方
坂田・坂口・久環特定建設工事共同企業体
(代表者)

住 所 熊本県水俣市丸島町1丁目1番18号

商号又は名称 坂田建設株式会社

代 表 者 名 代表取締役 坂田 信介

7 契約の方法
条件付一般競争入札(事前審査型)

(提案理由)

市庁舎(本館・別館)解体等工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

○議長(福田 斉君) 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第35号水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、効率的な行政運用を目指し組織の見直しを図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第36号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、市庁舎本館・別館解体等工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第35号及び議第36号について、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(福田 斉君) 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前11時54分 休憩

午前11時54分 開議

○議長(福田 斉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第35号水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議第36号工事請負契約の締結について、以上2件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第1号から議第36号までの議案29件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長(福田 斉君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、14日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、13日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時55分 散会

平成31年3月14日

平成31年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

表 決

平成31年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成31年3月14日（木曜日）

午前10時2分 開議

午前11時39分 閉会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（松 尾 裕 二 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福祉環境部長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総合政策部次長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）
総合政策部政策推進課長（設 楽 聡 君）	総 務 部 財 政 課 長（梅 下 俊 克 君）

○議事日程 第4号

平成31年3月14日 午前10時開議

- 第1 議第1号 旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第2号 水俣市健康づくり条例の制定について
- 第3 議第3号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第4号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第5号 水俣市森林経営管理基金条例の制定について
- 第6 議第6号 水俣市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 第7 議第7号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第8号 水俣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第9号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第10号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第11号 平成31年度水俣市一般会計予算
- 第12 議第12号 平成31年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第13 議第13号 平成31年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第14 議第14号 平成31年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第15 議第15号 平成31年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第16 議第16号 平成31年度水俣市病院事業会計予算
- 第17 議第17号 平成31年度水俣市水道事業会計予算
- 第18 議第24号 第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定について
- 第19 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 第20 議第26号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第21 議第27号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第22 議第28号 指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）
- 第23 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第24 議第30号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第25 議第31号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第26 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））

- 第27 議第33号 市道の路線認定について
第28 議第35号 水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
第29 議第36号 工事請負契約の締結について
第30 陳第1号 消費税10%増税中止を求める意見書提出についての陳情について
第31 陳第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について
第32 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第1号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度及び、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

- 第33 議第37号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時2分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、議会運営委員会発議の条例案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

- 日程第1 議第1号 旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議第2号 水俣市健康づくり条例の制定について
- 日程第3 議第3号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第4号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第5号 水俣市森林経営管理基金条例の制定について
- 日程第6 議第6号 水俣市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議第7号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第8号 水俣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第9号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第10号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第11号 平成31年度水俣市一般会計予算
- 日程第12 議第12号 平成31年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第13 議第13号 平成31年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議第14号 平成31年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第15 議第15号 平成31年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議第16号 平成31年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第17 議第17号 平成31年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第18 議第24号 第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定について
- 日程第19 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 日程第20 議第26号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第21 議第27号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第22 議第28号 指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）
- 日程第23 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第24 議第30号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第25 議第31号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 日程第26 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））
- 日程第27 議第33号 市道の路線認定について

日程第28 議第35号 水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第29 議第36号 工事請負契約の締結について

日程第30 陳第1号 消費税10%増税中止を求める意見書提出についての陳情について

日程第31 陳第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について

○議長（福田 斉君） 日程第1、議第1号旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第31、陳第4号所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情についてまで、31件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長田口憲雄議員。

（総務産業委員長 田口憲雄君登壇）

○総務産業委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

まず、議第1号旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市代替バス通学生交通費助成条例が平成31年3月31日をもって失効することから、水俣市高等学校等通学生交通用具助成要綱を制定し、新たな助成措置を実施するとともに、基金の名称を変更するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第4号水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市産業支援サービス業等立地促進補助金の創設に伴い、本条例における雇用促進奨励金を重複して交付しないものとするため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、対象となる施設についてただしたのに対し、インターネットを使って情報処理等を行う事業者、ゲームメーカー、コールセンター等の施設のほか、他社の経理部門を請け負う事業者等の施設が対象となるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号水俣市森林経営管理基金条例の制定について申し上げます。

本案は、森林経営管理法が平成31年4月1日から施行されることに伴い、森林経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進を図ることを目的として、水俣市森林経営管理基金を設置し、基金の管理及び運営等を円滑かつ効率的に行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号水俣市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、地方分権一括法による、河川法の改正に伴い、準用河川の管理上必要とされる技術的基準を定めるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地5号棟の建設による住宅の供用開始及び牧ノ内団地、丸島団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号水俣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律等の施行及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う条文の整備等を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、労働基準法の改正による時間外労働の上限規制に対応するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、県内他自治体の同職種の報酬額の状況を踏まえて報酬額を改定するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、特別支援教育支援員及び外国語活動支援員の他市との報酬額の比較についてただしたのに対し、業務内容や勤務状況の違いはあるが、それらを考慮しても、低い状況であるとの

答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号平成31年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものとしては、第2款総務費に、市庁舎建替事業、地方バス路線維持対策事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、第5款農林水産業費に、漁港施設維持管理費、市町村営林道開設事業、中山間地域等直接支払事業、第6款商工費に、水俣川河口臨海部振興構想事業、プレミアム商品券発行事業、商工業資金貸付・出資事業、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、公営住宅整備事業、牧ノ内・大迫線道路改良事業、第8款消防費に、消防に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、消防団装備等整備事業などを計上している。

これらの財源として、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

このほか、債務負担行為として、複写機・プリンター複合機借上料ほか8件を計上している。

また、地方債として、過疎対策事業ほか9件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、災害対応工程管理システム委託料の内容についてただしたのに対し、熊本県が開発し、平成31年度から導入するシステムであり、県内自治体において、災害時の対応方法や対応基準等がすぐに確認でき、周辺自治体の対応状況等も確認できるものであるとの答弁がありました。

また、住宅・建築物耐震改修等事業補助金のうち、危険ブロック塀の撤去に対する補助金について、所有しているブロック塀が危険かどうかの判断方法についてただしたのに対し、危険ブロック塀の内容については、昨年の市報でも周知を行っているが、判断ができない場合は、市担当課や建築士会に相談いただければ、簡易な診断も行うことができるとの答弁がありました。

本案については討論があり、水俣川臨海部振興構想事業に係る渚造成整備護岸工事について、水俣川河口における貴重な漁業資源を守るため、また全体事業が30億円以上の事業であり、他の予算が削減されることで、市民生活にも影響してくると思われるため、できるだけ事業を縮小するか、もしくは埋め立てをやめてほしいとの理由で反対であるとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号平成31年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ9億8,368万9,000円を計上している。

歳出は、第1款公共下水道事業費、第2款公債費、第3款予備費を計上している。

第1款公共下水道事業費の主な事業として、梅戸分区34号雨水枝線工事、公共下水道公営企業会計システム導入委託料等を計上している。

これらの財源としては、第1款分担金及び負担金から第7款市債までの歳入をもって充当して

いる。

このほか、債務負担行為として、水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償ほか1件を計上している。

また、地方債として、公共下水道事業、過疎対策事業、地方公営企業災害復旧事業を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号平成31年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億7,700万7,000円、収益的支出に3億6,289万9,000円、資本的収入に2億935万円、資本的支出に4億2,463万7,000円を計上している。

資本的支出の主な内容については、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金を計上している。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、収益的収入の営業外収益において、太陽光発電余剰電力売電収益とあるが、発電能力は何キロワットであるかただしたのに対し、発電能力は100キロワットであり、第1水源地区内に平成24年3月に設置したものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第24号第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定について申し上げます。

本案は、第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定について、水俣市議会基本条例第7条の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回、これまでの環境のイメージよりも、経済優先となっているように思えるがどうかただしたのに対し、6つの基本目標があるが、いずれも重要な目標であるとの答弁がありました。

本件については討論があり、これまで環境が前面に出ていたが、今回環境の理念が薄れているように感じることや、水俣病を過去のこととして発信するという視点であること、また今救済を求めている方たちが実際にいることに対する視点がないことから、反対との討論があり、採決の結果、可否同数となり、委員長裁決により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議第27号から議第31号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

これらの議案は、みなまた環境テクノセンター、湯の鶴観光物産館、水俣市湯の鶴温泉保健セ

インター、みなまた観光物産館まつぼっくり、湯の尻フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第33号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、南九州西回り自動車道のインターチェンジとして水俣市袋に建設予定であります、仮称袋インターチェンジと国道3号までを接続するため、市道袋インター線として新設するものであり、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第35号水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、効率的な行政運用を目指し組織の見直しを図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、現在の総合政策部、総務部の2つの部を、以前と同様の総務企画部の1つに見直す理由についてただしたのに対し、第6次総合計画の策定業務が終了する予定であること、熊本地震による庁舎建て替えの業務が、実施設計の段階まで来ていることから、今後は1つの部で行政運営をすることが効率的であると考え、見直すものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第36号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、市庁舎本館・別館解体等工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第1号消費税10%増税中止を求める意見書提出についての陳情について申し上げます。

本陳情については、企業へのアンケート、国民の世論調査でも増税に反対が半分を上回っており、増税を強行して行うのは問題があるとの意見、また予算審査において、財源となっている国からの交付金等は、消費税を増税することを前提としているものもあり、増税に反対するのはおかしいとの意見が出されました。

なお、本件については討論があり、6割ほどの企業が景気が悪くなると言っており、自民党内

でも中には懸念の声が出ているため、国へ意見書を提出することに賛成であるとの討論や、過去に増税が延長されたこともあり、増税がすでに決まっているということにこだわらず、現実を見て判断するべきであり、陳情に賛成との討論がありました。

採決の結果、可否同数となり、委員長裁決により、不採択とすべきものと決定しました。

最後に、平成29年6月から継続審査となっておりました陳第4号所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、白色申告の事情もわかるが、青色申告制度があり、制度の公正な利用という問題もあるとの意見や、一人一人の働き分をきちんと保証するというあり方に基づく法律を作ったうえで、新たにやり方を考えるべきであるとの意見が出されました。

本件については討論があり、すでにある青色申告制度の公正な利用という問題があることから、反対であるとの討論があり、採決の結果、可否同数となり、委員長裁決により、不採択とすべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、厚生文教委員長牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） 厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第2号水俣市健康づくり条例の制定について申し上げます。

本案は、本市の健康づくりの基本理念を定め、市民、行政、地域コミュニティ等が協働し、市民が生涯にわたり心身ともにいきいきと健康で暮らすことができる地域社会を目指すために、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、条例制定後、施策を進めるうえで、関係部署等との連携についての考えをただしたのに対し、本案については、水俣市健康づくり推進協議会において、スポーツ振興課等の関係部署、市民、各事業者等の方々に委員として幅広く参画いただき、策定したものである。

今後は、推進協議会の中で、いきいきみなまたヘルスプラン等の計画に基づき、毎年度、各種施策等の進捗管理を行っていく予定であるが、行政だけでなく、市民、各事業者等で連携し、一体となって施策を推進していきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第3号水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、助成対象者の年齢を引き上げるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号平成31年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

第3款民生費に、子どものための教育・保育給付負担金、自立支援給付費、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金、生活保護費、児童手当、老人福祉施設措置費、次世代育成支援施設整備事業、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、清掃施設管理運営費、し尿処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、子ども医療費助成事業、予防接種事業、第9款教育費に、小中学校空調設備整備事業、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、公立小中学校ICT整備事業、スクールバス運行事業、各種文化・スポーツ振興事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

このほか、債務負担行為として、戸籍電算システム保守委託料等を計上している。

また、地方債として、過疎対策事業等を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、放課後健全育成事業において、前年度より720万5,000円の増額予算となっている理由についてただしたのに対し、委託料の分になるが、国の示す単価の見直しや障がいのある児童の受け入れ加算分が増えた点が大きいとの答弁がありました。

また、学童クラブの受け入れの現状と今後の傾向についてただしたのに対し、市が管理している水俣第一小、水俣第二小、袋小においても、待機児童が出てきている状況にあり、今後どういったかたちで受け入れていくかが課題であるとの答弁がありました。

公立小中学校ICT整備事業について、平成31年度は、袋小、水俣第一中、水俣第二中等の校務用パソコン及びサーバー等の更新を行う計画であるとのことだが、次年度以降の計画はあるのかとただしたのに対し、更新については、平成31年度までの計画であり、いったんは終了となるとの答弁がありました。

なお、討論の前に、本件については、委員から子ども医療費の高校生まで無料化や小中学生の学校給食費の一部補助等の施策については、市民の要望に応えるものであり、前進である一方、市の予算全体で考えれば、将来的に財政調整基金の残高がほぼゼロに近づくような状況も予測されるため、課題もあるとの意見もありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号平成31年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ41億5,342万4,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款国民健康保険事業費納付金、第4

款共同事業拠出金、第5款保健事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款国民健康保険税、第4款県支出金、第6款繰入金などをもって充当している。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号平成31年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ4億1,303万1,000円を計上している。

歳出において、第1款総務費、第2款諸支出金を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第3款繰入金などをもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号平成31年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ36億2,526万6,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業などを計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金などをもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、前年度より地域密着型介護サービス給付費予算が8,847万円減額になり、施設介護サービス給付費予算が1億4,613万8,000円増額になっている理由についてただしたのに対し、まず、地域密着型介護サービス給付費については、平成30年度の決算を終えての分析予定となるが、一つは、認定者数と高齢者数の両方とも自然減により減ってきている点にある。また、新しい総合事業に移行して、今年度で2年目であるが、地域密着型のサービスを利用しないで済むように、介護予防の取り組みを重点的に行う中で、事業の対象者、参加者等も増える等、取り組みの成果が表れつつあり、減額の予算となっている。

一方、施設介護サービス給付費については、本市においては、超高齢化の流れが全国平均よりも早く進んでおり、今後も75歳以上の後期高齢者の方々が増える中、現状として、介護の重度化が進んでおり、前年度に比べ、増額予算となっているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号平成31年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に73億8,719万6,000円、収益的支出に73億7,891万7,000円、資本的収入に2億1,988万

5,000円、資本的支出に7億3,163万8,000円を計上している。

収益的収入の主な内容については、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上している。

収益的支出の主な内容については、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上している。

次に資本的支出の主な内容については、自動火災報知機設備等の建設工事費やセントラルモニタ等の固定資産購入費、企業債償還金及び公共債購入費等の投資を計上している。

このほか、企業債については、病院施設整備事業及び医療機械器具等整備事業それぞれの病院事業債及び過疎対策事業債を計上している。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、減債積立金等で補てんしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、病院経営について、以前よりも改善している点は、十分理解しているが、近年、多くの自治体の病院経営が大変になっている要因について、どのように考えているかとただしたのに対し、自治体病院は地域の基幹病院として、地域医療の確保のため、重要な役割を果たす一方、不採算医療も担っている。本市においても、へき地の診療所に取り組んでいるが、議案のとおり、赤字経営が続いている状況にある。今後、人口減が進んでいく中で、収入面はさらに厳しくなることが予測され、大変危惧するところであるが、今後も病院経営の改善、安定に向け、努力し取り組んでいきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第25号、議第26号及び議第32号の指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市ふれあいセンター、水俣市ワークプラザ、水俣市立総合体育館南部館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明がありました。

以上3件については、特に質疑、討論もなく採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成31年3月8日

総務産業常任委員長 田 口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第1号	旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第4号	水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第5号	水俣市森林経営管理基金条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第6号	水俣市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第7号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第8号	水俣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第9号	水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第10号	水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第11号	平成31年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	賛成多数
議第15号	平成31年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第17号	平成31年度水俣市水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第24号	第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定について	原案可決	可否同数 (委員長裁決)
議第27号	指定管理者の指定について(みなまた環境テクノセンター)	原案可決	全員賛成
議第28号	指定管理者の指定について(湯の鶴観光物産館)	原案可決	全員賛成
議第29号	指定管理者の指定について(水俣市湯の鶴温泉保健センター)	原案可決	全員賛成
議第30号	指定管理者の指定について(みなまた観光物産館まつぼっくり)	原案可決	全員賛成
議第31号	指定管理者の指定について(湯の児フィッシングパーク)	原案可決	全員賛成
議第33号	市道の路線認定について	原案可決	全員賛成
議第35号	水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第36号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成
陳第1号	消費税10%増税中止を求める意見書提出についての陳情について	不採択	可否同数 (委員長裁決)
陳第4号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について	不採択	可否同数 (委員長裁決)

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成31年3月8日

厚生文教常任委員長 牧下 恭之

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第2号	水俣市健康づくり条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第3号	水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第11号	平成31年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第12号	平成31年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	全員賛成

議第13号	平成31年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第14号	平成31年度水俣市介護保険特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第16号	平成31年度水俣市病院事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第25号	指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）	原案可決	全員賛成
議第26号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）	原案可決	全員賛成
議第32号	指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

桑原一知議員、藤本壽子議員及び野中重男議員から議第11号について、小路貴紀議員及び塩崎達朗議員から議第24号について、高岡朱美議員から議第24号及び陳第4号について、谷口眞次議員から陳第1号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

私は、議第11号平成31年度水俣市一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

予算付託中、商工費予算、事業名、水俣川河口臨海部振興構想事業の3億440万円についてですが、説明書には臨海部の公有水面埋め立てに伴う、生態系に配慮した護岸の築造を実施するとありますが、内容は高速道路から排出された土砂による、護岸部の埋め立ての工事であります。

私は、この工事には大きくは2つの点で反対であります。

1点目は一般質問でも述べましたが、八幡プールの中身が流出しないように護岸を強固にする工事には賛成ですが、埋め立てをして産業振興をするという計画には整合性がないと考えております。埋め立てられる予定地には、カタクチイワシやハゼなどの稚魚が高密度に見つかっています。貴重な底生生物、さらに何十種類もの海藻も繁茂している。この漁業資源を埋め立てることが、真の意味の産業振興になるのでしょうか。産業とは誘致企業のためだけにあるのではない。

また、反対する2点目です。水俣市は無駄遣いをしているのではないかと思う点を述べます。平成30年10月作成の平成29年度水俣市財政事情において、今後の見通しについてこのように記述しています。これまで財政健全化に向けた取り組みによる歳出削減を図ってきた。しかしながら、歳入については自主財源の核となる地方税が景気の動向などにより左右されるため、地方交

付税や各種交付金といった外部的要因に依存する状況がこれからも続く見通しである。歳出においては、2020年までの退職者数が高水準で推移していく予定であり、人件費が今後も高止まりする状況。また、年々進行する高齢化などに伴う扶助費の増加に加え、熊本地震に伴う市庁舎立替事業や水俣川河口臨海部振興事業などの大型事業が複数列えていることから、公債費の金額が最も膨らむのが予想される2023年には、現在計画されている事業を実施していった場合、財政調整基金などの各種基金残高も枯渇することが予測され、財源不足が生じることが見込まれている。

今後は全ての事業について見直しを行い、急を要しない事業の先延ばしや、現状では必要性が乏しくなった事業を廃止、縮小するなど、これまで以上に歳出の削減に取り組み、財政健全化を図っていく必要があると今後の課題を述べている。ここで明らかに急を要することは何か。地震による被害のあった庁舎を建て替え、新たな災害に備えること。海辺においては、八幡プールの護岸を強固にし、災害に備えること。そのことが優先されることであり、まだ決まってもいない誘致企業のために、莫大な30億もの費用を使うことではないと思います。また、市民の生活に不可欠な予算にこそ使われるべきではないでしょうか。

以上、二点においてこの事業への予算には反対であります。

さらに私たち水俣市民が長い苦しみの中で目標としてきた環境モデル都市づくりの、その意味は、まだ残り続ける水銀を直視すること。市民を置き去りにしたり、自然を壊したりすることによって作りあげるべきではないと思います。真の環境モデル都市づくりのためにも、この事業の見直しを求めます。

以上、平成31年度水俣市一般会計予算に反対の立場で討論をいたしました。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 次に桑原一知議員。

○桑原一知君 真志会の桑原一知です。

私は、議第11号平成31年度水俣市一般会計予算に対し、賛成の立場から討論いたします。平成31年度予算は、市税や地方交付税など収入の低迷や、社会保障関係経費の増加が見込まれるほか、公共施設やインフラ施設の老朽化への対応などにより、必要とする投資的経費の確保が容易ならざる大変厳しい財政状況下で編成されたものと推察いたします。

このような財政状況の中、第6次水俣市総合計画のスタートを切る予算として、重点施策の実現に向け、あらゆる方策を講じ、新たな未来を切り開くまちづくりや未来の投資に向けた積極果敢な予算編成に取り組まれたことは、大いに評価するものであります。この予算には高岡市長の目指す「全ての世代に喜んでいただけるまちづくり」の実現に向けた強い決意が感じられ、編成に意を注がれた高岡市長並びに執行部の御苦勞には敬意を表するものであります。

特に、将来のまちづくりにつながる主要な施策に対して財源が重点的に配分されたことや、ス

スポーツキッズサポーター事業での今までにない斬新なアイデアでの基金創設など、高岡市長の思い描く水俣市の将来ビジョンの実現への着実な第一歩となることを期待するところであります。

今議会では、平成31年度事業や予算に対し、全員協議会や常任委員会、一般質問などで様々な検証を行ってまいりましたが、主な新規事業の中でも市内小中学校への空調設備の設置や小中学生の給食費の一部補助など、次世代を担う水俣の子供たちの支援と子育て世代が住みやすいまちづくりを目指すことは大変重要であると認識しております。

また、水俣インターチェンジの開通に伴い、水俣市にとっては挑戦の時だと感じています。新規事業の水俣SUPプロジェクトの磨き上げと水俣市の温泉、きれいな海、おいしい農水産物などを全国・世界にPRしていただき、また訪れたいと思っただけのような魅力ある水俣づくりに、変革を恐れず、確かな行動と実行力で挑んでいただきたいと思っております。

このほかの事業についても、「強い産業基盤づくり」「住み慣れた地域で生き生きと暮らせるまちづくり」「次代へつなぐ環境づくり」「安全で安心して暮らせる生活基盤づくり」「持続可能な行財政基盤づくり」など国や県の交付金や補助金などの関係からタイミングを逸してはならない事業もあり、適切な予算措置であると考えます。

また、反対された議員はこの議案が否決されれば安全で安心な市民生活の確保、子育て世代や子供たちの支援など、市民サービスの維持向上にも反対されることとなります。市民生活のことを考えれば、業務執行全てを停止させるのではなく、議案の修正案を提出するなど考えられなかったのか、極めて理解に苦しむ見解であります。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げます、賛成討論とさせていただきます。

○議長（福田 斉君） 次に野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

私は、議第11号に対し賛成討論をいたします。

今回の予算は水俣川河口臨海部振興構想でのチッソの負担を求めず、また市民団体からの十分な説明などの申し出があっている中での予算であること。さらに財政調整基金が、底に近づきつつある。あるいは起債が多く、将来負担が多くなるなどの課題を含んでいます。

一方で、今回の予算では18歳までの子どもの医療費の無料化やインフルエンザ予防接種では助成を18歳まで拡大し、小中学生の給食費の1,000円補助が入りました。これらは私たちも市民の根強い要望として要求してきたものであり、市民の要望が実現したものであるというふうに判断いたします。

よって、この第11号予算には賛成であります。以上です。

○議長（福田 斉君） 次に高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

私は議第24号第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定についてに反対の立場から討論を行います。

本計画は言うまでもなく、水俣市が今後どのような地域社会を目指すのか、そのビジョンを示す、大変重要なものです。

本市は世界に類を見ないメチル水銀公害によって、数千人の死亡者を含む数万人規模の健康被害が発生し、また市内外で起きた差別・偏見が地域社会を崩壊のふちに追い込むという未曾有の経験をした街です。

2010年に策定された第5次総合計画では、この特殊性といまだ未解決の課題がある現実を直視し、課題解決に向けた継続的な努力、これらの経験から得た教訓を生かしたまちづくりを政策の1番目に掲げています。

そして、その具体的事業として、健康被害を訴えながら長年救済されずに苦しんでいる市民がいる現実を踏まえ、被害者や被害者団体の要望を把握し、的確に国・県に伝えること、早期解決に向けた要望活動を行うことを挙げています。

さらに、水俣湾埋立地の安全対策についても、具体策の柱の一つとして位置づけ、熊本県に対する要望活動を挙げています。

これらの課題は、新たな計画策定期間となった現在も引き続き未解決です。いまだに被害者救済を求める裁判は続いており、市長も議会答弁でそのことを認めています。また、水俣湾埋立地の安全対策は年を追うごとに重要性が増しています。

しかるに、この度策定された第6次総合計画では、水俣病問題を基軸にした環境への取り組みは基本政策の4番目に後退、未救済被害者の問題については一切言及がありません。あるのは犠牲になった命への祈りと教訓を発信する取り組みについてののみです。水俣湾の安全対策も課題にすらなっていません。

企業の利益活動や国策によって引き起こされた甚大な被害の責任を限定的にし、残りほうやむやにして蓋をしてしまう。このような前例をつくれれば、同じような被害、同じような責任の取り方を、またどこかで繰り返すことになるやもしれません。

残された課題に正面から向き合い、解決に向けて最後まで真剣に取り組む姿を見せることこそが、将来を担う子供たちへの本当の意味での教訓発信、伝達であり、国際社会に対する貢献ではないでしょうか。

市長は選挙公約の中で、被害者と原因企業をつないでいく施策に取り組む、水俣病問題にしっかり対応すると述べておられます。その具体的取り組みは基本構想の中でどのように反映されているのでしょうか。救済を求めている被害者に対し、市として何の支援策も示されていない。そ

の存在すら言及されていない。このような現実を無視した計画案を受け入れることは到底できません。

以上の理由から、私は本計画案に反対であります。ほかの議員の皆様の賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（福田 斉君） 続けて陳第4号についてをお願いいたします。

○高岡朱美君 続けて、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の陳情に賛成の立場から討論いたします。

所得税法第56条は、事業主と生計を同じくする配偶者及び親族が事業に従事していても、対価の支払いは必要経費に算入しないことを規定したものです。同法は、戦後税制度が世帯単位課税から個人単位課税へと変更された時を同じくして、家族経営における租税回避行為を防止する目的で制定されました。つまり、税の基本的考え方に立てば通常認められる給与などの必要経費への算入を、生計を同じくする親族に対する支払いに限って部分的にしか認めないものです。

本陳情は、同法が制定当時の60年前に多く見られた家制度を前提としており、女性の社会進出が目覚ましい現代社会において、さまざまな弊害を生んでいることを訴え、廃止を求めるものです。

弊害の例として、平成16年11月2日に最高裁で判決が下された弁護士夫婦事件や平成17年7月5日の弁護士・税理士夫婦事件などがあります。これは、夫婦がそれぞれ弁護士や税理士として独立した事業者である場合の一方への報酬についても、所得税法56条を根拠に経費として認めなかったものです。

総務産業委員会の審議では、青色申告の利用が問題回避になるとの主張がありました。しかし、青色申告であっても、家族への給与を経費に算入できるのはあくまで申告上の特典という位置づけであることや、そもそも同じ労働者に対して、青色申告と白色申告で差を設けることなどは、家族労働を事業主の労働の一部とする世帯単位課税の名残です。現実に前述の裁判例に見られる問題も起きていることから、同法の廃止を求める意見は弁護士、税理士の間にも数多く見受けられます。

ある税理士は、今は適正対価の算定は可能になっており、記帳なども申告方法に関わらず義務化されている。そのため、法第56条の廃止に伴う課題については、それぞれ対処が可能であり、実務上の問題はないと言っています。

さらに、国際的にみても、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなど先進国では、家族従業者の給料は必要経費という考え方をとっており、国連女性差別撤廃委員会は日本に対し、同法の見直しを勧告しています。

陳情提出者であります民主商工会によりますと、2019年1月現在、全国で513の自治体が同趣

旨の意見書を採択しているとのことですので。

本議会としても、陳情者の声に真摯に耳を傾け、国際社会、近代社会にマッチした法改正を国に求めるべきではないでしょうか。

以上の理由から、同陳情は採択されるべきものと考えます。ほかの多くの議員の皆様の賛同をお願いし討論を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に小路貴紀議員。

○小路貴紀君 水進会の小路貴紀です。

議第24号第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定についてに賛成の立場から討論します。

まず、第6次水俣市総合計画基本構想では政策分野ごとに6つの基本目標が掲げられています。1つ、地域に根差した強い産業基盤づくり（産業・経済）、2つ、豊かな心で未来に挑戦する人づくり（教育・文化）、3つ、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉）、4つ、次代へつなぐ環境づくり（環境）、5つ、安全で安心して暮らせる生活基盤づくり（生活基盤）、6つ、持続可能な行政基盤づくり（行政経営）。

先に開催された全員協議会において、前回総合計画と比較して環境の取り組みが1番目から4番目になっている、などの意見があったと記憶しております。そういった点も踏まえて、5つの観点で整理したいと考えます。

1つに、前回総合計画と比較して環境の取り組みが1番目から4番目になっているといった優先順位を問うかのような点についてです。そもそも、6つの基本目標に取り組みや成果をあげるべく優先順位が定められているとは通常考えにくいといえます。仮に優先順位があるとするならば、まず産業・経済の政策に着手して、その実績・成果をあげてから次の教育・文化の政策に着手することになります。こうなれば、行政経営は最後になるわけです。単純に考えても、行財政を抜きにしてあらゆる政策を進めることは不可能です。環境を優先しさえすれば、保健・医療・福祉の施策は二の次でも構わないということでしょうか。市民の命を守るための防災や減災の施策は環境よりも後回しでよいということでしょうか。そうではなく、政策分野ごとの6つの基本目標は全てが重要であり、中長期的にそれぞれの分野に関して平行して施策の取り組みが進められると認識すべきであり、優先順位が示されているものではないと考えるのが自然です。

2つに、環境の取り組みが後退しているのかという点についてです。まず、何をもって後退しているかという定義については理解に苦しみますけども、環境の基本目標に関して詳細は割愛しますが、5つの具体的施策が示されております。本市におけるこれまでの環境モデル都市の取り組みは、国内外から高く評価されるものと考えます。しかし、いつまでも環境モデル都市と声を高らかに発信しさえすればよいというわけにはいかなくなっているのが国際的な動きです。

2015年9月の国連サミットで採択されたSDGsに関して、日本政府は2016年5月に安倍総理を本部長として全ての国務大臣がメンバーとなり第1回会合が開催されております。先の一般質問で谷口明弘議員が取り上げられましたが、SDGsの掲げる目標は国際社会全体の持続可能な開発目標として、環境、経済、社会をめぐる広範な課題に総合的に取り組むものとされております。もはや、環境だけ経済だけといった概念はなく、人類がこの地球上で生活を営んでいく上であらゆる関連性をこのSDGsという一言で表されているわけです。

本市は2008年に環境モデル都市に選定されておりますが、環境モデル都市に選定された他市の取り組みを調べてみました。2008年に本市を含め13都市が環境モデル都市に選定され、2013年にかけて合計23都市が選定されております。環境モデル都市からさらに厳選される環境未来都市には23都市のうち4都市が認定されておりますが、本市は含まれておりません。2018年には政府が29都市をSDGs未来都市として選定しましたが、環境モデル都市23都市から選定されたのは9都市。さらにSDGs未来都市29都市から特に先導的な取り組みである10事業を自治体SDGsモデル事業として選定しましたが、環境モデル都市23都市から選定されたのは6都市。国庫補助金交付は2,000万円から4,000万円の範囲で決定しております。この6都市の中にはエコタウンの取り組みなどで連携している北九州市と、本市よりも5年後に環境モデル都市に選定された小国町が選定されており、本市は先を越されているのが実情です。本市における環境モデル都市の取り組みが否定されるものではありませんが、あえて本市と同時期に環境モデル都市に選定された他市の取り組みと比較すれば、2008年の選定から2018年までの10年間こそが停滞していたと言えなくもありません。

今回の総合計画においては、これまでの環境モデル都市の取り組みをさらに発展させ、2020年度に国のSDGs未来都市へ選定されるよう目指すことを盛り込んでいることからすれば、環境の取り組みが決して後退するものではなく、むしろ一歩も二歩も前進させようとする事が明らかです。もしかするとそう遠くない時期に、環境モデル都市という物差しだけでは国内外では通用しなくなるかもしれません。そういうことに備える意味でも、SDGsという馴染みにくい言葉ではありますが、市民の皆様と共有していくことが必要になってくると考えます。補足ですが、生協くまもと様においてはSDGsの取り組みをスタートされております。

3つに、総合計画を否定してないものにする事で、本市への影響は発生しないかという点についてです。私は今議会の一般質問で取り上げました。総合計画は市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、まちづくりの長期的な展望を市民と共有するために必要な計画であること。そして、地方創生の取り組みの前提となる水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略についても、総合計画を基礎としており、負担金・補助金・交付金などの財政面においても国や県などの支援を受ける際の根拠になるものです。

本市の財政が潤沢とはいえない状況で、国や県などの財政面の支援を否定すれば、本市の事業は成り立たないのは周知の事実です。自主財源だけでどれだけの市民サービスが提供できるのでしょうか。市民は安心・安全・幸せを感じることができるのでしょうか。医療や福祉、市民の命を守る防災や減災、本市の将来を担う人材育成は必要ないのでしょうか。平成31年度一般会計予算には、既に総合計画に連動した子ども・子育て世代への支援策など多くの事業が盛り込まれております。それらの関連性に矛盾が生じてはいけないと思いますし、総合計画の必要性を否定することで、国や県などの財政面の支援が得られなくなることは本市にとって有益ではなく、最も被害を受けて不幸になるのは市民の方々です。議会の判断で市民生活が脅かされることは許されないと考えます。

4つに、総合計画を通じて市民及び職員、行政とともに議会と一緒に歩いていく姿勢が示せるかという点についてです。第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画における策定過程は、平成30年4月から平成31年3月まで1年を要しております。庁内では庁議を4回開催して延べ40人、策定委員会も4回開催して延べ88人、作業部会においては病院事業職員を含め約700人のうち、6つの部会を構成して延べ約150人の職員が携わっております。専門の策定審議会にも延べ58人、市民ワークショップには高校生も含めて延べ122人が参画していただいておりますが、こういった実情を反対の意を持たれる議員はご存知だったのでしょうか。そして、市議会に対しては全員協議会で3回の説明を受けております。職員の皆さんは自らの業務遂行をもとに本市のあるべき姿を描く中で具体的な目標値を設定されております。環境の取り組みを重要視したいとする思いはあるかもしれませんが、木を見て森を見ずの判断で、これだけ多くの市民や職員、有識者の労力を無にしてしまつては議会の信用は大きく失墜してしまいます。行政施策において、市民ワークショップという形で市民の参画を得る機会は今後ますます重要になってくると思われます。そういった中、議会が全体を見通せない判断を下すことになれば、市民や職員の方々からそっぽを向けられ市民参画の意識が減退する要因を議会が作り出してしまうことになりかねません。議会が市民や職員、行政と課題を共有し、一緒に取り組んでいくことを放棄し、議会優先・優位という悪しき印象を植えつけてしまいかねないか大いに危惧する次第です。

最後5つに、議員の役割と責任において行政へのチェック機能を果たしているかという点です。今議会で総合計画に関する一般質問を行ったのは、谷口明弘議員と私の二人でした。一般質問をするしないはそれぞれ議員の自由でしょうし、どういった項目を取り上げるかも自由でしょう。ただ疑問に思うことなどは、積極的に一般質問の場を活用して建設的に意見を交わしてもいいのではないのでしょうか。解決するか否かは別として、執行部の本意を確認したり、問題提起をすることは可能です。結局は昨年9月議会における文化会館改修の工事請負契約と同様に、議案質疑や一般質問での建設的なやりとりをされないまま、常任委員会での審議だけで総合計画を反

対とする結論へ至ることに疑問を抱きます。議員としての役割と責任において、十分なチェック機能を果たしていると自信を持って市民に説明し得ると思われておられるのかお尋ねしたいところであります。

以上のように、第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の重要性と必要性に疑いの余地はありません。市民生活への影響を及ぼしてはならないこと、そして何よりも大事なのは、議会に対する市民や職員の方々からの信用と信頼を損なってはならないことです。多岐にわたる政策分野や施策の中から、環境の側面だけを切り抜いて判断し、結果的に総合計画の全てを否定することになれば、本市並びに市民の皆様へ及ぼす影響ははかり知れません。超高齢社会が進む現状において、若い世代に本市の将来を託す意味でも、総合計画こそが全会一致で可決されることが極めて重要であると考えます。

議員の皆様方におかれましては、良識ある判断を切にお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（福田 齊君） 次に塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 真志会の塩崎達朗です。

私は、議第24号水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画について賛成の立場で討論いたします。

この第6次水俣市総合計画においては、平成30年6月より市民ワークショップ、策定審議会、市議会、パブリックコメント、庁内組織での検討が重ねられてきました。目指す将来像として、平成29年1月に市内11,891世帯を対象にアンケート調査が行われています。その中で4,222世帯（回収率36%）の回答があります。その結果7割の方が「好き、住み続けたい」、半数以上の方が「おおむね満足」と答えられた反面、別の質問では7割の方が「活気がない、雇用が少ない」、6割の方が「経済は下向き」と回答されたといえます。一方、満足度が高かったのは自然・環境・医療・保健の分野だったそうです。

市民ワークショップは平成30年6月から8月の2カ月間に4回を開催し、参加者数122名でした。このワークショップの中であなたが目指す10年後の水俣というのを出示していただいた時、20から70代までの28人から出されたのが、「活気」「住みたい・住んでいたい」「環境」と続いております。環境を軽視しているというより、今や環境に配慮した生活やまちづくりは市民にとって当たり前のことになっているのだと思います。こういったことに鑑みて、子どもから高齢者まで全ての世代が水俣に暮らす喜び（幸せ）を感じられるまちを目指す思いでつけられたキャッチフレーズが「みんなが幸せを感じ、笑顔あふれる元気なまち、水俣」であって、市民の皆さんの意見・考えが後押ししたキャッチコピーであると思います。また、豊かな環境があって、市民の生命と健康が守られていなければ、幸せを感じることも笑顔になることもないし、元気なまちとは

言えないのではないのでしょうか。環境配慮のまちづくりの理念が消えてしまうことはあり得ないことだと思います。

基本目標のところ、環境の記載順は環境軽視ではないかと言われていましたが、執行部の答弁にあったように、基本的な考え方として、今回掲げた産業・経済、教育・文化、保健・医療・福祉、環境、生活基盤、行政経営の6本の柱は全てが重要項目であり、記載された順番で優劣がつくものではないと私も思います。

以上のことから、環境が軽視されているとは考えられませんので、議第24号については議案どおり可決すべきであります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（福田 齊君） 次に谷口眞次議員。

○谷口眞次君 無限21の谷口眞次でございます。最後の討論になりますけども、よろしくお願いいたします。

陳第1号消費税10%増税中止を求める意見書提出についての陳情について、賛成の立場で討論いたします。

陳情の提案者からこのような話がありました。ある子育て世代の主婦は「消費税が10%になると今でさえ食費を削り削っているのに、育ち盛りの子どもたちにどう食べさせてやればいいのか。」、また中高年の女性は「衣類などほとんど買ってない。昔のもので間に合わせている。これ以上の増税はやめてほしい。」と、市民からの悲鳴が上がっているとのことでした。

今年10月から全世帯型社会保障の実現に向けた財源確保などを理由に増税が実施されようとしています。この社会保障の実現については、私も十分理解をいたしますが、2014年の増税の際も、社会保障の充実を目標に引き上げられてきたものの、充実どころか年金は下がり、医療や介護の負担は増え、生活保護費まで引き下げられるなど、社会保障がよくなったとは決していえないのが実態であります。

東京商工リサーチが、8,298社に対する消費増税に関するアンケート調査結果を発表しています。アンケート結果によりますと、増税を延期・中止すべきが49.5%、半数近くを占めています。そして、景気が悪くなると懸念する企業は57.8%と60%近くになっています。

そもそも消費税は所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠であります。

社会保障や国の財源が不足するから消費税を増税するといっていますが、財源が不足する原因は、所得税の最高税率と法人税率の引き下げや、研究開発減税や大企業優遇税制、防衛費の増額等にあります。税金の集め方、そして使い方を改め、大企業や富裕層を優遇する不公平税制などを正せば、消費税に代わる財源を生み出すことが必ずできるはずであります。

政府はいただいた増税分は全て還元するといっています。いわゆる増税対策費のことでしょう。景気の悪化を認めているようなもので、返すくらいなら初めから増税は中止すべきであります。

また、日本商工会議所や日本チェーンストア協会なども軽減税率導入などに反対をしています。混乱を拡大する複数税率やポイント還元、4年後のインボイス制度の導入など、中小企業や小規模事業者にとっても死活問題であり、反対する声が広がっています。

10月の消費増税が私たちの暮らしや地域経済を直撃することになり、再び増税不況が起きるのは必至であります。

水俣市民からのこの切実な陳情は、市民生活や地域経済、あるいは自治体財政の安定のためにも、議会として重く受け止め、国への増税反対の意見書を提出すべきであると考えます。

反対の討論もないようでありますので、議員各位のご理解をよろしくお願いを申し上げまして、陳第1号についての賛成討論といたします。

○議長（福田 斉君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第1号旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第10号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてまで、10件を一括して採決します。

本10件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本10件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本10件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第11号平成31年度水俣市一般会計予算についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福田 斉君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第12号平成31年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算から、議第17号平成31年度水俣市水道事業会計予算まで、6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本6件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本6件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第24号第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福田 斉君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第25号指定管理者の指定についてから、議第36号工事請負契約の締結についてまで、11件を一括して採決します。

本11件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本11件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本11件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 次に、陳第1号消費税10%増税中止を求める意見書提出についての陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福田 斉君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長(福田 斉君) 次に、陳第4号所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福田 斉君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

日程第32 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 陳第1号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度及び、開かれた最低賃金審議会のある方を求める陳情について

1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長(福田 斉君) 日程第32、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成31年3月8日

総務産業常任委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第1号	最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度及び、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成31年3月8日

厚生文教常任委員長 牧下 恭之

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成31年3月6日

議会運営委員長 野中 重男

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第33 議第37号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 齊君） 日程第33、議第37号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議第37号

水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。
平成31年3月14日

提出者
議会運営委員会
委員長 野 中 重 男

水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例

水俣市議会委員会条例（昭和46年条例第38号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項の表中

名 称	定 数	所 管 事 項
総務産業	8	1 総合政策部の所管事項
		2 総務部の所管事項
		3 産業建設部の所管事項
		4 会計課の所管事項
		5 選挙管理委員会の所管事項
		6 監査委員の所管事項
		7 農業委員会の所管事項
		8 水道局の所管事項
		9 議会事務局の所管事項
		10 その他、他の委員会の所管に属しない事項

を

名 称	定 数	所 管 事 項
総務産業	8	1 総務企画部の所管事項
		2 産業建設部の所管事項
		3 会計課の所管事項
		4 選挙管理委員会の所管事項
		5 監査委員の所管事項
		6 農業委員会の所管事項
		7 水道局の所管事項
		8 議会事務局の所管事項
		9 その他、他の委員会の所管に属しない事項

に

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

水俣市部設置条例（昭和34年告示第11号）の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長野中重男議員。

（議会運営委員長 野中重男君登壇）

○議会運営委員長（野中重男君） 議第37号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、水俣市部設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項を変更する必要があるため、本案のように制定するものであります。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、全会一致の御賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま議会運営委員長から提案理由の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第37号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

退職議員並びに市長のあいさつ

○議長（福田 斉君） ここで、任期満了に伴い、発言を求める議員があります。

この際、順次発言を許したいと思います。

初めに、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 みなさんこんにちは。野中重男です。

今日はこのような機会を与えていただきまして、心から感謝申し上げます。

この20年間を振り返りまして、私は市民の皆さんのお役に立てただろうか。水俣の将来を見据えた仕事ができただろうか。様々なことを考えます。そして、できることは力を尽くしてきたつもりでも、胸を張れるかっていったら、ちゅうちょするところもあります。この20年間の議員活動で学んだことは数えきれません。歴代の市長や議員の皆さんには、政治に携わる者としての観点や姿勢を学びました。また、議会事務局を初め、職員の皆さんには、それぞれの制度を基礎から教えていただき、水俣市政が積み上げてきた英知、その意義や到達点、これからの課題も学びました。それらの中から自分自身の考えもまとめて、改善すべきものを考える機会も作っていただきました。市役所の職員の皆さんの一つ一つの仕事があるから水俣市は維持され、市民の生活は守られ、成り立っていることに気づくことも多々ありました。無礼なことも多々申し上げたと思いますけれども、同じ空間をご一緒していただいた皆さんに心から感謝を申し上げたいと思います。

20世紀は民族独立の世紀だったというふうにいわれます。21世紀は環境の世紀だと私は思います。これを抜きにして地球の未来はないと思うからです。トヨタ自動車がガソリンとバッテリーを併用して動く自動車を作り出したころ、トヨタの幹部役員は環境への姿勢こそ、これからの産業や社会で大切になるキーワードだと述べました。そして、プリウスを発売し、国民から爆発的な支持を得ました。今この環境を全てにおいて基礎的理念におく、この視点なくして未来は語れないのではないのでしょうか。この視点は全てにおいて共通すると思います。全国のそれぞれの自治体には特徴があります。日本中と世界が水俣に注目していることは何でしょうか。それは公害を経験したまちがどのように再生しようとしているか。また再生するために努力しているかではないのでしょうか。人類のあるいは先進的普遍的価値に立脚して市政が進むことを心から願いたいと思います。

最後になりますが、議員の皆さんや執行部の皆さん、議会事務局や職員の皆さんの今後のご健勝とご活躍を祈念申し上げまして、挨拶といたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（福田 斉君） 次に谷口眞次議員。

（谷口眞次君登壇）

○谷口眞次君 みなさんこんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、今期をもって議員を引退するに当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

私は平成14年2月、補欠選挙で初当選をさせていただき、17年の歳月が流れました。これもひとえに御支援いただきました市民の皆様方、そして会派の同僚議員を初め、全ての議員の皆様方のおかげだと思っております。また、歴代市長を初め、執行部の皆様方には御指導、御鞭撻を賜り、本当にありがとうございました。この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

17年間の活動の中で、様々な思い出や出来事がございました。私は思い出に残る一番の出来事は、何ととっても平成16年3月に突然持ち上がった産廃処分場問題であります。水俣の命と水を守る市民の会が結成されまして、今は亡き坂本ミサ子会長のもと、同僚議員とともに市内全域を説明会や広報活動、そして計画中止の要望活動などに邁進した4年間でありました。市としても平成18年、当時の宮本市長を先頭に産廃対策室が設置され、市内56団体と行政が一丸となって、様々な運動を展開し、平成20年6月、奇跡ともいえるような短期間で処分場計画撤回となりました。行政と水俣市民の底知れないパワーを感じた出来事でありました。やはりこのパワーの源は、環境という基本理念が常に市民の心の中にあっただからこそ、できた快挙じゃなかったでしょうか。今後も水俣の豊かな自然環境が守られ素晴らしい環境の生活ができるように願っておるところでございます。

さて今年はいよいよ新しい時代の幕開けの年、市制70周年の節目の年でもございます。今回また立候補されます議員の皆様には、ぜひまたこの議場に帰っていただき、市勢発展のために飛躍の年となりますよう、頑張ってくださいと思います。私も一市民として、今後の市勢発展を見守っていきたいと思います。

最後に全ての職員の皆様方には、市民の様々な要望に、親身にそして迅速に対応していただきました。心から感謝を申し上げますとともに、今後の御活躍と御健勝を心から祈念を申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。

17年間本当にありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。(拍手)

○議長(福田 齊君) 次に、私も発言をお許しいただきたいと思っております。

(福田 齊君登壇)

一言御挨拶申し上げます。議会最終日、貴重な御時間をいただきありがとうございます。

今を去ること16年前、市民の皆様方の付託を受けまして、水俣市議会の末席に座る栄をいただきました。しかしながら、その感激に浸る間もなく、あの土石流災害という水俣市にとりまして、未曾有の大災害が発生いたしました。急行した災害現場の惨状を見て、あるいは災害対策に当たる関係者の方々に前をし、議員として早急に何をやるべきか答えが出せず、ただただ情けなく

なった自分を16年たった今でも忘れることができません。

やがて、平成の世が終わります。平成最後の市議会ということで、感慨深いものがございます。過去の先輩議員あるいは同僚議員とともに、行政職員の皆さんを交え、市の発展を旗印に今まで汗を流せてくれたことを誇りに思います。思えばこれまで自分の羅針盤として「まっぼし」を念頭に、議員活動一筋に歩んでまいりました。思うがままの融通の利きにくい、いつまでも新人議員程度でしかありませんでした、私ごときが議員を全うできたということで、少しはハードルも下がり、水俣の後に続く若者が議員にトライしやすい環境づくりに寄与できたと自負いたしております。

余談になりますが、任期中は競り舟市議会チームでずっとはな漕ぎを務めさせていただきましたことは、末代までの我が家の誇りにしたいと思います。

これからは66歳、待ってました議員退職。第三の人生に向かって生涯現役の精神で、市の行く末を一市民として関心を持ちながら、温かく見守っていきたいと思います。

結びになりますが、議員各位の奮闘による議会の益々の活性化と、あわせて高岡船長率いる水俣丸が前途洋々たる航海であれとエールを送りながら、私の挨拶といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長（高岡利治君） ただ今、議長から発言をお許しいただきましたので、市議会本会議の場ではございますが、議員の皆様に対しまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

まずは、今議会におきまして、市政運営の基本となる第6次水俣市総合計画を初め、多数の議案について、慎重審議を尽くしていただきましたことに対し、感謝を申し上げます。

皆様方から種々賜りました御意見については、真摯に受け止めますとともに、今後の市政運営の中で、活かしてまいりたいと思います。

御勇退される方々から御挨拶がありました通り、幾多の功績を残された皆様の任期も、満了まで、あと1月余りを残すのみとなりました。

顧みれば、今任期中、熊本地震が発生し、熊本県下全体が激動の時期でありました。

この未曾有の大災害の中、行政執行部と市議会が『チーム水俣』として一体となって、市民の皆様への安全な生活の確保に全力を尽くすとともに、この県南の地から熊本県を支えてきたと、思っております。

水俣市新庁舎建設の実現は、国や関係各位の御支援とともに、この『チーム水俣』の底力の結果であると認識しております。

この4年間というのは、これまでも諸先輩方が積み重ねてこられた歴史の中で、今後の水俣市

の礎となる重要な4年間でありました。

ここに、市勢発展に向けた皆様のためゆみない御努力に対し、謹んで敬意と感謝を申し上げたいと思います。

今期で勇退される議員の皆様方におかれましては、どうぞ、御勇退後も、ふるさと水俣の発展のため、御指導賜りますようお願い申し上げます。

また、それぞれの志のもと、引き続き立候補される議員の皆様におかれましては、強い信念と志を持って、再び市民の皆様の信任を得て、この議場でお目にかかることを、お待ち申し上げます。

結びに当たり、これまでの御厚情に対しまして、深く感謝申し上げますとともに、くれぐれも健康に留意の上、御自愛くださいますよう祈念申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（福田 齊君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成31年第1回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 福田 齊

署名議員 田口 憲雄

署名議員 藤本 壽子

平成31年3月第1回水俣市議会定例会（2月20日～3月14日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第1号	旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月20日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第2号	水俣市健康づくり条例の制定について	2月20日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第3号	水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月20日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第4号	水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について	2月20日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第5号	水俣市森林経営管理基金条例の制定について	2月20日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第6号	水俣市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	2月20日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第7号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	2月20日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第8号	水俣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月20日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第9号	水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月20日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第10号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	2月20日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第11号	平成31年度水俣市一般会計予算	2月20日	各 委	3月14日 原案可決	
議第12号	平成31年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	2月20日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第13号	平成31年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	2月20日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第14号	平成31年度水俣市介護保険特別会計予算	2月20日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第15号	平成31年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	2月20日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第16号	平成31年度水俣市病院事業会計予算	2月20日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第17号	平成31年度水俣市水道事業会計予算	2月20日	総務産業	3月14日 原案可決	

議第18号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	2月20日	各委	2月20日 原案可決	
議第19号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	2月20日	厚生文教	2月20日 原案可決	
議第20号	平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	2月20日	厚生文教	2月20日 原案可決	
議第21号	平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）	2月20日	厚生文教	2月20日 原案可決	
議第22号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	2月20日	総務産業	2月20日 原案可決	
議第23号	平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）	2月20日	総務産業	2月20日 原案可決	
議第24号	第6次水俣市総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定について	2月20日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第25号	指定管理者の指定について （水俣市ふれあいセンター）	2月20日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第26号	指定管理者の指定について （水俣市ワークプラザ）	2月20日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第27号	指定管理者の指定について （みなまた環境テクノセンター）	2月20日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第28号	指定管理者の指定について （湯の鶴観光物産館）	2月20日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第29号	指定管理者の指定について （水俣市湯の鶴温泉保健センター）	2月20日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第30号	指定管理者の指定について （みなまた観光物産館まつぼっくり）	2月20日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第31号	指定管理者の指定について （湯の児フィッシングパーク）	2月20日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第32号	指定管理者の指定について （水俣市立総合体育館（南部館））	2月20日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第33号	市道の路線認定について	2月20日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第34号	水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	2月20日	省略	2月20日 原案可決	
議第35号	水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	3月6日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第36号	工事請負契約の締結について	3月6日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第37号	水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	3月14日	省略	3月14日 原案可決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告1号	専決処分の報告について	2月20日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	3月14日	総務産業	3月14日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	3月14日	厚生文教	3月14日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	3月14日	議会運営	3月14日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第1号	消費税10%増税中止を求める意見書提出についての陳情について	水俣市栄町1丁目 1-25 林田 エイ子	総務産業	3月6日	3月14日 不採択

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第1号	最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度及び、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について	水俣市浦上町 3-93 中山 徹	総務産業	平成30年 6月13日	3月14日 継続審査
陳第4号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について	水俣市栄町1丁目 1-25 北薊 正人	総務産業	平成29年 6月22日	3月14日 不採択